

平成 17 年度版鳥取県環境白書 の発行にあたって

この環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにしたものです。

第一章では、鳥取県が環境分野で力を入れている重点取り組みテーマの 5 つについて、現状と課題、実施する施策、今後の取り組み方針についてまとめました。

第二章では、鳥取県環境基本計画の施策体系に沿って、平成 16 年度までの取り組み結果と、平成 17 年度に取り組んでいる内容を掲載しています。

※各事業ごとに担当課室名を掲載しています。

※本環境白書は、鳥取県の環境に関するwebサイト(愛称:エコなび)からもご覧になれます。
<http://www.pref.tottori.jp/seikatu/kankyo/top.htm>

表紙・裏表紙写真の解説

<表紙左上> 鳥取市越路の大型風力発電	<表紙右上> 白壁土蔵群(国の重要伝統的建築物保存地区) (倉吉市)
<表紙左下> ラムサール条約登録を記念して開かれた、中海・宍道湖ラムサール条約記念登録シンポジウム (写真提供:山陰中央新報社)	<表紙右下> 「とっとり環境ネットワーク」設立会議の様子 (平成17年6月 於:鳥取県民文化会館)
<裏表紙> 米子水鳥公園(米子市)	

平成17年度版鳥取県環境白書の発行にあたって

平成11年6月に片山知事がISO14001の取得を宣言し、県庁自らが率先して認証取得して以来、鳥取県は「人と社会と自然との共生」を基本テーマに、「環境立県」を目指し、鳥取環境大学の開設（H13）、鳥取県版環境管理システム（TEAS：テス）の創設・普及（H14）、産業廃棄物処分場税（H14）・森林環境保全税（H15）の創設、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例の制定（H16）など、県独自の施策を積極的に展開し、県民、企業の環境への取組を応援してきました。

また、昨年2月16日には京都議定書が発効し、環境への取組は実践する時代になりました。地球温暖化防止、循環型社会形成、自然環境保全、どれをとっても、頑張る人だけが頑張る解決できる問題ではありません。全ての県民、企業、行政、一人一人が、自らの可能な環境取組を一つ一つ積極的に実践していくことが必要です。いわば、県民運動的な展開が必要です。

そんな中、環境の保全と創造に関する活動(環境配慮活動)を行うさまざまな団体や企業、個人が集まり、各々の自主的な行動目標や行動計画等の情報交換、共に行動する者への参加呼びかけなどを行う、県民主体の「とっとり環境ネットワーク」が平成17年6月に設立されました。この団体は、参加者の連携、相互活動支援、参加者を増大させ県民一丸となって環境立県を進める県民の集まりです。このネットワークが大きく広がり、県民・企業・行政の環境活動は日本で一番であると称えられるよう、皆様の参画・実践をお願いします。

このような流れの中で、本年度の鳥取県環境白書は、平成17年2月に制定された鳥取県環境基本計画と環境立県アクションプログラムの内容に沿って、内容を再構成しております。環境の現状や施策の紹介に加え、冒頭に、二酸化炭素等温室効果ガスの削減、自然エネルギーの導入といった重要テーマごとの現状と課題、これまでの取組、今後の方向性を分かりやすく示すことによって、読者の皆様に短時間で鳥取県の環境問題の全体像を把握して頂くことに努めています。本書を皆様一人ひとりの実践に大いに役立てて頂きたいと思っております。

平成18年2月

鳥取県生活環境部長 塚田 勝

平成17年度版鳥取県環境白書もくじ

平成17年度版鳥取県環境白書の発行にあたって 鳥取県生活環境部長

平成17年度版鳥取県環境白書もくじ

序章 私たちをとりまく環境分野の動向	1
第一章 総論	
環境立県を目指す鳥取県～枠組み～	
1 環境立県の歩み	3
2 環境立県第2ステージでの取組み	3
3 環境基本計画の改定とアクションプログラムの策定	3
鳥取県の環境の現状と取組み	
1 すべての主体の連携・協働による環境立県	6
2 循環を基調とする経済社会システムの実現	9
3 自然と人間との共生の確保	21
4 快適な環境・美しい景観の保全と創造	32
5 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携	38
第二章 各論（平成16年度に講じた施策、平成17年度に講じる施策）	
第1節 すべての主体の連携・協働による環境立県	
・ 環境教育・学習の推進	46
・ 環境配慮活動の推進	49
・ 環境立県県民運動の推進	49
・ 大学との連携	53
第2節 循環を基調とする経済社会システムの実現	
・ 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理	54
・ 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成	58
・ 大気、水、土壌環境の保全	60
・ 環境ホルモンなど化学物質の適正管理	65
第3節 自然と人間との共生の確保	
・ 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生	67
・ 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生	68
・ 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保	71
・ 人と自然とのふれあいの確保	75
第4節 快適な環境・美しい景観の保全と創造	
・ 美しい景観の保全と創造	78
・ 歴史的、文化的環境の保存と整備	80
・ 環境影響評価の推進	81
第5節 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携	
・ 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減	83
・ 自然エネルギーの導入	84
・ 酸性雨、黄砂防止対策の推進	85
・ 国際連携の推進	86
第6節 共通的・基盤的施策の推進	
・ 社会経済・交通の状況等	87
・ 公害紛争処理	87
資料編	
資料1 環境行政史	88
資料2 市町村アジェンダ策定状況	90
資料3 ISO取得企業一覧	91
資料4 鳥取県環境管理システム（TEAS）登録状況	93
資料5 地球温暖化防止に向けたアクションプログラム	95
資料6 関連資料	98

序章

私たちをとりまく環境分野の動向 ~ 国際社会・日本社会 ~

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを前提にした環境への取り組みでは、その効果には限界がある。限られた環境容量の中で持続可能な社会を構築していくことが必要であり、今日の社会経済システムそのものの見直しを図ることが求められている。

【1 世界的な動き】

食料、人口、資源エネルギー、戦争などの諸問題と並び、環境問題は最重要問題である。これには20世紀後半のわたしたちの生命活動の活発化が背景にある。実際に1950年から20世紀中に、GNPは5.0倍、穀物生産は2.7倍、漁獲高4.5倍、石油生産は5.6倍となった。このように「大量生産」されたものは、「大量消費」され、さらに「大量廃棄」されてきた。

1972年に、ストックホルムで「国連人間環境会議」が開かれ、113カ国が参加し、「人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則」が必要であるとうたった「人間環境宣言」が採択された。

この頃には、身近な環境の汚染や自然破壊など、地域的な課題を主としていたのだが、固形物のほか、液体が海洋に、気体が大気中に大量に廃棄されたことは、被害の広域化につながった。かつて限られた地域の問題だったものが、産業の発達と共に世界規模へと拡大した。

1972年以後、地球環境問題を解決するための基本的な概念である「持続可能な開発」を明確に打ち出したのが、国連の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」だった。日本の提唱で設置されたこの委員会は、報告書「われら共有の未来」をまとめた。その中で、持続可能な開発を「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」と定義し、この概念に従った開発の必要性を強く訴えた。目先の利益を優先して開発を進めると、環境が破壊され、結局は経済発展にも悪影響を及ぼすという反省を踏まえたもので、「持続可能な開発」は地球環境問題のキーワードになった。

1988年の夏、地球温暖化とオゾン層の破壊が大きな問題となった。それまでの環境問題とは空間的な広がりや桁違いに大きく、従って影響も大きい。

「地球環境問題」に変化した背景には、人間活動の影響が地球の許容量を越えるまでに拡大したことがある。これは全世界的な問題である。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨をはじめ、砂漠化や野生生物の減少も無視できない。さらには極地域の氷の融解による海面上昇、紫外線増加による皮膚ガンや白内障などの人体への影響、水域の酸性化で湖沼や生態系への影響などが危惧されている。

このような時代背景の中、人間環境会議から20年を記念して1992年リオデジャネイロにおいて、いわゆる地球サミット、「環境と開発に関する国連会議」が開催された。メインテーマは、「環境と開発の両立を目指す持続可能な開発の実現」であり、この場で「気候変動枠組条約」が採択された。1997年にはその第3回締約国会議（COP3）が京都で開催され、各国の温室効果ガス削減目標を定めた「京都議定書」が採択された。2001年モロッコのマラケシュで開催されたCOP7では運用の細目が法的に決定され、先進国の1990年のCO₂排出量の55%以上を占める先進国を含めた55ヶ国以上の国の批准が求められ、最大の排出国である米国の不参加やOPEC諸国の反対等により発効に苦慮してきた。これらの困難を乗り越え、2004年に同議定書に大量CO₂排出国のロシアが署名したことで、2005年2月16日の発効にまでこぎつけた。

また、2002年8月~9月にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では「持続可能な開発のための実施計画」が採択された。これが着実に実施されるよう、国連を通じ世界をあげて取り組んでいる。

鳥取県においても、2004年6月に米子市で開催されたエコアジアでは、このヨハネスブルグサミットに提言をしたAPEFD（アジア太平洋環境開発フォーラム）、やAPEIS（アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト）の活動報告をし、各国大臣や国際機関等による議論が行われ、国際会議がより身近なものになった。

【2 日本での動き】

環境省は「日本は公害を克服し、成長したという貴重な経験がある。その経験を世界に示すことで貢献したい」と話す。日本では、平成12年12月に新たな「環境基本計画」を決定し、国の環境保全施策の総合的方向性が明らかにされた。これは、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期的目標を掲げ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指す、というものである。

また、平成13年2月に内閣総理大臣主催の「21世紀『環の国』づくり会議」が開催され、20世紀型の「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会」から「持続可能な簡素で質を重視する循環型社会」への転換などの、『環の国』の実現へ向けての施策の検討が行われた。

循環型社会形成に向けてさまざまなリサイクル法が徐々に整備され、環境とは相対しているように思える産業活動において、私たち消費者の行動により環境負荷を減らし、ものやお金の流れを変え、変革をおこし、環境革命の時代へ生まれ変わろうと提唱している。またそのためには、私たち一人ひとりの参加が大切であり、積極的に関与していく意識を持つように呼びかけている。

また、ロシアが「京都議定書」を正式に批准したことにより、2005年2月に発効された。京都議定書が発効すると、日本はCO₂等の温室効果ガスの排出量を2008~12年において、1990年レベルから6%減らすことが義務づけられている。

現在、日本のCO₂排出量は削減どころか増加している。このため、環境省では石油・石炭・天然ガス等すべての化石燃料と電気に課税する「環境税」案を示している。ガソリン1リットルあたり約1.5円、1世帯当たり年間平均約2,100円の負担額の試算である。産業界からの反対もあり、導入はまだ検討中であるが、この税により温室効果ガスの3.5%程度削減が可能と試算されている。

第一章	総論：環境立県を目指す鳥取県 ～ 枠組み～
------------	----------------------------------

【1 環境立県の歩み】

年 月	事 項
平成11年3月	「鳥取県環境基本計画」策定
平成11年6月	片山知事がISO14001認証取得を宣言
平成12年12月	鳥取県庁がISO14001取得
平成13年3月	「新エネルギービジョン」策定
平成13年4月	鳥取環境大学の開設(我が国唯一の環境専門大学) 「鳥取県自動車等の適正な保管の確保に関する条例」の制定
平成13年12月	「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」の策定
平成14年3月	「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」の策定 「鳥取県版環境管理システム認定制度(TEAS)」の創設
平成14年7月	「鳥取県産業廃棄物処分場税条例」の制定 鳥取県衛生環境研究所の開所
平成15年4月	地域資源を再認識し地域の自立を進める「鳥取ルネッサンス運動」を展開
平成16年3月	森林環境保全税を創設する条例を可決
平成16年6月	エコアジア(アジア・太平洋環境会議)2004を米子市で開催
平成16年9月	「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」の制定
平成17年2月	「鳥取県環境基本計画」改定 「鳥取県環境立県アクションプログラム」策定
平成17年6月	とっとり環境ネットワークの設立

【2 環境立県第2ステージでの取り組み】

上表のとおり、鳥取県は、平成12年に県庁自らが率先して ISO14001を認証取得し、「人と社会と自然との共生」をテーマに「環境立県」を掲げ、様々な独自の取り組みを展開してきた。今後は実践中心の「環境立県第2ステージ」として、県民、企業一人ひとりの実践の支援に一層の重点をおいて施策を展開していく。

具体的には「環境立県アクションプログラム」で定めた平成22年度目標を達成するために施策を立案し、さらに県民一丸となって環境立県を進める県民の集まりである「とっとり環境ネットワーク」の活動に協力・支援しながら、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、次世代への自然環境の継承などの施策を実施する。

【3 環境基本計画の改定とアクションプログラムの策定】

平成11年3月に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」(以下「基本条例」という。)の規定に基づく「鳥取県環境基本計画」を策定し、計画の「目標」、「施策の方向」に沿って環境施策を進めてきましたが、計画策定から6年が経過し、環境の状況、社会経済情勢の変化及び科学技術の進展など環境問題を取り巻く状況は大きく変化してきたため、平成17年2月に計画を改定したところである。

本計画では、基本条例の基本理念に基づき、中長期的な視野に立って5つの目標を設定した。

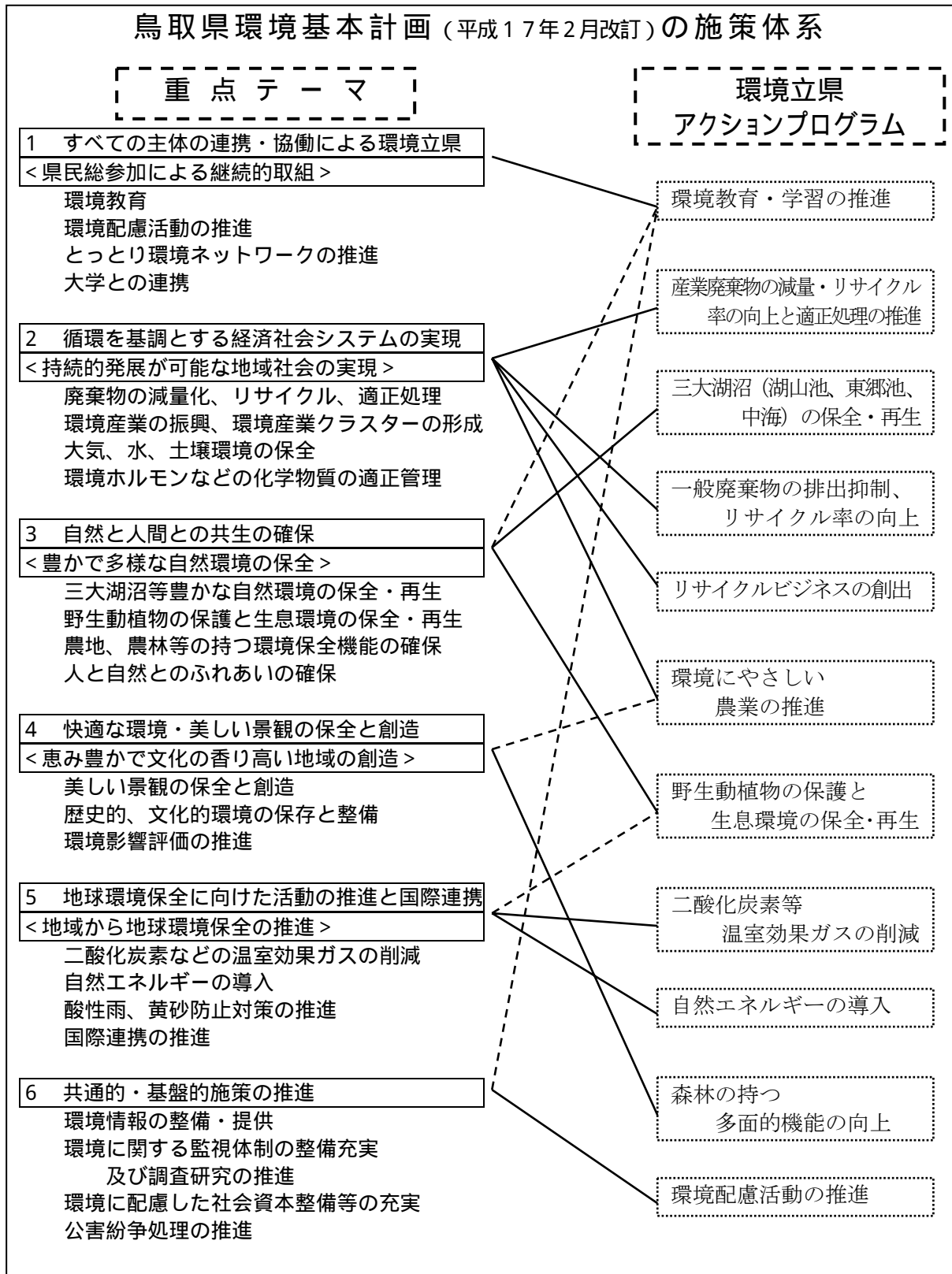
I	すべての主体の連携・協働による環境立県
II	循環を基調とする経済社会システムの実現
III	自然と人間との共生の確保
IV	快適な環境・美しい景観の保全と創造
V	地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

また、計画の中で、重点的に推進する施策として「環境立県アクションプログラム」を策定し、11項目にわたって3年後の目標とその目標を達成するための具体的な施策を掲げている。

当アクションプログラムは、鳥取県庁 ISO14001と協調を図りながら、**計画** → **実行** → **点検** → **見直し**により進行管理を行うこととしているが、見直しや追加には県民の声を反映させることとし、県民との協働システムの構築を目指している。

表 環境立県アクションプログラムの目標と主な施策

1. 二酸化炭素等温室効果ガスの削減	目標:平成22年度の電力・石油の使用量を平成12年度に比べて16%削減する取組を進める。 施策:アイドリングストップ運動の支援や公共交通機関の利用促進事業者等の認定、推進 等
2. 自然エネルギーの導入	目標:3年間(H17～H19)で自然エネルギーを5万 kW 導入する。 施策:ペレットストーブや風力発電などの導入推進及び自然エネルギーの導入、支援する市町村への助成 等
3. 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル率の向上	目標:排出量を10%削減し、リサイクル率を全国一の40%を目指す 施策:生ごみの分別等市町村、県民、事業者で検討した取組方針を県下の市町村へ普及、啓発 等
4. 産業廃棄物の減量・リサイクル率の向上と適正処理の推進	目標:最終処分量を半減し、減量・リサイクル率97%を目指す 施策:企業間のマッチングを進め循環型産業クラスター形成や紛争処理制度等を盛り込んだ設置手続条例を制定 等
5. リサイクルビジネスの創出	目標:3年間でリサイクルビジネス30事業以上創出 施策:共同研究助成、制度融資、県認定グリーン商品協議会への支援 等
6. 県内三大湖沼の保全・再生	目標:ワカサギやシラウオなど以前多数生息していた生物の生息環境への改善 施策:生活排水対策の推進、地域住民、NPO等多様な主体が参画した“自然再生協議会”の設立、運営の支援 等
7. 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生	目標:保護活動を行う団体の数を50団体(H16:9団体)にする。 施策:特定希少野生動植物すべての指定種について保護管理事業計画を策定 等
8. 環境にやさしい農業の推進	目標:有機農産物等の認証面積を543ha(H16)から700haとする 施策:農薬の適正使用や有機農産物等の栽培技術の指導を行うとともに、エコファーマーの認定、支援 等
9. 森林の持つ多面的機能の向上	目標:3年間で11,000haの間伐を実施し、森林の持つ多面的機能を高める 施策:間伐の実施、搬出の支援及び森林環境保全税の税収を活用した強度間伐による広葉樹との混交林化 等
10. 環境教育・学習の推進	目標:環境教育・学習参加者数を年間10万人にする(H15:約4万人) 施策:公民館や自治会、PTA、学校での一層の実施に向けて、積極的な情報提供・支援の実施 等
11. 環境配慮活動の推進	目標:ISO、鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得者数を600にする 施策:企業への専門家の派遣や学校での TEAS 取得の働きかけ 等



第一章

総論：鳥取県の環境の現状と取り組み
～重点テーマ1 すべての主体の連携・協働による環境立県～

【1 現状と課題】

今日の環境問題は、日常生活、事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っており、その解決に向けては、すべての県民、企業、行政が自ら可能な環境配慮活動に積極的に取り組むことが必要である。

本県は環境を重視した地域づくり「環境立県」を目指して、環境に関する様々な独自の施策を行ってきた。地域ではNPOやボランティアなどによって、環境配慮活動が活発に行われてきましたが、ゴミ問題、地球温暖化の進展など、その効果はなかなか現れていない。

今後は環境教育・学習を通じて、環境問題の解決に向けて行動する人を育てるとともに、環境配慮活動をさらに広げて県民運動的に展開し、すべての主体が連携・協働して実行していくことが必要である。

【2 県の取り組み】

(1) 環境教育

複雑で多様化した環境問題を解決するために、すべての人が自分たちの生活と環境の関わりについて理解を深め、その解決に向けて行動する人材を育成するために、「教材の整備」「情報の提供」「指導者の発掘・育成」「活動グループへの支援・活動の場の提供」を実施している。

公民館や自治会での実施行事や市町村開催のイベントで、環境をテーマとした事業が組み込まれ、消費者団体などでも環境に関する学習会などを開催し、マイバッグ持参運動など実践活動にもつながってきている。

学校現場では、環境教育年間計画を作成し、学校として環境教育に取り組む周辺環境を整えている小、中学校も増加しており、身近な課題を教材にしたり資料収集を行うことで、環境教育が児童の生活に根ざした取組となるよう努めている。

(2) 環境配慮活動の推進

県では、平成12年のISO14001の認証取得後、コンクリートやアスファルト等の建設副産物の再利用に努め、環境への負荷を低減に努めるとともに、公共工事においても、生態系に配慮した工事の実施にも取り組んでおり、環境配慮活動を推進している。

県内企業においても、環境管理システムへの取組や環境美化活動などの環境配慮活動が増えてきており、ISO14001の認証取得に要する労力や資金等の負担軽減を図り、環境配慮活動に取り組むきっかけとなるよう鳥取県版環境管理システム(TEAS)という仕組みを作り、その認証取得を進めている。このシステムでは、認証を受けようとする団体の規模に応じて5つの規格を用意するなどISO14001に比べて簡単に取り組めるようにしており、いずれも審査は無料である。平成17年度には有効期間(3年)内にISO14001への移行が困難なI種規格登録者に対して登録が更新できるよう改正し、また第III種規格(家庭・地域)に取り組みやすくするため、規格と提出書類の一部簡素化を行っている。また学校でのTEASの認証取得の取組みも広がっており、環境活動への取組強化や計画的な環境学習の実施につながっている。

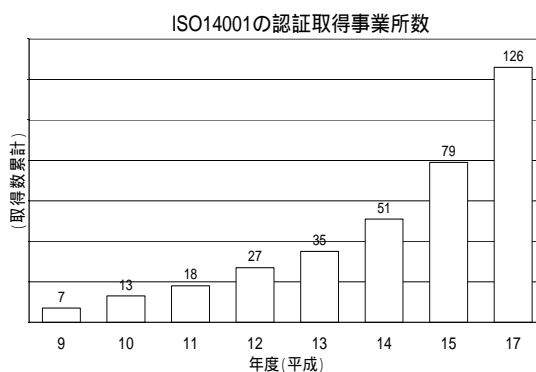


表 鳥取県版環境管理システム(TEAS)登録状況

	平成15年度末時点	平成17年末時点
種規格	10件	13件
種規格	7件	11件
種規格(家庭・地域)	48件	6件
種規格(学校)		28件
種規格(小規模事業所)		139件

(3) とっとり環境ネットワークの推進

県内においては、環境に関してさまざまな取り組みが行われており、これら環境に関連した取り組みを行っている様々な団体や企業、個人等が集まり、環境立県に向けた活動を広げていくための場として、「とっとり環境ネットワーク」が平成17年6月に設立された。

現在、企業、団体、個人併せてコアメンバー約100の参加者があり、各々の自主的な行動目標や行動計画等の情報交換や共に行動する者への参加呼びかけなど五つのグループに分かれて活動を行っていくこととされている。参加者の多くは既に協働による環境立県の推進者として地域や各分野で活躍されている方々でもあり、環境への取組の推進母体として、県としても支援を行うとともに連携を図っていくこととしている。



とっとり環境ネットワークの設立

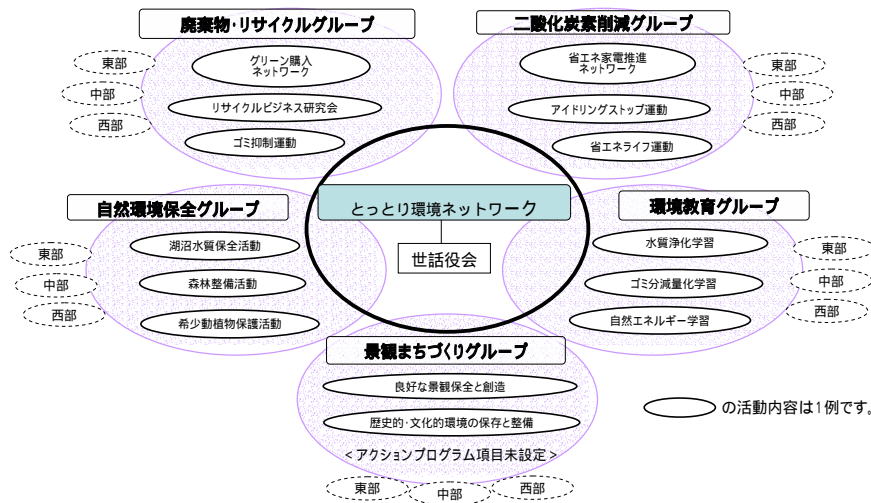


図 とっとり環境ネットワークのイメージ

表 とっとり環境ネットワークの概要と活動状況 (平成17年末時点)

目的	参加者の連携、相互支援を進めて、各参加者の活動を一層推進するとともに、県民一丸となって環境立県を進めること。 環境立県アクションプログラムの進捗状況を評価するとともに、新たなアクションプログラムの提案を行うこと。
運営	5つのグループから構成され、各グループの活動をリード・調整するコーディネータを2,3名づつおき、このコーディネータからなる世話役会においてグループ間の連携、全体の運営を行う。 運営経費は基本的には自己負担とし、会場借上経費等一部を県が支援する。
活動概要	【二酸化炭素削減グループ】 目的：地球温暖化防止のため二酸化炭素排出の削減 (1) アイドリングストップ運動の拡大 (2) 公共交通機関の利用促進 (3) 省エネ活動の浸透 等の普及啓発活動を検討中
	【廃棄物・リサイクルグループ】 目的：廃棄物の削減、リサイクルの推進 (1) ごみの減量化やリサイクルの必要性の普及啓発 (2) ごみの減量・リサイクルにつながる取り組みの実践 等の普及啓発活動を検討中
	【自然環境保全グループ】 目的：希少野生動植物、三大湖沼など自然環境の保全、再生 (1) 各種団体間の連携及び情報の共有 (2) イベントの共同開催等による参加者の拡大 等について検討中
	【環境教育グループ】 目的：あらゆる世代への環境教育の推進 環境教育や体験型プログラムの情報収集を実施中で、平成18年度の提供を目指して、プログラム集を作成中。
	【景観・まちづくりグループ】 目的：良好な景観の保全・創造及び歴史的・文化的環境の保存と整備 景観の重要性を県民へ周知、残すべき景観は何かを検討するとともに、次のイベントを開催 「『鳥取百景』は残せるか。～写真家池本喜巳によるスライド上映&トーク」 (11/12 鳥取県民文化会館小ホール 入場者約300名)

また、製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を県自らも率先して実施するとともに、NPOとも連携しながら県民への普及に努めている。

【3 今後の課題】

県民の環境への取組を一層推進するため、環境教育の体制整備など一層の充実が必要である。

＜今後取り組むべき課題＞

- ・環境教育を実施する団体などへのアドバイザーの派遣旅費等の支援の活用はあるものの、学校や自治会等地域での活用を一層進めて生活での実践につなげていく必要がある。
- ・子どもエコクラブの傷害保険の掛金を県が負担する等の支援はおこなっているものの学校での指導者の異動に伴い消滅するなどクラブ数は減少しており、環境観測キットの貸出支援も利用がほとんど無く、支援制度のPRや相談体制の整備が必要である。
- ・地球温暖化防止活動や自然環境の保全活動を推進することができる指導者を発掘し、活躍の場を提供するなど人材養成が必要である。

第一章 総論：鳥取県の環境の現状と取り組み ~重点テーマ2 循環を基調とする経済社会システムの実現~

廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理

【1 現状と課題】

循環型社会を構築していくためには、一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく減量化・資源化を推進していくことが重要である。

こうした観点から、県としては、市町村への助言や排出事業者に対する指導とともに、ゼロエミッション活動への支援や環境産業クラスターの形成などを通じ、環境産業の育成支援を積極的に行うことで、ごみの減量化や廃棄物の再生利用の促進に努めているところである。

さらに、循環資源を利用して県内で製造加工される商品をグリーン商品認定制度により認定するなど、出口対策にも配慮しながら未利用資源の利用促進やリサイクル企業に対する支援を進めているところであるが、今後とも一層の取組み強化が必要である。

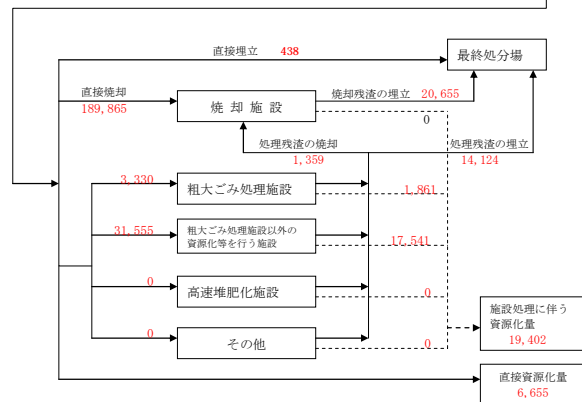
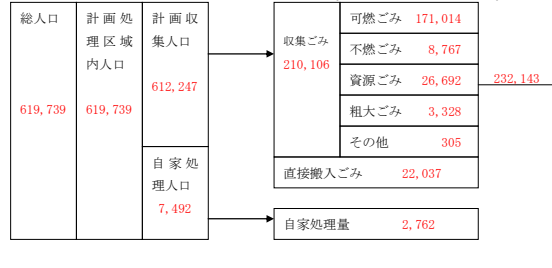
(1) ごみの概要

ごみ処理は、県内の全市町村全域が計画処理区域となっている。

平成15年度のごみ処理は、総排出量232,143tの内、直接埋立438t、直接焼却189,865t、焼却以外の中間処理施設搬入34,885tとなっており、自家処理は2,762tである。

ごみの年間排出量は漸増しており、リサイクル率はわずかずつではあるが上昇する傾向が見られる（※ごみのリサイクル率とは、市町村及び集団回収の収集量のうち資源化されるごみの割合を指す）。

図 ごみ処理系統図(単位：人、t)



(2) 産業廃棄物

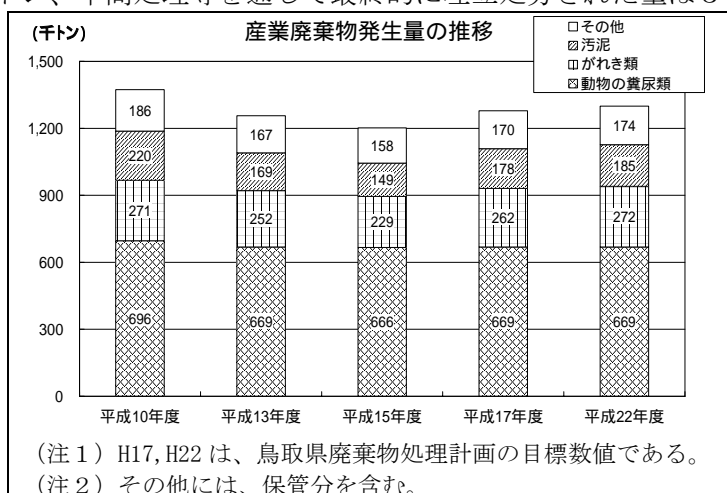
平成16年度に行った産業廃棄物実態調査によると、平成15年度の産業廃棄物発生量は、120万2千トンであり、平成13年度に比べ、3万7千トン（▲3%）の減となっている。

平成15年度の発生量のうち、動物の糞尿が55%、がれき類が19%、12%が汚泥となっており、農業

を除く産業廃棄物の発生量は57万9千トン、中間処理等を通じて最終的に埋立処分された量は3万1千トン（全体の約6%）となっている。このうち、県内で、埋立処分された量は1万1千トンで残り2万トンは県外で埋立処分されている。

県内の産業廃棄物のリサイクル率は70%（平成15年度実績）であるが、未だ有効利用されていない産業廃棄物も残されている。全国的に新たな最終処分場の建設は難しい状況にあるとともに、本県の最終処分量の約7割が県外処分場に依存している現状からも、最終処分量の一層の削減に向け、可能な限りリサイクルを進めていく必要がある。

産業廃棄物については、廃棄物処理やリサイクルの技術が進んできているが、埋立処分せざるを得ないものがあり、現在の所、県内での管理型最終処分場の設置は必要な課題である。



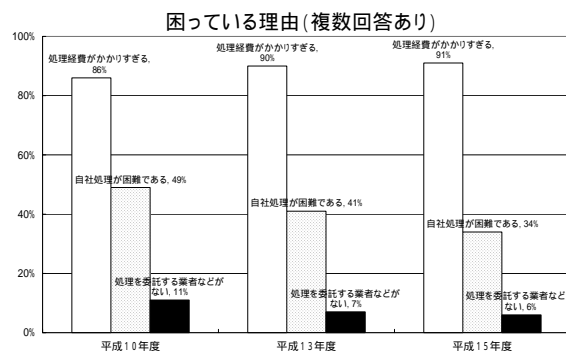
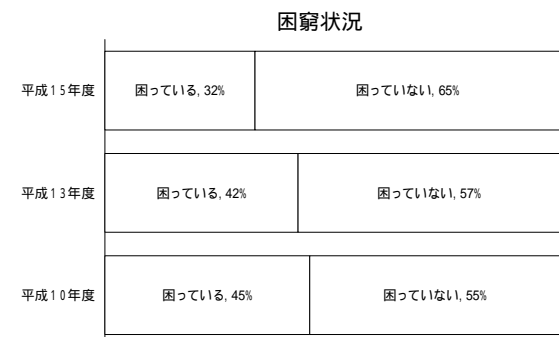
産業廃棄物に係る意識調査結果（鳥取県産業廃棄物実態調査報告書から抜粋）

平成16年度に行った排出事業者に対する産業廃棄物意識調査結果は次のとおりであった。

ア 現在の困窮状況

回答のあった1,414事業者のうち、65%の事業者が廃棄物の処理に「困っていない」と回答しており、その理由は、「自社内で処理が可能」、「処理を委託する処理業者が近隣にある」、「処理経費も適当」であった。

一方、32%の事業者が廃棄物の処理に「困っている」と回答しており、この割合は平成10年度以降徐々に低下している。困っている理由の例として、「処理経費がかかりすぎる」、「自社処理が困難」があった。



イ 廃棄物発生抑制の取組状況

「行っている」、「今後、行う予定」を合わせ、47%の排出事業者が行っており、作業工程や原材料等の見直し、製品の簡易包装等に取り組んでいる。発生抑制ができない理由としては、使い捨てが多い、作業上必ず発生し技術的に発生抑制は困難、減量化する機械が高価でコストが合わない等であった。

ウ 廃棄物再利用の取組状況

「行っている」、「今後、行う予定」を合わせ、61%の排出事業者が行っており、主に建設材料や鉄鋼・金属、パルプ・紙原材料として再利用されている。再利用ができないものとしては、金属くずの油水分離が技術的に困難、分別が難しくコストが合わない等であった。

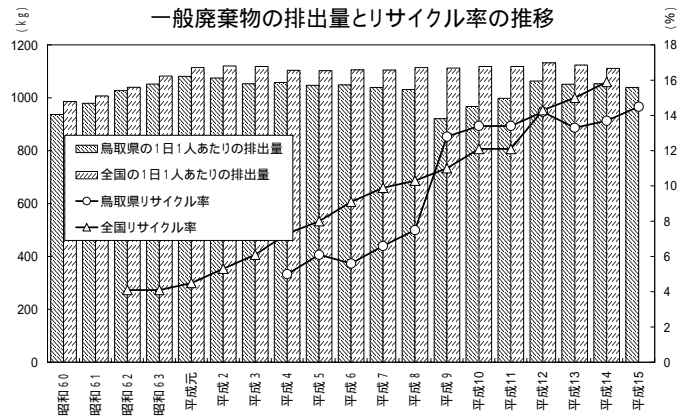
エ 公共関与の埋立処分場利用予定

13%の排出事業者が「公共関与の施設は安心なので、料金が多少高くても利用する」、60%の事業者が「自社からの距離や料金によって利用する」と回答している。このうち、距離については、75%の事業者が「20km以下なら利用する」と回答しており、料金については、廃棄物の種類により異なり、燃え殻では「17千円/t以下であれば利用する」との回答であった。

一方、27%の排出事業者は「利用しない」と回答しており、その理由として、「自社又は民間の処理施設で対応可能」、「ほとんどの廃棄物は再生利用しており埋立しない」等があった。

(3) 一般廃棄物

平成15年度の一般廃棄物排出量は約23.2万トン（平成14年度約23.5万トン）で、平成元年をピークに少しずつ減少傾向であったが、ここ数年は23万トン前後を推移している。このうち、収集ごみの内訳は、可燃ごみが約82%（平成14年度約74%）、不燃ごみが約4%（平成14年度約4%）、粗大ゴミが約1%（平成14年度約1%）となっている。また、こうしたごみの年間の最終処分量は約3.7万トン（平成14年度約3.4万トン）と、年間ゴミ排出量の約16%（平成14年度約15%）に当たる。



県内の一般廃棄物のリサイクル率は約14%に留まっており、全国平均の約16%を下回っている状況である。（いずれも平成14年度実績）特に、全ごみ量の約4割を占め、現在ほとんどが焼却されている生ごみの資源化は大きな課題と考えられるところから、官・民の連携体制を含め市町村の取り組みに向けた支援策の強化が必要である。また、リサイクル以前にごみの減量化が最重要との認識に立ち、排出抑制や分別排出の徹底に向け、県民に対する一層の普及啓発を進める必要がある。

表 一般廃棄物のリサイクル率

単位：%

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
鳥取県	12.8	13.5	13.3	13.6	13.3	13.7	14.5
全国	11.0	12.1	13.1	14.3	15.0	15.9	—

(4) 環境産業の育成支援

廃棄物関連産業を「環境産業」として位置付け社会的認識の向上を図るとともに、各種支援策の積極的展開を通じ、廃棄物再資源化の担い手であるリサイクル企業等の育成支援に努める必要がある。

【2 県の取り組み】

(1) 普及啓発活動

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを環境に配慮した様式に転換するため、県民が日常生活の中でごみ減量化に取り組める環境づくりとして「4つのR」推進事業を実施する。

- ・「ごみ・リサイクル」ふれあいフェア、「環境にやさしい買い物キャンペーン」等のイベントの開催（平成17年度）
- ・エコショップの普及拡大（平成16年度末271店舗）及び環境にやさしい買い物キャンペーン、買い物袋持参促進啓発の実施

（エコショップとは、¹余分な包装をしない、²使った容器を回収する、³リサイクル製品をすすめる環境にやさしいお店のことである）

< 4つのR >

Refuse : 発生抑制
 Reduce : 減量
 Reuse : 再利用
 Recycle : 再生利用

表 エコショップ認定店舗数（各年度末現在）

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度（目標）
店舗数	138	190	230	242	271	300

(2) 環境産業の育成支援

リサイクルに係る企業の技術開発やリサイクル施設の整備等に対する支援を行うとともに、下

記施策の推進等を通じ、環境産業への支援を充実強化する。

- ・廃棄物の需給に係るマッチング促進のための廃棄物情報交換システムの構築（平成15年度）及び情報交換の広域連携化推進
- ・循環型産業クラスター協議会の設置（平成16年度）

（3）市町村に対する助言等

各市町村に対し、分別収集体制の一層の整備を要請し、継続的な働きかけを行う。

特に、平成16年度には、県内の一般廃棄物の減量化・リサイクル率の向上を図るため、市町村・学識経験者・民間事業者等で構成する実務者レベルでの検討会議を設置し、実効性のある具体的な方策についての検討を行った。

（4）廃棄物処理施設の設置手続の条例整備

廃棄物処理施設を設置する場合、従来は指導要綱に基づいて手続が行われていたが、事業者の説明不足等により設置が必ずしも円滑に行われていなかった。

そのため、廃棄物処理施設の設置にまつわる各種トラブルを防ぐため、事業計画の事前公開の義務づけ、事業者と

関係住民との意見の調整を行う制度、廃棄物処理施設の処理状況を公表する制度等を、条例（「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」平成18年1月1日施行）として定めた。

【設置が円滑に行われない要因】

- 事業者の事業計画の説明不足
- 住民と事業者の意思疎通の困難
- 事業開始後に対する住民の不信感
- 事故発生への住民不安

【条例の概要】

- 廃棄物処理施設の設置に係る事前手続き
 - ・事業者は計画書を知事へ提出し、広告等により計画の周知を行わなければならない。
 - ・関係住民は意見書を知事等に提出することかできる。これを受けて事業者は見解書を知事に提出し、関係住民に見解の周知を図らなければならない。
 - ・知事は申し出に応じて、紛争解決のため意見の調整を行う。
- 廃棄物処理施設の設置後の手続
 - ・設置者は廃棄物の処理状況を定期的に知事へ報告し、知事はその報告内容を公表する。
 - ・設置者は、関係住民に施設を公開するよう努める。
 - ・事故発生時の応急措置及び知事への届出を、法に基づく同制度の規制対象外施設にも義務付ける。また、設置者は、事故発生時の対応費用をあらかじめ措置するよう努めるものとする。

【3 今後の課題】

一般廃棄物については、リサイクル促進方策検討会議でとりまとめた一般廃棄物の減量化、リサイクルの促進の具体的方策について、各市町村に対し、具体的実施に向け働きかけを行い「一般廃棄物のリサイクル率40%」を目標に減量化、リサイクルの推進を図る。

環境産業の振興、環境産業クラスターの形成

【1 現状と課題】

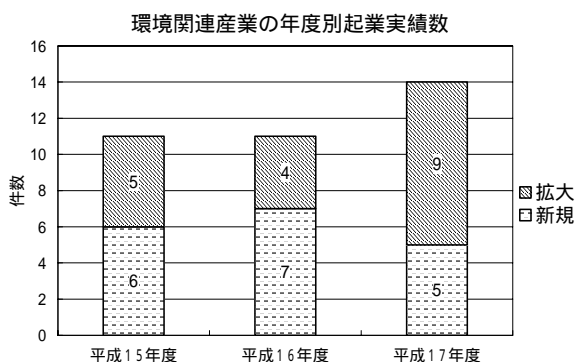
循環型社会の構築のためには、県民、企業、行政やNPO等の多様な主体が様々な取り組みを行うことが必要である。

この中でも、廃棄物を資源として有効利用するためには、リサイクル製品等を製造している企業等の環境関連企業が大きく伸びていくことが不可欠である。

この実現のため、県内環境関連産業の抱える諸課題を解決し事業創出や拡大を図るための支援が求められている。

その課題としては、次の4つが挙げられる。

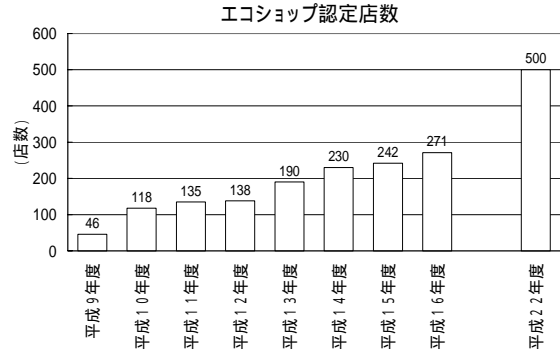
- (1) 新たな事業創出のための製品開発等の研究開発



- (2) 施設・設備整備に対する投資
- (3) 製品製造のための原料調達
- (4) 製品販売のための販路拡大等に大別される。

このため、県は、これらの課題を解決するため積極的に支援を行うこととしている。また、環境関連産業だけではなく、ゼロエミッションを推進する環境配慮企業に対しても情報提供等を行い、循環型社会の構築を目指す。

県民と事業者の協力によるごみの減量化・リサイクルの推進を目指して、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店をエコショップとして認定している。平成17年3月末時点で認定件数は271件となっている。平成10年5月に設置した「エコショップ協議会」の活動等をとおして、さらに浸透を図っていく必要がある。



【2 県の取り組み】

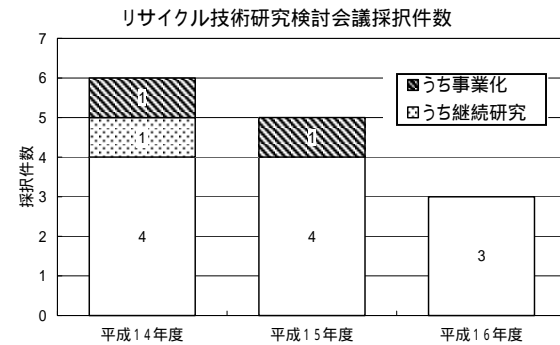
(1) 新たな事業展開のための製品開発等の研究開発

- ・リサイクル技術研究検討会議

リサイクル技術に関する課題に対して、企業に大学や県の研究機関等が連携して、アドバイスや学識経験者の紹介等を行った。その結果、事業化や平成16年度の共同研究助成事業につながった案件もあった。

- ・鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業

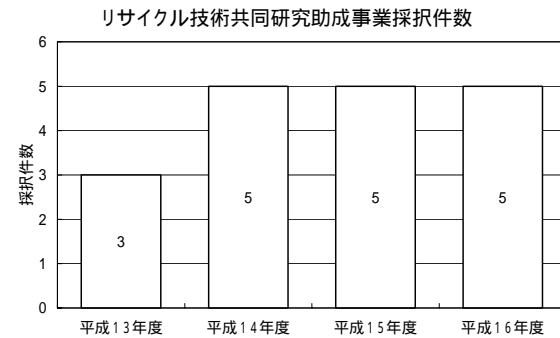
リサイクル技術の高度化を図るため、企業が大学や研究機関と共同で行う研究開発を助成する。平成16年度は5件について新規助成した。



(2) 施設設備整備に対する投資

- ・環境産業育成支援資金融資制度

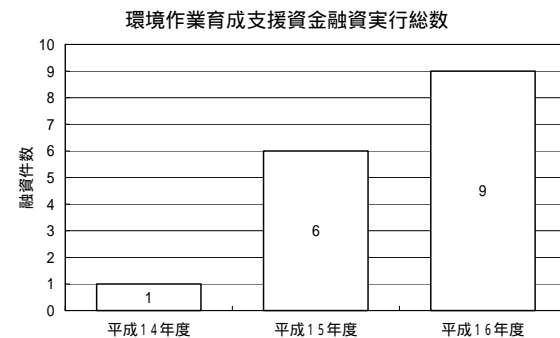
県内において、県内廃棄物のリサイクル率向上のために廃棄物処理業者等が行う施設・設備の整備事業に対して制度融資を行っている。



(3) 製品製造のための原料調達

- ・廃棄物情報交換制度

県の「とりネット」に廃棄物の提供・受け入れの情報交換を目的として、民間企業同士の取引、行政からの情報提供を掲載できるシステムを構築し、平成16年度末で22社が登録している。



(4) 製品販売のための販路拡大

- ・廃棄物情報交換制度

県の「とりネット」に廃棄物の提供・受け入れの情報交換を目的として、民間企業同士の取引、行政からの情報提供を掲載できるシステムを構築し、平成16年度末で22社が登録している。

(5) ゼロエミッションの推進

・主な県内製造業を訪問し、各企業の廃棄物ゼロのための取り組みへの情報を提供し、各企業で検討が行われた。

【3 今後の課題】

各環境関連企業が、新たな事業創出や事業拡大を図る上での諸課題に企業、大学等、県の研究機関等が連携して取り組むための、「循環型産業クラスター協議会」を立ち上げて、個別課題ごとにワーキンググループ（WG）を設置し取り組んでいる。平成17年度は、「廃瓦WG」など2つの新規WG、「植生ボードWG」など2つの継続WGで検討を行っている。

環境関連産業の育成は、新たな事業創出のための技術開発、事業拡大等のための施設設備整備、リサイクル製品製造のための原料調達、販路の開拓等それぞれの事業段階に応じてそれぞれの課題があり、その段階に応じた支援策が必要とされる。

また、環境関連産業は、循環型社会の構築のために不可欠な静脈産業であるにもかかわらず、製造業等の動脈産業に比べて認知度が低いのが現状である。このため、「循環型産業クラスター事業」の活用を図り、各事業展開に応じた各種の支援策を行っていくことにより、環境関連産業の育成を図り、循環型社会の構築を目指していく。

<ワーキンググループ事業実績と成果>

平成16年度は下表のワーキンググループを設置または計画し、活動を行った。

	内 容 (構成メンバー)	実 績
液肥WG (出口対策)	一般廃棄物を利用した土壌活性剤の利用 〔 民間企業、市町村、農政課 食の安全推進課、園芸試験場 衛生環境研究所、農業試験場 産業技術センター、鳥取大学 〕	現在、智頭町3集落で家庭生ゴミを回収し製造されている液体土壌活性剤の成分分析や散布方法、適用作物等の活用方法について助言を行っている。 リサイクル技術共同研究助成事業を活用し、鳥取大学と共同で、大豆、水稲に特に効用のある、品質の均一な土壌活性剤を研究開発中。
植生ボードWG (未利用資源対策)	建設廃材等を利用した植生ボード製造を事業化 〔 民間企業、鳥取大学、 企画防災課、産業振興機構 〕	県土整備部の委託事業により鳥取大学で平成14、15年度に研究実施。その研究成果を事業化する企業が公募により選定され、試作品が完成。 鳥取大学で屋上緑化の試験施工が決定。 法面緑化材としての利用を検討中。
生ゴミWG (未利用資源対策)	町内の生ゴミ減量化促進のため、モデルとして旅館街の取り組みを推進 〔 民間企業、市町村 旅館組合 〕	16年度に生ゴミ排出量を計量したところ。減量化を推進するため、水切り、分別から取り組み、最終的には「生ゴミ→たい肥化→町内農家利用→生産物利用」のリサイクルシステムの構築を目指す。 県は啓発、減量化のアドバイス等に協力。
廃瓦WG (未利用資源対策)	現在、埋立処分されている廃瓦を民需品としてリサイクルする商品の開発 〔 民間企業、米子高専、県民局 福祉保健局、産業技術センター 〕	廃瓦を破砕し、家庭の庭で手軽に利用できる簡易舗装材、観葉植物の水耕資材を開発、販売を目指す。 リサイクル技術共同研究助成事業を活用し、米子高専、産業技術センターと共同で研究開発中。県は、排出量調査等に協力。

※すべてのWGに循環型社会推進課は参加。

大気、水、土壌環境の保全・環境ホルモンなどの化学物質の適正管理など 大気環境

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に係る事業等を行っている。

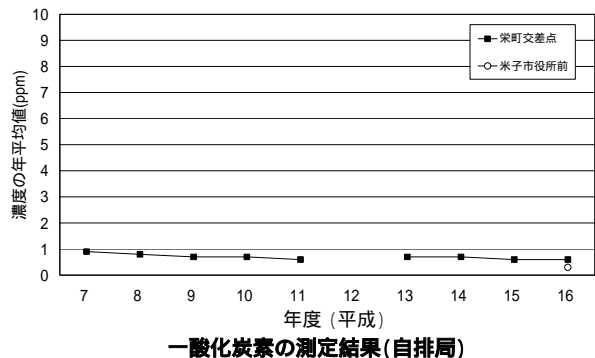
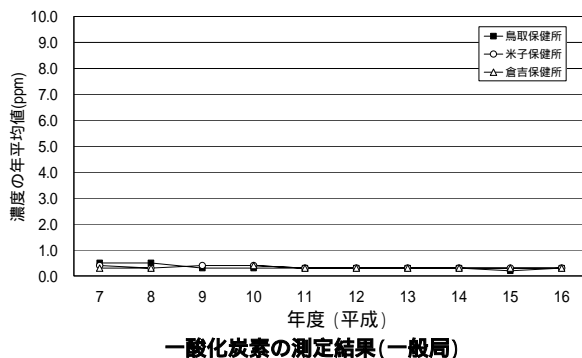
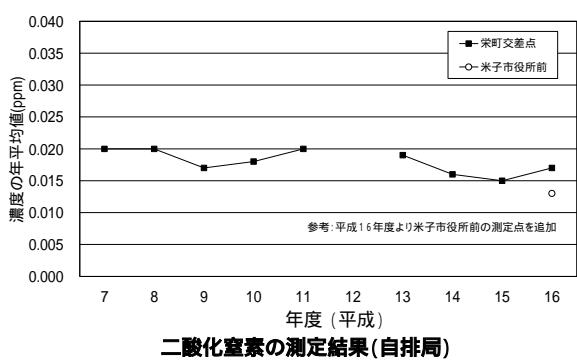
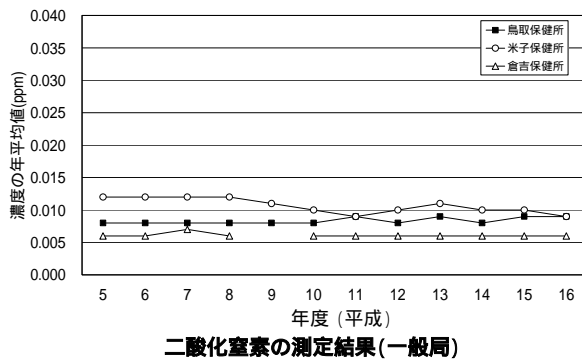
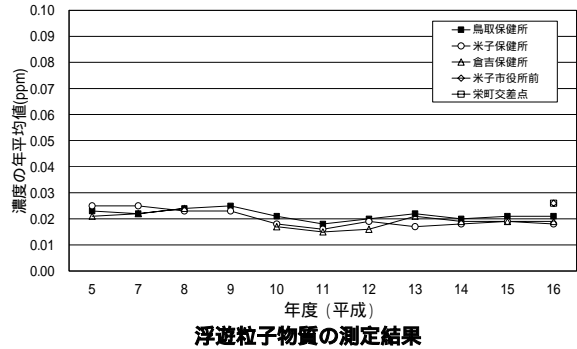
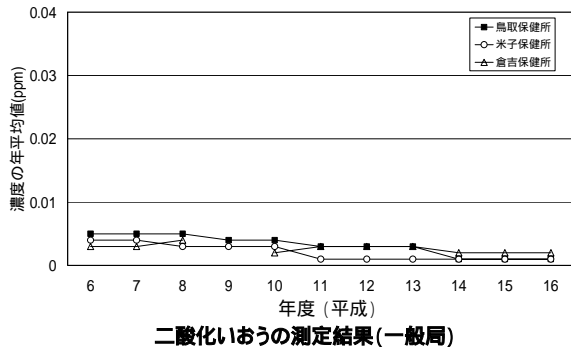
平成16年度の環境基準の達成状況は、次表のとおりであり、一般局においては、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素は、環境基準を達成したが、光化学オキシダントは環境基準を達成しなかった。

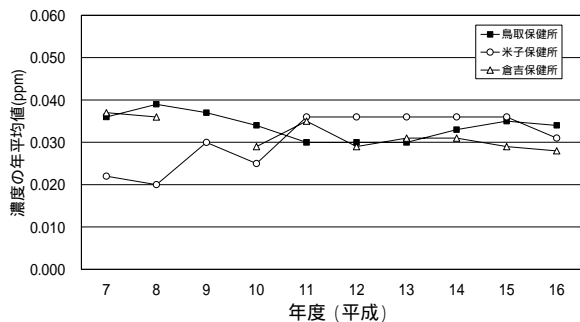
自動車排ガス測定局（自排局）においては、二酸化窒素、一酸化炭素は環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しなかった。

表 環境基準達成状況

測定局	区分	二酸化いおう	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント
鳥取保健所	一般局	○	○	○	○	×
米子保健所	一般局	○	○	○	○	×
倉吉保健所	一般局	○	○	○	○	×
栄町交差点	自排局	—	×	○	○	—
米子市役所前	自排局	—	×	○	○	—

注) ○：達成、×：非達成





光化学オキシダントの測定結果(一般局)

地下水

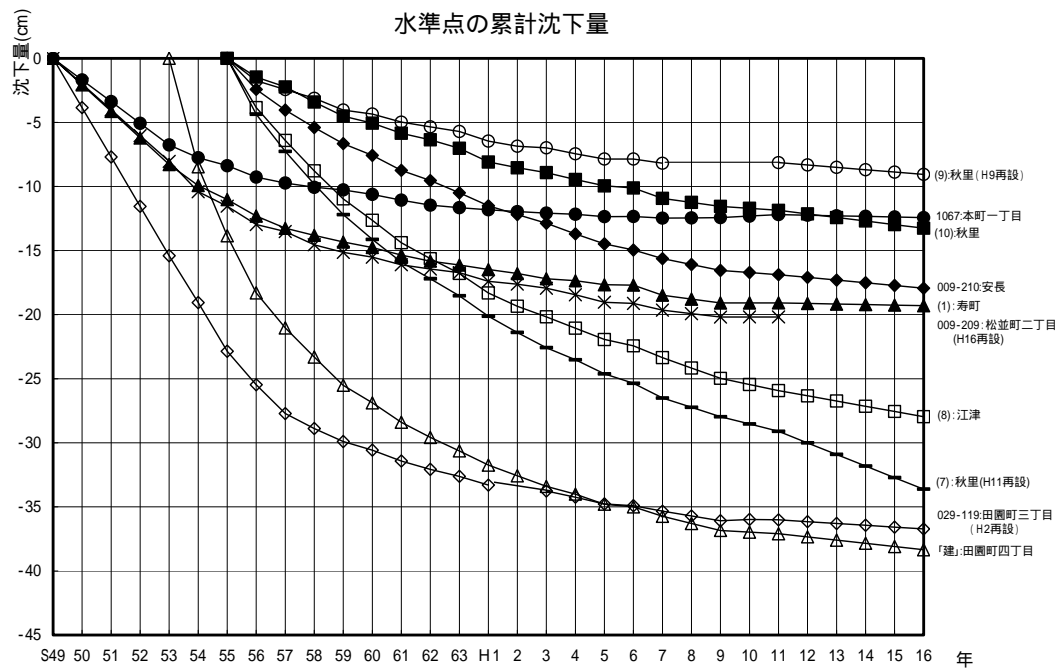
県下の全体的な地下水質の概況を把握し、水質汚濁の進行がないか常時監視するため、環境基準項目(26項目)について県内66地点で調査を行っている。

地下水の調査結果(平成16年度)

市町村名	区域及び井戸数	項目(環境基準)	汚染原因	対策等
		検出状況(年平均値)		
鳥取市	寿町・行徳・南町・元魚町・元町・片原・戎町・末広温泉町・南吉方・用瀬(全11本)	ふっ素(0.8mg/l)	温泉水の混入等の自然的要因の汚染と推定	<ul style="list-style-type: none"> 井戸所有者への周知と飲用指導 周辺地区調査の実施 定期モニタリング調査による継続監視
		ほう素(1.0mg/l)		
		ふっ素(0.87~9.0mg/l)		
		ほう素(1.1~5.4mg/l)		
境港市	蓮池町(全1本)	砒素(0.01mg/l)	不明	
		0.011mg/l		
智頭町	智頭(全6本)	トリクロロエチレン(0.03mg/l)	不明	
		0.022~0.039mg/l		

土壌

地盤沈下は、鳥取市北部に見られるが、近年の沈下量は鈍化又は横這いの傾向にある。汚染については、土壌汚染対策法に基づく指定地域は、現在県内にはない。



石綿（アスベスト）

平成17年6月末に、株式会社クボタが労働者の石綿による中皮腫の大量発生を公表し、他の企業、さらには工場周辺の住民の健康被害が明らかになるなど、石綿による健康被害が全国的に大きな社会問題となった。これを受けて国は、関係閣僚会合を設置し、過去の被害者救済、新たな被害発生防止への取り組みを進め、関係法令の整備・改正等の対策を行っている。

鳥取県は7月に庁内の「石綿対策連絡会議」を設置し、県民の石綿による健康被害を防止するため次のような対策を行っている。

- 1 石綿に関する相談窓口等の設置
- 2 石綿に関する情報の提供
- 3 県内の建築物の吹きつけ石綿の実態調査
- 4 「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」の制定（平成17年10月公布）
- 5 鳥取県石綿飛散防止緊急助成事業補助金の創設（平成17年11月）

今後も、石綿による健康被害を防止するため、建築物の解体工事での石綿の飛散防止の徹底、除却した廃石綿（廃棄物）の適正処理、多数のものが利用する建築物の吹きつけ石綿の適正な管理を進めるため、大気汚染防止法、条例などに基づく指導、対策を講じていく必要がある。

石綿(アスベスト)についてのQ & A(首相官邸HPより)

石綿（アスベスト）とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹きつけ石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

その後も、スレート材、プレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

石綿が原因で発症する病気は？

石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られている（WHO報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てくる。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされている。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよるが、石綿を扱う機会が多いことになるので、定期的に健康診断を受けることが勧められる。現に仕事で扱っている方（労働者）の健康診断は、事業主にその実施義務がある。（労働安全衛生法）

石綿を吸うことにより発生する疾病としては主に次のものがある。労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できる。

(1)石綿（アスベスト）肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つ。肺の線維化を起こすものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられるが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別している。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれている。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもある。

(2)肺がん

石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていないが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。また、喫煙と深い関係にあることも知られている。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られている。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがある。

(3)悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍。若い時期にアスベストを吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られている。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがある。

どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するの？

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められているが、短期間の低濃度ばく露における発がんの危険性については不明な点が多いとされている。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではない。

わが家はアスベストの危険性があるか？

建築物においては、
・耐火被覆材等として吹きつけアスベストが、
・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が
使用されている可能性がある。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれている（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹きつけアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられる。

吹きつけアスベストは、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性がある。

販売業者や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

わが家では、見えるところには吹きつけアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹きつけアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

ダイオキシン

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1～3項の規定により、特定施設設置者は施設から排出される排出ガス・排出水・ばいじん等に含まれるダイオキシン類について毎年1回以上測定し、結果を知事へ報告することとなっている。また、同条第4項の規定により、知事は設置者から報告を受けたときは、その結果を公表することとなっている。

県では報告された測定結果を集計し、公表を行っている。

・結果の概要

(1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設105施設について報告があり、いずれも排出基準値以下であった。

平成17年3月31日までに測定されなかった施設が2施設あったが、これまでに自主検査が実施され、報告がなされた。

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設の種類		測定対象施設				濃度範囲(平均値)	排出基準値	
		報告済	未測定	休止等	計			
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時以上	5	0	0	5	0.0030～0.12 (0.045)	1
		2t以上 ～4t/時未満	7	0	0	7	0.0～3.1 (0.670)	1～5
		200kg以上 ～2t/時未満	37	0	2	39	0.000036～5.5 (0.750)	5～10
		200kg/時未 満	56	2	7	65	0.0000014～10 (1.400)	5～10
合計		105	2	9	116	0～10 (0.780)	1～10	

注) 排出基準値は、既設炉(H12.1.14以前に設置)・新設炉(H12.1.15以後に設置)の別、施設の規模により異なる。
排出基準値欄の数値は、現在県内に設置されている施設に係る排出基準値。

(2) 水質基準適用施設

水質基準適用施設のうち、測定義務のある6事業場から報告があり、いずれも排出基準値以下であった。

(単位:pg-TEQ/L)

施設の種類	測定対象事業場				濃度範囲(平均値)	排出基準値
	報告済	未測定	休止等	計		
パルプの製造漂白施設	1	0	0	1	1.4(1.4)	10
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設等	1	0	0	1	0.00048 (0.00048)	
下水道終末処理施設(特定施設から排出される汚水を処理するもの)	4	0	0	4	0.0017～0.06 (0.017)	
合計	6	0	0	6	0.00048～1.4(0.25)	

注) 複数の特定施設を有する事業場については、事業場を代表する施設の欄に計上。

(3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

特定施設である廃棄物焼却炉104施設について、報告があった。

ばいじんが、廃棄物焼却炉に係るばいじん及び燃え殻を処理する場合の基準値(3ng-TEQ/g)を超過した施設があったが、適切に処理又は保管されており問題ないことを確認した。

(単位:ng-TEQ/g)

項目	報告施設数	濃度範囲(平均値)	基準値
ばいじん	68	0～13(0.86)	3
燃え殻等	104	0～5.1(0.29)	

基準値 = ばいじん及び燃え殻を処分(再生することを含む)を行う場合の基準値。なお、既設炉(H12.1.14以前に設置された炉)については、セメント固化等の安定化処理を行えば、適用されない。

化学物質排出移動量届出制度（「PRTR制度」）

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された化学物質排出移動量届出制度（いわゆる「PRTR制度」）により、人の健康や動植物に有害な影響をおよぼすおそれのある354種類の化学物質について、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める業種で、年間に1トン以上を取扱っている事業所など一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届出することとされ、国は届出られたデータの集計を行うとともに届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

国は、法律施行後、第3回目の届出となる平成15年度の全国の集計結果を平成17年3月18日に公表した（なお、今回から届出対象事業所の要件として、特定化学物質の取扱量が5トンから1トンに引き下げられている）。

届出のあった県内の事業所は、313事業所48物質（全国41,079事業所の0.76%）であり、届出のあった各特定物質の排出量の合計は約920トン（全国約29万トンの0.32%）、移動量の合計は約800トン（全国約24万トンの0.33%）だった。

また、届出対象外の推計排出量は約1,960トン（全国約34万トンの0.57%）であり、届出事業所、届出対象外排出量の合計排出量は約2,880トン（全国約63万トンの0.46%）だった。

表 鳥取県の物質別届出排出量・移動量（平成15年度）

物質番号	対象物 物質名	排出量(kg/年;ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					移動量(kg/年;ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			排出・移動量合計	全国	割合(%)
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物移動	下水道へ移動	合計			
1	亜鉛の水溶性化合物	0	710	0	0	710	4,200	0	4,200	4,910	7,596,013	0.06%
16	2-アミノエタノール	28	290	0	0	318	131,300	55,000	186,300	186,618	3,004,561	6.21%
24	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	0	3,100	0	0	3,100	0	0	0	3,100	646,777	0.48%
25	アンチモン及びその化合物	0	0	0	0	0	7,920	0	7,920	7,920	2,072,657	0.38%
40	エチルベンゼン	9,738	0	0	0	9,738	0	0	0	9,738	16,406,377	0.06%
43	エチレングリコール	0	0	0	0	0	38,700	1,000	39,700	39,700	15,774,147	0.25%
44	エチレングリコールモノ エチルエーテル	10,200	0	0	0	10,200	0	0	0	10,200	680,592	1.50%
63	キシレン	122,456	0	0	0	122,456	16,500	0	16,500	138,956	60,441,658	0.23%
68	クロム及び三価クロム 化合物	18	0	0	0	18	1,000	0	1,000	1,018	16,873,464	0.01%
95	クロロホルム	13,000	1,200	0	0	14,200	0	0	0	14,200	3,850,899	0.37%
100	コバルト及びその化合物	0	0	0	0	0	580	0	580	580	270,043	0.21%
120	3,3'-ジクロロ-4,4'- ジアミノジフェニルメタン	1,100	0	0	0	1,100	0	0	0	1,100	31,631	3.48%
145	ジクロロメタン(別名塩 化メチレン)	183,740	0	0	0	183,740	66,210	0	66,210	249,950	33,946,277	0.74%
177	スチレン	1,900	0	0	0	1,900	0	0	0	1,900	6,409,636	0.03%
179	ダイオキシン類	417	61	0	31	509	10,520	0	10,520	11,029	3,330,582	0.33%
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	0	190	0	0	190	9,000	0	9,000	9,190	5,458,042	0.17%
211	トリクロロエチレン	12,320	0	0	0	12,320	8,800	0	8,800	21,120	8,570,099	0.25%
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	12	0	0	0	12	0	0	0	12	1,725,280	0.00%
227	トルエン	530,765	0	0	0	530,765	31,200	0	31,200	561,965	169,679,620	0.33%
230	鉛及びその化合物	0	150	0	0	150	16,593	0	16,593	16,743	17,704,403	0.09%
231	ニッケル	0	0	0	0	0	130	0	130	130	928,727	0.01%
232	ニッケル化合物	6	170	0	0	176	20,735	0	20,735	20,911	5,028,275	0.42%
252	砒素及びその無機化合物	0	157	0	0	157	1,300	0	1,300	1,457	6,682,335	0.02%
272	フタル酸ビス(2-エチル ヘキシル)	0	0	0	0	0	98,000	0	98,000	98,000	5,639,381	1.74%
283	ふっ化水素及びその 水溶性塩	33	16,400	0	0	16,433	49,600	3,500	53,100	69,533	10,977,820	0.63%
299	ベンゼン	6352	0	0	0	6,352	0	0	0	6,352	2,081,783	0.31%
304	ほう素及びその化合物	0	6,900	0	0	6,900	4,900	0	4,900	11,800	5,048,480	0.23%
307	ポリ(オキシエチレン)= アルキルエーテル	2	24	0	0	26	110	1,800	1,910	1,936	1,337,722	0.14%
311	マンガン及びその化合物	72	1,301	0	0	1,373	231,610	0	231,610	232,983	32,889,674	0.71%
346	モリブデン及びその化合物	2	0	0	0	2	100	0	100	102	1,345,052	0.01%
	合計	891,745	30,592	0	0	922,338	738,488	61,300	799,788	1,722,126		

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）は、人や野生生物への影響、作用のメカニズムなど科学的に未解明な部分が多く残されており、人や野生生物の正常なホルモン作用をかく乱し、生殖機能を阻害するなど悪影響を及ぼす可能性が示唆されている。

鳥取県では、平成11年度から県内の公共用水域中の水質・底質（川底などの泥）及び水生生物中の内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質などの実態調査及び追跡調査を実施している。

<平成16年度調査>

○調査年月 平成16年10月～11月

○調査地点

定点調査：河川11地点、湖沼3地点、海域8地点

有機スズ化合物調査：鳥取港3地点、境港3地点、網代港3地点、赤碕港3地点)

○調査対象物質

国の「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」（H12.11環境庁）に「内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質」としてリストアップされている65物質のうち、優先してリスク評価の対象としてあげられた物質（22物質）及び人畜由来の女性ホルモン（1物質）の計23物質

○結果

平成16年度の調査では内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質（いわゆる環境ホルモン）が環境水中で一部検出されたものの、ほとんどの地点で検出限界値未満であった。

トリブチルスズについては、赤碕港において、環境庁が策定した当面達成すべき水質レベル（100ng/L）以下ではあるが、感受性の高い生物に対しては影響が生じるおそれがあるとされる濃度（20ng/L）と同レベルの濃度が検出された。その他の地点においては、影響が見られない濃度であった。

内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質（いわゆる環境ホルモン）のかく乱作用の強弱やメカニズムについては、未だ十分に明らかにされていないことから、現時点では内分泌かく乱作用についての評価を行える状況にない。

鳥取県では、今後も引き続き県内の環境ホルモンの環境汚染状況を把握するための調査を実施し、データの蓄積に努めることとしている。

参考

単位

(1) 1 pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

(2) 1 ng（ナノグラム）＝10億分の1グラム

(3) TEQ(Toxic Equivalent 毒性等量) ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）【抜粋】

（設置者による測定）

第28条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前2項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第1項及び第2項の測定の結果を公表するものとする。

第一章 総論：鳥取県の環境の現状と取り組み ~重点テーマ3 自然と人間との共生の確保~

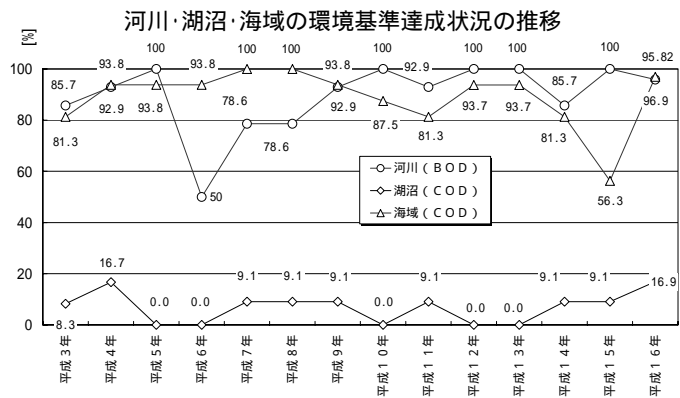
三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生

【1 現状と課題】

本県の水辺の環境は、約130kmに及ぶ海岸線で接する日本海と、これにそそぐ大小の河川や豊かな水量をたたえる湖沼で構成されている。こうした水辺の環境は、水災害による被害を防ぐとともに、飲料水をはじめ様々な利水の対象となっている。また、人間と水辺との関わりは、地域の歴史や文化の形成に深い関係を持つとともに、周辺の動植物の生息空間として貴重な生態系を形成している。

本県の河川は、千代川、天神川、日野川、斐伊川の一級河川4水系と、二級河川42水系、準用河川39水系とがある。河川の総延長は1,516km、このうち4大水系の総延長は1,040km、流域面積は県土の約74%を占めている。これらの河川は、湖山池、東郷池、中海などの湖沼と相まって豊かな水辺の景観を形成し、水生動物や植物の生息空間の基盤を形成している。

河川の水質環境について、一級河川のうち千代川、天神川、日野川で環境基準を達成している。しかし斐伊川（中海）は1観測ポイントを除き環境基準を達成しておらず、富栄養化状態となっている。二級河川（蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）については、勝部川水系（日置川）を除き、概ね清浄である。また都市河川（旧袋川、玉川、旧加茂川）は、全体としてやや汚濁しているが、いずれも改善の方向にある。



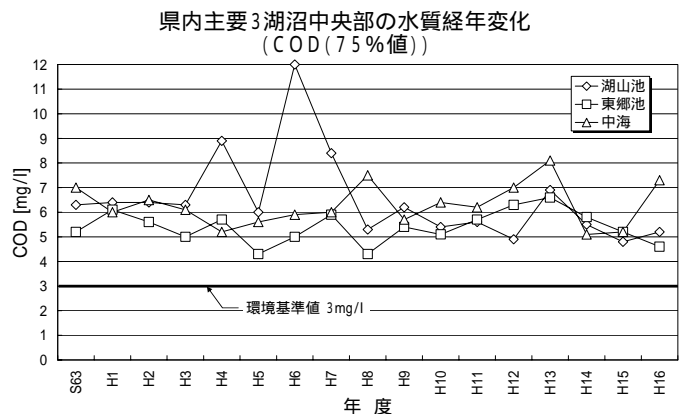
本県の海岸は約6割が砂浜海岸で、その他は、県東部に見られる断崖のリアス式海岸や砂礫海岸から成っている。これらの海岸は豊かな景観を呈するとともに、干潟や藻場などを形成し、水生動物や水鳥の生息地となっている。一方、これらの海岸は、日本海特有の冬期の激しい波浪による侵食等の影響を受けやすく、浜辺地での生活や景観に大きな影響を与えている。このため、本県では砂浜の流出や建設物の被害を防ぐため、護岸や離岸堤の設置など海岸の保全を行っている。

また、沿岸水域は、水産資源の生産の場であるとともに、海洋動植物の貴重な生息水域となっており、特に磯場、藻場は水質浄化機能を有している。本県の磯場の面積は、約43平方キロであるが、近年繁茂する海藻が減少していることが報告されている。

海域の水質について、平成15年度の調査では美保湾で2地点、日本海沿岸で5地点環境基準を達成していなかったものの、平成16年度の調査では、すべての地点で環境基準を達成した。さらに平成17年度の海水浴場の開設前水質調査において、15カ所すべてが、環境省の定める海水浴場の水質判定基準で最高ランクのAAを記録した。

県内の三大湖沼である湖山池、東郷池、中海は、昔から住民が水と親しむ場であるとともに、様々な恵みを与えてくれる、地域住民の生活にとって重要な場であった。

一方、戦後の高度経済成長期以降、周辺流域の社会経済活動や生活習慣の変化に伴い、三大湖沼の水質は次第に悪化し、人々の生活と密接に結びついていたかつての姿からは遠ざかっている。



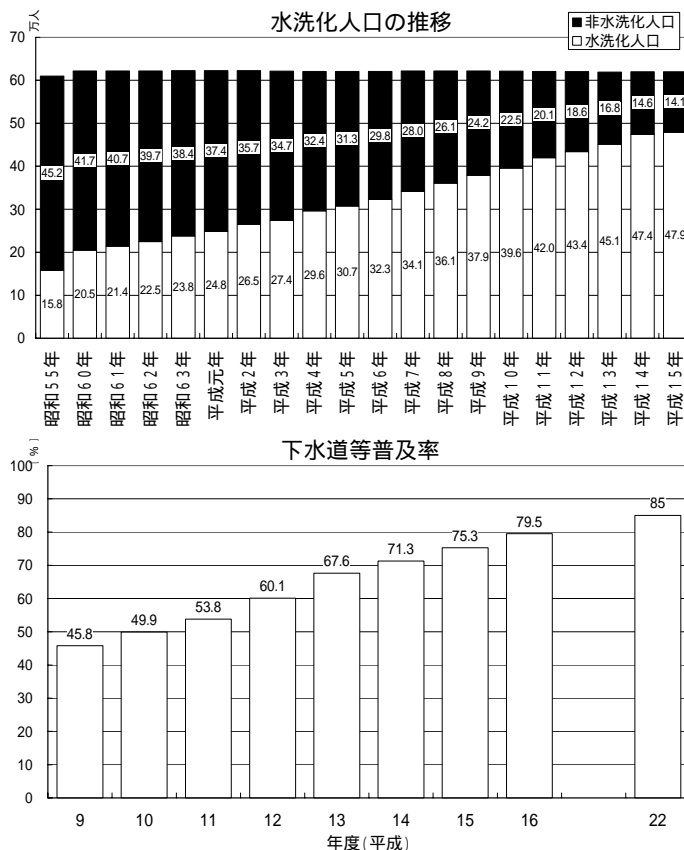
湖の水質を改善するには、湖に流れ込む汚濁物質の量を減らすことが最も重要である。このため、県、市町村、流域住民が協力して、下水道や合併処理浄化槽などの整備を推進するとともに、工場等の各種汚濁源に対する規制を行い、湖に流れ込む汚れを減らす努力を行ってきた。

このような努力の結果、県内三大湖沼の水質は、一定の改善は見られたものの、あるべき望ましい目標として定めた水質環境基準を達成しておらず、依然として汚れた状況にある。

県内総人口に占める水洗化人口は年々増加し、平成15年度では全体の約77%（平成14年度76%）に達している。また、平成15年度の水洗化人口のうち、公共下水道は54%（平成14年度52%）、浄化槽は45%（平成14年度48%）、コミュニティプラントは約1%（平成14年度1%）となっている。し尿処理施設は県内に6か所稼働しており、平成15年度の年間処理実績は約18万キロリットル（平成14年度18万キロリットル）であった。

下水道については、生活排水対策に視する施策として、今後も着実な普及の推進が必要である。

下水道など普及率は事業進捗に伴い着実に上昇しているが、整備済の地域において、未接続世帯が依然として多く、水質浄化効果を減らす要因となっている。接続を推進するよう普及啓発に努める必要がある。



浄化槽の適正管理の推進について

浄化槽は、トイレ、台所、お風呂等から発生する生活排水をきれいな水にする役目を果たしています。浄化槽は、保守点検や清掃を適正に行わないと機能が低下し、悪臭などの原因となるため、浄化槽法により浄化槽設置(管理)者には次の5項目が義務付けられています。

義務	内容	回数	依頼先
保守点検	機械の調整・修理・消毒剤の補充や清掃時期の判定をします。	年数回	県の登録を受けた保守点検業者(有料)
清掃	浄化槽の中にたまった汚泥などを抜き取りします。	年1回以上	市町村の許可・委託を受けた清掃業者(有料)
法定検査	保守点検・清掃が適正に行われているかどうか、浄化槽の機能の判定を行います。	年1回	指定検査機関:鳥取県保健事業団(有料)
記録の保存	保守点検や清掃の記録を確認をします。(法定検査のときに必要です。)	3年間保存	浄化槽設置者が保存
廃止等の届出	下水道接続などにより浄化槽を廃止した場合や設置者が変更された場合には、廃止届が必要です。	随時	届出先:各保健所(H18.4.1以降～各総合事務所生活環境局)

法定検査はなぜ必要なのでしょう。

法定検査は、日頃の保守点検や清掃が正しく行われているかを検査し、修理や改善の必要性を確かめるために行います。保守点検や清掃を実施している方も全て検査を受けなければなりません。

また浄化槽法が一部改正され、平成18年2月から上記検査を受検しなかった場合の勧告や命令の規定が設けられ、命令に従わなかった場合には罰則(30万円以下の過料)が適用されることとなりました。浄化槽の登録がされていれば指定検査機関から年に1回検査案内が送付されますので、検査の受け忘れを防ぐことができます。これまで検査案内が送付されていない方は、浄化槽の登録が漏れている可能性がありますので、最寄りの保健所(H18.4.1以降～各総合事務所生活環境局)で浄化槽の登録をして、美しい水環境を守るためにきちんと浄化槽の法定検査を受けましょう。

【2 県の取り組み】

（1）湖山池

湖山池は、平成16末の下水道等普及率が48%であり、三大湖沼の中で生活排水対策が最も遅れている。このため、平成13年度に策定した「第2期湖山池水質管理計画」に基づき、下水道や合併処理浄化槽等の一層の整備を進めるとともに、休耕田や水路を用いた生物等による水質浄化実証試験やアオコの発生機構調査等の調査研究を行ってきた。さらに、平成17年度に予定されている塩分導入試行による水質・生態系への影響を把握するため、平成16年度から現況調査を行っている。



湖山池

（2）東郷池

東郷池は、平成16年度末の下水道等普及率が99%であり、三大湖沼の中で生活排水処理対策が最も進んでいるにもかかわらず、水質改善が見られない。このため、生活排水以外の汚濁負荷源である山林の汚濁負荷調査や汚濁機構解明調査等の調査研究を行うとともに、平成16年度に構築した水質予測モデルを用いて、流入汚濁負荷と水質との関係を解析し、今後の効果的な負荷削減等の水質改善施策を検討してゆく。



東郷池

（3）中海

中海の水質は、ここ数年改善傾向が見られるものの、長期的には横ばい傾向にある。平成15年度末の下水道等普及率は63%であり、平成14年度には、米子市公共下水道内浜処理場において高度処理が開始されるなど、生活排水処理施設の整備は着実に進捗している。その結果、島根県と共同で策定した「第3期中海に係る湖沼水質保全計画（H11～15）」に定める水質目標値を達成したものの、依然として環境基準の達成には至っていない。引き続き中海の水質改善を図るため、第4期計画（H16～20）に基づき、水質保全対策を総合的・計画的に推進している。



中海

特に、今後の湖沼浄化対策を考える上で重要となる、湖沼生態系の回復による自然の浄化機能の回復を図るため、藻類・貝類による水質浄化手法の検討に着手した。

また中海の淡水化中止に伴い、平成17年11月11日に本庄工区と中海を仕切っている森山堤の開削が決まった。これを受けて平成18年1月31日に「水質改善に関する確認書」が島根県と交わされ、今後一層の水質改善などの検討を行うため、両県共同で組織を設置することになった。

【3 今後の課題】

県内三大湖沼の水質については、環境基準※のできるだけ速やかな達成を目標としているが、湖沼毎に諸元（面積、貯水量、形状等）や流域の特性（山林・農地、市街地面積や人口、産業構造）が異なるため、それらを踏まえた効果的な対策が必要である。また、湖沼がもたらす自然の恵み

を実感し、ふれあいの場としての利活用ができる豊かな水辺を創造するには、湖辺の自然環境の保全、再生の取り組みを推進する必要がある。

このため、下水道等の整備のみならず、湖に流れ込む河川や水路の浄化や、植物や藻類・貝類等の水生生物による自然浄化機能の活用、あるいは肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業を更に促進するなど、様々な取り組みが求められている。

湖沼の環境改善には、県や市町村等の行政機関の努力はもちろんのこと、関係団体等の努力とともに、地域住民の理解と協力が不可欠であり、各者の協働により、美しい湖を守り、育て、次の世代へ引き継ぐため、以下のような取り組みを進めていく。

- 1) 下水道や合併浄化槽の整備と併行して、未接続の家庭を中心とした生活雑排水の浄化実践活動の普及啓発
- 2) 自然再生協議会の設立・運営の支援など、水質浄化や自然再生に向けた住民主導の活動への支援
- 3) 農地における減農薬・適正施肥、山林の適正な維持管理の推進
- 4) 流入河川水や道路側溝排水の浄化、雨水貯留沈殿槽の整備などの面原負荷対策
- 5) 藻類や貝類などの生物を利用した湖水の直接浄化対策

注) ※：湖山池、中海については湖沼類型A及びⅢ、東郷池については湖沼類型A

【中海のラムサール条約登録】

○ラムサール条約とは

1971年にイランのラムサールで開催された国際会議において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択され、開催地にちなみ「ラムサール条約」と呼ばれる。現在、国内では釧路湿原、琵琶湖、中海、宍道湖など33ヶ所が登録されている。

当初、条約は水鳥のために湿地の環境を守っていくという内容であったが、湿地そのものの保全とともに湿地の持つ生態系をこわすことなく湿地が与える恵みを将来の世代に引き継ぐ「賢明な利用（ワイズユース）」として活用する取決めに変化してきた。

○中海の現況

中海は本県と島根県にまたがる約9,200ヘクタールの日本で5番目の面積の汽水湖である。中海はその特殊な環境の恩恵を受けて多くの魚貝類が生息するとともに、260種を超える鳥類が観察され、コハクチョウを始めとする平均7.5万羽以上の水鳥が越冬する西日本最大の飛来地でもあり、昭和49年からは国指定鳥獣保護区となっている。

その一方で、農業生産の立場から干拓・淡水化事業が昭和38年から始まり、以来、干拓地の造成や淡水化施設の建設が行われてきたが、国の減反政策や住民団体などによる反対運動によって、平成12年に干拓の中止、平成14年には淡水化が中止となるなど、近年の中海をめぐる情勢は激変した。

○中海のラムサール条約登録に至るまでの動き

このような背景の中で、中海のラムサール条約への登録は中海の自然環境を次世代に引継ぐ有効な方法であると捉え、平成15年度から地元関係者の合意を前提に、登録要件のひとつである国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定手続きを進めた結果、平成16年11月に米子水鳥公園を含む8,043ヘクタールが指定された。

その後も引き続き、関係自治体等と連携しながら、条約の基本精神である「賢明な利用（ワイズユース）」を県民に周知し、ついに2005年11月に一連の汽水域である島根県の宍道湖と同時に登録された。関連自治体との共催で「中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウム」を平成17年12月に実施した。

○ラムサール条約への登録を契機にした島根県との連携

平成17年12月3日、松江市で開催した「中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウム」が開かれた。この場で島根県知事から提案のあった、鳥取県・島根県が協力して実施する中海・宍道湖両湖岸の一斉清掃（平成18年6月11日予定）など、両県で共同した動きも始まった。

野生動植物の保護

【1 現状と課題】

○野生動植物の保護と生息環境の保全・再生

人間は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。しかし、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類

の豊かな生活に欠かすことのできないものである。そこで、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(略称「種の保存法」)が平成4年6月5日に公布された。この法律に基づき、オオタカ、イリオモテヤマネコなど73種の動植物が、国内希少野生動植物として指定されている。

鳥取県は、面積的には小さいものの、中国地方の最高峰である大山をはじめとする中国山地、ここを源とする河川、湖沼、海岸など変化に富んだ環境に恵まれ、野生動植物の種類も多様性に富んでいる。しかし自然環境の改変、過剰な捕獲・採取、外来種の侵入など様々な要因により、絶滅の危険性のある野生動植物が増えている。

動物は、鳥類では、イヌワシやクマタカなど絶滅危惧Ⅰ類に指定されている希少な種も生息している。ほ乳類では、県東部の山域にツキノワグマや珍獣として知られるヤマネも生息している。この他、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどをはじめとする多様なほ乳類が生息している。また、県西部を中心とした溪流には学術的にも貴重なオオサンショウウオが生息している。本県では、野生鳥獣を保護するために鳥獣保護区を指定しており、これら保護区は平成16年度末で国指定、県指定を合わせて22カ所、34,048haが指定されている。

表 鳥獣保護区の指定状況 平成16年3月末現在

区 分	県指定		国指定		合 計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	11	13,034	1	6,014	12	19,048
集団渡来地の保護区	3	2,218	1	8,724	4	10,942
希少鳥獣生息地の保護区	1	302	—	—	1	302
大規模生息地の保護区	1	3,508	—	—	1	3,508
身近な鳥獣生息地の保護区	4	248	—	—	4	248
合 計	20	19,310	2	14,738	22	34,048

本県の植生は、低地ではシイやカシなどの常緑広葉樹林帯となっているが、今では、開発の進行により自然植生は限られたものとなり、社叢等に昔ながらの植生を見ることが出来る。山間部の標高の高い地域に行くにつれて植生は落葉広葉樹林帯となり、大山中腹や県境付近の奥山にはブナやミズナラなどの自然林が広がっている。しかし、スギやヒノキなどの人工造林の進展により、こうした自然林は少なくなりつつある。この他、本県にはハマヒサカキの北限群落や、ハマナスの自生南限群落、カキツバタやオオミズゴケなどの植物が生育する湿原など貴重かつ多様な植生がみられる。

表 鳥取県版レッドデータブック掲載種数一覧表(カテゴリー別)

区分	絶滅・野生絶滅 EX・EW	絶滅危惧			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	その他保護上重要な種 OT	合計	
		絶滅危惧類 CR+EN	絶滅危惧類 VU	計					
動物	哺乳類	3	0	4	4	11	1	0	19
	鳥類	2	9	14	23	44	9	0	78
	爬虫類	0	0	0	0	0	4	0	4
	両生類	0	0	2	2	4	2	3	11
	淡水魚類	0	3	5	8	7	1	0	16
	昆虫類	5	16	25	41	44	6	13	109
	その他の無脊椎動物	0	0	1	1	8	7	9	25
	陸産・淡水産貝類	0	7	1	8	21	3	2	34
計	10	35	52	87	139	33	27	296	
植物	シダ植物	5	10	19	29	10	0	0	44
	種子植物	3	74	97	171	99	0	13	286
	計	8	84	116	200	109	0	13	330
合 計	18	119	168	287	248	33	40	626	

EX・EW：鳥取県では既に絶滅(野生では絶滅)したと考えられる種
 CR+EN：絶滅の危機に瀕している種 VU：絶滅の危険が増大している種
 NT：存続基盤が脆弱な種 DD：評価するだけの情報が不足している種
 OT：鳥取県の地理的な自然特性等から保護上重要度の高い種

【2 県の取り組み】

(1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例

鳥取県では、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の保護とその生息・生育する自然生態系の保全を図るため、平成13年12月に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

(概要)

○特定希少野生動植物の指定

希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要がある種を「特定希少野生動植物」とし、捕獲等を禁止した。動物8種、植物33種、計41種が指定されている。

○自然生態系保全地域の指定

希少野生動植物の保護と自然生態系を守るために重要な地域を「自然生態系保全地域」として指定し、地域内における工作物の設置などの一定の行為は許可や届出が必要である。

○保護管理事業

特定希少野生動植物の種ごとに策定した「保護管理事業計画」に基づき「保護管理事業」を行う者に対して支援措置を行う。

○罰則

特定希少野生動植物の無許可での捕獲など、条例に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

表 特定希少野生動植物

【動物】 8種			【植物】 33種		
区分	科名	種名	区分	科名	種名
鳥類	タカ	クマタカ、イヌワシ	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン
	カモメ	コアジサシ		シシラン	タキミシダ
	ブッポウソウ	ブッポウソウ		ウラボシ	オオエゾデンドラ
淡水魚類	コイ	アカヒレタビラ	種子植物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ
昆虫類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ		キンボウゲ	オキナグサ
	タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ		ユキノシタ	オオシラヒゲソウ
淡水産貝類	イシガイ	カラスガイ		バラ	ノウゴウイチゴ、イワガサ、コキンバイ
				ミズキ	ゴゼンタチバナ
				ツツジ	コケモモ
				サクラソウ	サクラソウ
				イワタバコ	シシラン、イワギリソウ
				キク	イワギク、ヒゴタイ
				イバラモ	ヒメイバラモ
				ユリ	ギョウジャニンニク、ツバメオモト、ハナゼキショウ、タマガワホトギス
				ラン	ヒナラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイツウ、セッコク、ノビネチドリ、サギソウ、ヨウラクラン、ウチョウラン、カヤラン

(2)「レッドデータブックとっとり」の刊行

「レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップして、その現状等をまとめた報告書のこと、国レベルのものが作成されている。全国的には絶滅のおそれがない種でも鳥取県では絶滅に瀕している種も少なくないなど地域レベルでの実情と必ずしも一致していない。そこで、平成14年3月に「レッドデータブックとっとり」（動物編296種、植物編330種）を刊行し、鳥取県内で絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにした。

○レッドデータブックとっとり

・・・<http://www.pref.tottori.jp/kankyoseisaku/ki sho/rdb/RDB.htm>

(3) 希少野生動植物保護管理事業の推進

1) 保護管理事業計画の策定

ウスイロヒョウモンモドキ、コアジサシ、サクラソウ、コガタノゲンゴロウ、アカヒレタビラに加え、平成16年度にブッポウソウ、オキナグサ、ゴゼンタチバナが策定された。また平成

17年度はクマガイソウ、ヒゴタイの計画を策定予定である。



クマガイソウ

2) 保護管理事業への支援

特定希少野生動植物の維持、回復を図るための保護活動を実施する地域住民団体等の自発的な保護活動を支援する。

対象となる種	サクラソウ、ウスイロヒョウモンモドキ、コアジサシ、コガタノゲンゴロウ、アカヒレタビラ
実施主体	条例に基づき保護管理事業計画の認定を受けた者
補助対象経費	人件費、旅費、消耗品費、賃金、委託料
補助率	10/10（ただし対象となる種によって限度額あり）

（4）貴重な自然と身近な自然の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに、学術研究、自然体験・学習等の自然ふれあいの場としての利用など、必要な条件整備を図る。

動物に対する、保護管理の観点からツキノワグマの正しい生態・行動の知識を地元住民等に普及するための学習会や、錯誤捕獲されたツキノワグマの放獣の実施をおこなっている。

また、近年のイノシシの頭数増、生息範囲拡大による農作物被害増加に対応するイノシシ保護管理計画の推進と検証を行っている。

1) イノシシわな猟免許取得促進特区の取得

現行の「網・わな猟免許」は、網及びわなの両方の使用を目的とした免許で、それぞれの猟法に関する知識が必要であった。網による狩猟や有害鳥獣捕獲はほとんど実施されていない現状を踏まえ、受験者の申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成される狩猟免許試験を実施することで、受験者の知識・技能に係る負担を軽減し、狩猟免許所持者の増加を図り、有害鳥獣による農作物被害の減少に繋げるため、平成17年5月17日に特区申請し7月19日に認定された。また、特区認定されたことにより、特区に係る狩猟免許試験の手数料を定めた。

2) イノシシ等被害防止相談窓口の設置及び鳥獣被害対策総合窓口の設置

イノシシ等野生鳥獣による農作物被害などに関する「イノシシ等被害防止相談窓口」を平成17年6月1日に各総合事務所及び地方農林振興局に設置した。

また、鳥獣保護行政と捕獲行政のバランスを取りつつ、鳥獣被害に係る被害対策を総合的に対応する「鳥獣被害対策総合窓口」を平成17年9月1日に県庁内の生産振興課に設置した。

【3 今後の課題】

外来種による在来種の捕食、希少種の約半分が生息するといわれている里地里山の荒廃など生物の多様性をめぐる環境は厳しい。従来の施策の推進だけでなく、このような新たな状況も考慮に入れて対策を進める必要がある。

（1）希少野生動植物保護管理事業の拡大

希少野生動植物の保護活動を実施する上での指針となる保護管理事業計画を策定する種を増やしていき、地域住民とともに、絶滅に瀕した種の生息・生育環境の保全・再生を進める。

（2）外来種対策

外来種の生息・生育の実態調査の実施、及び外来種の防除方法等について検討を行う。

（3）自然の保全・再生

身近な自然である里地・里山には絶滅危惧種の半分が生息しているといわれている。しかし、

社会の変革とともに経済的な価値が低下し、手入れがされずに放置されている。生物多様性を維持するためにも、豊かな自然環境の保全、再生を進める。

農地、森林などの持つ環境保全機能の確保

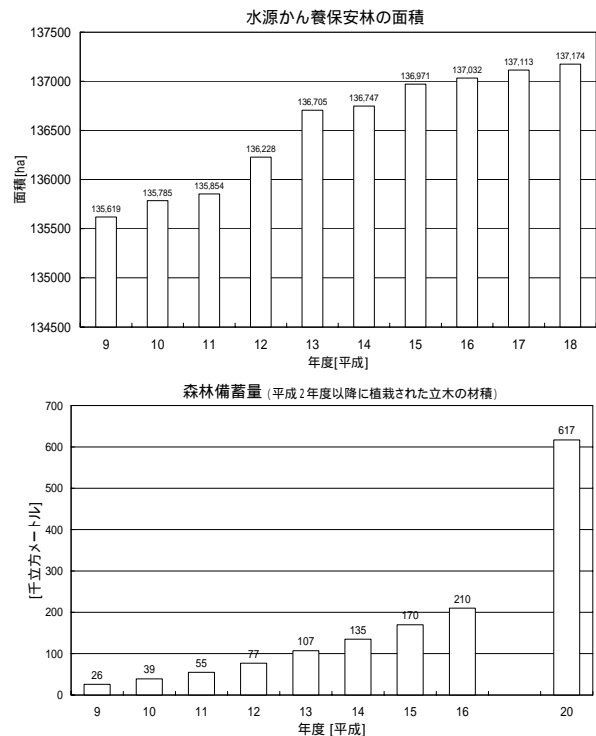
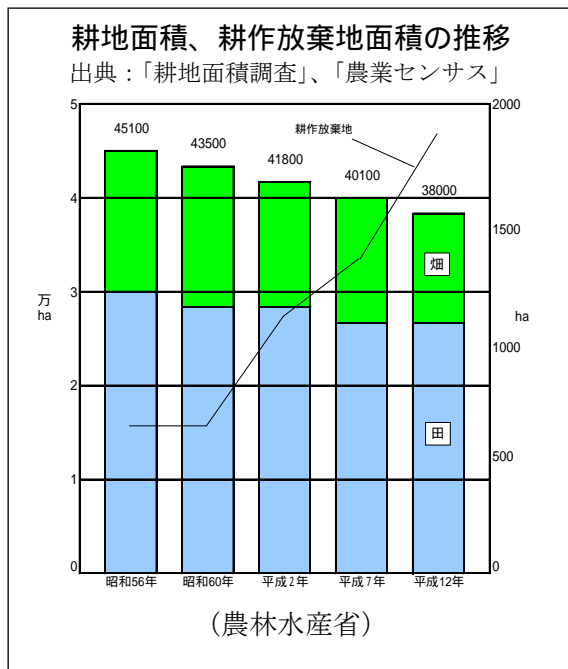
農地は食糧生産の場であるとともに、貯水機能による災害防止等の役割を果たしている。また、昆虫、魚など周辺の小動物の生息空間を確保するなど、環境保全にも重要な役割を果たしている。

さらに、農村の田園風景は、四季の変化に応じた豊かな県土の景観を形成し、県民のふるさとの風景として、生活に安らぎと潤いを与えている。

本県の農地面積は、平成12年には、田畑合わせて3万8千ヘクタール、県土面積の約11%を占めているが、都市化の進展等により、宅地や道路等に転用され減少している。また、農山村地域における過疎化・高齢化の進展による農業従事者の減少等により、耕作放棄地が増加している。

また農地同様に、水源かん養保安林については、その機能の観点から適切な保全・管理が必要である。

森林の蓄積については、年々増加しているが、二酸化炭素の吸収源として今後とも着実に増加させていくことが必要であり、地域の実情に応じた森林整備を推進するとともに、伐採跡地の的確な更新が図られるよう指導・援助を行う。



人と自然とのふれあいの確保

本県の自然は、県民のみならず多くの人々の貴重な自然とのふれあいの場となっている。本県の自然公園には、森林浴や海水浴、スキーなど多様な利用がなされており、数多くの人々が訪れ、県内10カ所の温泉地は、県内外の多くの人々に利用されている。また、より多くの人々が自然とふれあう場として、自然歩道やオートキャンプ場などの整備が進められている。

また本県の山や海の自然を生かした安らぎのある生活を、都市部の住民が体験するグリーンツーリズムの活動が行われている。平成15年からは、農山漁村の住民相互理解と中山間地域の活性化を進めるため、東京都武蔵野市の家族を受け入れている。体験交流の参加者は、鳥取の豊かな自然と暮らしぶりに強く感激し、体験交流以降も鳥取のファンとして応援やPRにとど

グリーンツーリズムとは

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと (農林水産省資料より)

エコツーリズムとは

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた (環境省資料より)

まらず、一部では会員制の交流組織が起こっている。

さらに大山、氷ノ山及び山陰海岸などでは、自然観察会の開催や自然観察指導員の養成が行われているほか、こうした自然を保護するための美化活動には多くの県民が参加している。

県内の豊かな自然を生かしたエコツーリズムについても、市町村や民間で様々な取り組みが始まっており、県もエコツアー産業研究に対する助成や、イベントの広報を行うなど、様々な支援を行っている。

コラム

鳥取の自然・文化をまるごと体験！鳥取型ツーリズムのご紹介

1 鳥取型ツーリズムとは？

鳥取県には、豊かな自然やその中で育まれた歴史・文化、人の温もりといった、都市にはない資源がたくさん存在します。鳥取ならではのこうした資源を活かし、都市に暮らす人々と対等の立場で、将来にわたって交流を深めていくこと、それが鳥取型ツーリズムの原点です。

2 鳥取型ツーリズムの実践に向けて

鳥取型ツーリズムの実践にあたって最も大切なこと、それは、都市住民の方と対等の立場で交流をすすめていくことです。そのためには、受け入れる側となる地域の皆さんの意識改革が必要です。それはまず、足元に当たり前にあるもののすばらしさを再認識することから始まります。そうすれば、何もないと思っていた地域の中に、実はたくさんの宝物があることに気付くはずですよ。



3 「鳥取の自然まるごと体験」行動計画

鳥取にはさまざまな地域資源があふれている一方で、高齢化や耕作放棄地の増大など、深刻な問題を抱える地域も多く存在します。

今、都市に暮らす人々の間では、ゆとりや心のやすらぎを求めて「田舎」を訪れる傾向が高まっており、さまざまな問題を抱える地域も、豊かな資源を活かした起業化や新たな雇用を生み出すチャンスとなってきていると言えます。

鳥取型ツーリズムの実践は、そうしたチャンスを活かす手段であり、鳥取県は、そのための行動計画として、平成15年6月、「鳥取の自然まるごと体験」行動計画～都市と農山漁村との相互交流推進～を策定しました。この行動計画に基づいて、ツーリズムを実践する地域の支援を行っています。

4 民泊による交流を進めるための規制緩和（鳥取県方式について）

従来、民泊は、実施するにあたり法律上のさまざまな規制が絡み、容易には取り組めないもので、特に、

- ① 宿泊実施に伴う旅館業法上の規制
- ② 食事の提供に伴う食品衛生法上の規制

が大きな壁となっていました。

そこで、鳥取県は、受入側にとって民泊がもっと取り組みやすいものとなるよう、これらの規制に対する緩和措置を知事権限で行いました（平成15年4月より実施）。



5 鳥取型ツーリズムの実践事例

- ・ 東京都武蔵野市との交流
- ・ しかのグリーンツーリズム in 鬼入道
- ・ 若桜町吉川わいわいクラブ
- ・ 鳥取市河原町神馬地区

（具体的な事例については、鳥取県庁webサイト「とりネット」企画部地域自立戦略課のページをご覧ください。）

・自然公園等

本県の自然は、南部は中国山地の山々が重層的につらなり、短流河川に刻まれた滝や溪谷などの山国的な自然美を有し、北部はなだらかな里山や田園が続いている。また、日本海に面する海岸線は、鳥取砂丘や北条砂丘、弓ヶ浜半島を形成する砂州など白砂青松の砂浜と、県東部の入り組んだ岩肌の海岸や県中部の長尾鼻の岩崖など変化に富んだ豊かな景観を形成している。こうした自然を保全するため、本県では、大山隠岐国立公園、山陰海岸国立公園の他、2つの国定公園と3つの県立自然公園が自然公園として指定されており、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14.0%を占めている。

この他、鳥取県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として平成15年度末までに、15地域を指定している。なお、県では、「鳥取県のすぐれた自然」を作成して、その普及啓発を図っているほか、これを参考として、

県自然環境保全地域等の追加指定を進めている。さらに、県内の巨樹巨木調査を実施するとともに、鳥取県景観形成条例に基づいて、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として、「大山景観形成地域」及び「沿道海浜景観形成地域」を指定している。

表 「鳥取県のすぐれた自然」掲載内容

地形・地質編		植物編		動物編	
火山とその山地	6 地域	社叢	46 地域	ほ乳類	5 地域
非火山山地	26 地域	森林	29 地域	鳥類	29 地域
河川・溪谷・滝・段丘・湖沼・湿原	33 地域	(大山)	29 地域	は虫類	2 地域
海岸・砂丘	14 地域	低木材・草原	13 地域	両生類	7 地域
地質	25 地域	湿原・湿地林	11 地域	淡水魚類	3 地域
化石	7 地域	貴重植物群生地	11 地域	昆虫類	46 地域
岩石・鉱物・鉱床	7 地域			クモ類	29 地域
温泉・湧水	7 地域			陸産貝類	12 地域
				重要生息地域	20 地域

出典：「鳥取県のすぐれた自然」



コラム 大山の麓・江府町へ水工場の進出が決まる

江府町が出資する第三セクター「江府町地域振興」の「奥大山の水」が好評を博し、溝口町への「大山ビバレッジ」ミネラルウォーター工場進出（平成15年）につづいて、平成17年6月にサントリー株式会社は、江府町笠良原地域に「サントリー天然水」工場の進出を決定しました。

奥大山の豊かな自然に囲まれた大山隠岐国立公園の地下水が、良質な水であることが評価されました。

現在、平成19年春の操業開始を目指して、工場が周辺地域の地下水環境に与える影響の調査が行われています。県も、影響調査結果を評価する委員会を設けるなど、周辺の水環境を守ることに努めています。

表 鳥取県自然環境保全地域一覧表

番号	地域名	所在地	面積の内訳 (ha)				指定理由	指定年月日
			普通地区	特別地区	野生動植物保護地区	計		
1	菅野	鳥取市	2.0	18.5	(2.6)	20.5	ミスゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷河期の花粉等を有する泥炭層	昭和52. 4. 8
2	香取	鳥取市	4.0	3.9		7.9	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
3	松上	鳥取市		5.2		5.2	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
4	笏賀	三朝町		3.2		3.2	シノキ、ウラジロガシ等の常緑広葉樹林とヒノキ、ホンシャクナゲ群落	52. 7.29
5	馬場	南部町		3.7		3.7	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 7.29
6	唐川	岩美町		19.4	(2.1)	19.4	カキツバタ等の湿原植物、ハッチョウトンボ、溶岩台地、花粉・植物化石を有する泥炭層	53. 5.12
7	金華山	南部町		6.1		6.1	絶壁や洞窟、奇岩を有する凝灰角礫岩の孤立状の山体	55.12.23
8	佐治	鳥取市	24.0	18.8		42.8	穿入蛇行地形、V字形峡谷、緑色千枚岩を原石とする佐治石分布	59. 9.25
9	洗足山	鳥取市	9.45	13.55		23.0	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地	62.11. 4
10	北村権現	鳥取市	1.20	1.80		3.00	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優占種とする特異な群落	63.12.20
11	気高殿	鳥取市	8.6	0.1		8.7	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ、スダジイ等の常緑広葉樹林	平成 3. 9.13
12	鹿野河内	鳥取市		1.20		1.2	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林	10.11.24
13	原池	湯梨浜町	0.4	1.8		2.2	多様性の湿性植物、トンボ類を中心とした昆虫類、魚類、鳥類等が生息・生育する潟湖	13.10.12
14	神戸上	日南町	0.7	4.6		5.3	ハンノキを主とする規模の大きな沼沢林(落葉広葉樹林)	13.10.12
15	牧谷	岩美町	1.2	0.3		1.5	カキツバタなどの湿原植物、他種類の湿性植物、トンボ類を中心とした昆虫類、鳥類等が生息・生育	15.10.24
合計	(15地域)		51.55	102.15	(4.70)	153.70		

※ 野生動植物保護地区は特別地区に含まれる。

鳥取県における都市公園の整備状況

区分	箇所数	面積 (ha)
街区公園	230	52.03
近隣公園	17	26.22
地区公園	5	38.29
総合公園	9	187.28
運動公園	4	69.69
広域公園	2	115.40
風致公園	1	4.60
歴史公園	3	15.95
墓園	2	18.80
都市緑地	18	62.10
都市林	1	28.70
広場公園	3	0.83
緑道	1	1.20
都市公園合計	296	621.09
一人当たり面積	鳥取県	12.97㎡
	全国	約8.89㎡

(県公園自然課作成 (平成16年3月末現在))

第一章

総論：鳥取県の環境の現状と取り組み
～重点テーマ4 快適な環境・美しい景観の保全と創造～

美しい景観の保全と創造

【1 現状と課題】

鳥取県は、鳥取砂丘、浦富海岸など特徴的な美しい海岸線や中国地方随一の標高を持つ秀峰大山をはじめ、四季の彩り美しい自然景観や歴史、まちなみなど特色のある歴史的景観、棚田や里山などの農村景観等、美しい景観を有している。これらの美しい景観は、人々の生活に潤いや安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着をはぐくむ県民共通の財産であるとともに、鳥取県を訪れる人々を惹きつける魅力にもなっている。

本県では、平成5年に「鳥取県景観形成条例」を制定し、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることによって、県内における良好な景観の保全と創造に努めている。

条例では、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる優れた景観を有する地域を景観形成地域に指定して、その景観を重点的に保全するとともに、周辺に与える影響が大きい建築物の新築など大規模な行為についても、鳥取市、米子市の区域を除く全県を対象として届出により景観形成基準に基づき、指導している。

市町村においても、景観条例の制定や歴史や文化を活かした町並みの整備など、地域固有の景観を自らの手で守り育てていこうとする取り組みが進められているが、全体としては、十分に取り組みが行われている状況にはない。

《景観形成条例の制定状況》

- 鳥取市景観形成条例(平成13年制定)
- 米子市景観形成条例(平成10年制定)
- 日南町の景観を守り育てる条例(昭和60年制定)
- 《景観行政団体の状況》倉吉市(平成17年8月1日)



【2 県の取り組み】

(1) 人材育成・意識啓発

○景観まちづくり研修会の開催

景観やまちづくりを主導できる人材の育成を目的として、NPO市民文化財ネットワーク鳥取に委託し、景観まちづくり研修会を実施している。この研修会は同NPOの企画提案により県全域から受講生を募集し、年間を通じた研修計画のもと、研修の題材に適した地区(2～3ヶ所)でワークショップなどの研修を行い、景観まちづくりを担う人材を育成している。

地元と外部がそれぞれの視点から意見交換することにより、レベルの高い、市町村区域を越えた交流が生まれ、まちづくりの人的なネットワークが拡大している。



図 日野町根雨宿のまちなみ

開催地となった地域においては、専門家の評価や他地域の活動者から刺激などを受けて、地域にある資源を再確認するなど、まちづくり活動のきっかけとなっている。

これまでに、鳥取市山手地区、琴浦町光・大山町所子、若桜町若桜、日野町根雨で講習会が開かれており、この講習会を契機に、自らの手でまちなみを保存し、創造する気運が高まり、まちづくり活動が継続して行われている。

[研修を契機としたまちづくり活動の例]

- ・琴浦町光地区
集落に数多く残された海鼠壁、鏝絵などの調査を実施し、シンポジウム開催等の活動を通じて、地区の活性化を図る。
- ・若桜町若桜地区
研修会で検討したまちなみ整備の課題をもとに、住民と行政が協力し、補助事業を活用した景観まちづくりを検討。
- ・日野町根雨地区
出雲街道根雨宿まちなみづくり研究会が結成され、根雨の歴史と文化を活かした地域外との交流、まちなみづくり基本計画の策定を進める。

○写真コンテストの実施や景観パンフレットの作成

21世紀に引き継ぐべき鳥取の景観としてふさわしい景観を県民から広く募集し、平成12年度に「伝えたいふるさと鳥取の景観」100景観を選定した。これら100の景観をテーマに、写真コンテスト等を毎年実施し、コンテスト入賞作品を活用した展示会の開催やポストカードブックの配布により、鳥取の美しい景観を県の内外にPRしている。さらに景観に対する県民の関心を高めるため、「伝えたいふるさと鳥取の景観」以外の美しい景観を見ることができる場所(景観スポット)を収集し、パンフレットを作成している(出雲山展望台(湯梨浜町)景観PRパンフレット平成17年度)。

平成17年度写真コンテスト入賞作品より



「仲間たち」(松本利秋)...撮影場所：江府町江尾



「正月の朝」(橋谷田妙子)...撮影場所：智頭町山根

[平成17年度応募状況]

・応募作品数	「伝えたいふるさと鳥取の景観」部門	321点
	「心のふるさと」部門	53点
(住所別応募者数)	県内居住者	95名
	県外居住者	48名

(2) 景観資源の調査

農村景観の重要な要素である茅葺民家の維持保全・活用を図ることを目的として、平成17年度に鳥取環境大学デザイン学科に助成して、県東部地域の茅葺民家の現況調査を行う。

また市町村、NPO等に助成し、城下町や宿場町等の風情ある歴史的景観などのまちなみ調査や今後のまちなみ整備方針の検討等を支援している。

○とっとり茅葺民家維持再生活用事業

[調査成果] 全国的に希少価値の高い笹葺き民家が存在する集落が発見された。
 東部地域の茅葺民家数 425棟 (うち笹葺屋根 5棟)

○歴史的まちなみ調査支援事業 [平成17年度事業地区]



光地区(琴浦町)

<地区の状況>

約50戸の農村集落。半分以上の家に海鼠壁と鏝絵が残されている。

<主な活動内容>

- ・建物と鏝絵・景観の調査
- ・住民アンケート調査
- ・先進地視察(鹿野町)
- ・鏝絵を活用した景観づくりシンポジウム



田後地区（岩美町）

<地区の状況>

江戸時代の村の区画割が今に残る独特な漁村の風景が見られる。

<主な活動内容>

- ・地区の模型作成
- ・住民アンケート及びヒアリング調査
- ・先進地視察（石川県七尾市）
- ・田後漁村景観まちづくりフォーラム

（3）市町村等への支援

○景観コーディネーター、景観アドバイザーの派遣

景観やまちづくりに関する住民活動に対して専門的視点から意見を述べる景観コーディネーターを配置するとともに景観アドバイザーを派遣し、景観まちづくりの取組みを支援する。

○まちづくり交付金（国土交通省）

地域の特性を活かした地域主導の個性溢れるまちづくりを進め、まちの再生を効率的に推進するために生活の質向上と地域経済の活性化を図るため、市町村に国が交付金を交付する。

【事業内容】道路、公園、河川、広場、既存建物の活用、土地区画整理等、(国概ね4/10)

【事業地区】鳥取市中心市街地、倉吉市打吹地区、伯耆町溝口地区

○街なみ環境整備事業（国土交通省）

住民同士がまちづくり協定を結び、整備方針、整備計画を定めた地区において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備改善を行う市町村及び建物所有者当に対して国が補助する。

【事業内容】道路美装化等の地区施設（国1/2）、住宅や塀等の修景（国1/3）

【実施地区】鳥取市鹿野町鹿野地区、大山町大山寺地区、倉吉市打吹地区他

○ふるさとまちなみ建物支援事業（単県）※平成18年度より市町村交付金に統合

鳥取県の歴史や伝統・文化を大切にし、美しく親しみのあるまちをつくらせている地域景観を促進するため、多くの県民にとって共通の財産と思える建築物の維持補修費用を補助する。

【対象要件】築後50年以上を経過して現使用、または改修により使用される建築物

【実績】アートハウス夢扉（倉吉市）、久米郡倉吉駅（倉吉市）、門脇家住宅（大山町）

【3 今後の課題】

○景観意識の啓発

県内の美しい景観を発掘する一方、景観を阻害する物件をクローズアップし、県民の景観に対する関心を高めていく必要がある。

○市町村の景観行政団体への移行の促進

地域が主体となった地域づくりが進むよう、市町村の景観行政団体への移行促進に積極的に取り組む必要がある。

○景観形成条例、屋外広告物条例の見直し

景観形成条例制定後10年以上経過していることから、現行の問題点を整理するとともに、景観に大きな影響を持つ屋外広告物についても問題点を整理し、必要な条例の改正を行い、本県の良好な景観形成を一体的に進めていく必要がある。

歴史的、文化的環境の保存と整備

【1 現状と課題】

文化財とは、「日本の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の私たちが暮らしている世代にまで伝えられてきた貴重な財産」である。本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などのすばらしい文化財がある。これらの優れた地域の景観や歴史的遺産は、自然環境の素晴らしさ、地域の歴史や文化を将来に伝える貴重な役割を果たしている。

潤いと安らぎのある美しい環境を創出するため、これらの歴史的・文化的遺産、歴史的街並みや自然景観を保全し、個性豊かな町作りを進めていくことが求められている。

表 歴史的、文化的環境と関係が深い文化財

有形文化財	○建造物・美術工芸品
無形文化財	○演劇、音楽、工芸技術など
民俗文化財	○有形民俗文化財 (無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具など) ○無形民俗文化財(衣食住、生業、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能)
記念物	○遺跡(貝塚、古墳、城跡など) ○名勝地(庭園、峡谷、海浜、山岳など) ○動物・植物・地質鉱物
文化的景観	○棚田、里山など
伝統的建造物群 (埋蔵文化財)	○宿場町、城下町、農漁村など (土地に埋蔵されている文化財)

【2 県の取り組み】

文化財は、私たち皆の大切な財産であることから、今まで守り伝えられてきた文化財を、未来に伝えていくために、その保護に努めている。また文化財のすばらしさを皆で共有できるよう、文化財に関する情報発信などの普及啓発活動や公開事業への助成を行っている。

<文化財の保存と活用>

- ・文化財の調査と指定を行うなどの保護施策を図る。
- ・指定されている文化財の保存、修理、復元に助成を行う。
- ・開発事業との調整を図り、文化財の保護に努める。

<普及啓発活動>

- ・文化財を紹介し、多くの人に理解していただくよう努める。
- ・文化財に関する情報発信を行う。
(「とっとり文化財 navi」 <http://www.pref.tottori.jp/bunka/navi/>)
- ・文化財の公開事業に支援と助成を行う



図 白壁土蔵群
(国の重要伝統的建造物群保存地区)

【3 今後の課題】

既に文化財指定されているなどの保護施策が図られているもの以外にも文化財的価値の高い物が数多く存在する。これらの洗い出しと予備調査などを行い、今後の保護と活用を進める必要がある。

また、文化財をより身近なものとして認識していただき、文化財に対する理解を深めていただくために、次のように県内の国・県指定文化財を広く県内外へPRする。

- ・写真等の入った解説板の設置。
- ・ホームページの内容の充実。
- ・国や県が指定・登録した文化財を紹介した「鳥取県の文化財」(冊子)の改訂版の発行。
- ・学校等へ県の職員が出向き、各地域に残る文化財について説明を行う。
- ・身近な存在として文化財に親しんでいただけるよう、主に文化財建造物について県民への普及啓発を行う。



図 写真等の入った解説板

環境影響評価（環境アセスメント）

緑豊かな自然、きれいな空気や水、静けさといった豊かな環境を将来に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な義務であり、そのためには開発事業を行うときに、環境の保全について配慮することが必要である。開発と環境保全、この両者を、ともにうまく実現させていくために生まれたのが環境影響評価である。

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られた法律である。この法律では、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を行う際の環境影響評価の手続きを定めている。事業者は、この環境影響評価の結果を事業内容の決定に反映させて、事業を環境の保全に十分に配慮して行わなければならない。

県においても、環境影響評価法と同じ考え方で、環境影響評価に関する条例を定めている。次表の規模以上の事業については、法ないし条例に則り、事業者は環境影響評価を行わなければならない。

また、法律・条例の対象にならない事業であっても、環境に大きな影響を及ぼす事業については、環境影響評価に準じて、環境に及ぼす影響を調査を行う場合がある。

法令の対象とならないが、環境についての調査を行う事業



中海：中浦水門撤去工事
(中海側および境水道側の水質に及ぼす影響を定期的にモニタリングを行う)



松江：大橋川拡幅事業
(宍道湖・中海について、環境影響評価に準じて、環境に及ぼす影響の調査を行う)

環境影響評価の対象事業及び規模

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道路	高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 幅6.5m、20km以上	— — 7.5km以上10km未満 — 幅6.5m、15km以上20km未満	— — 4車線、10km以上 — 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上
鉄道	新幹線 在来線	すべて 10km以上	7.5km以上10km未満 10km以上	7.5km以上 —
飛行場 (滑走路)	新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上、500m未満 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所	水力 火力 地熱 原子力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 —	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 —
廃棄物最終処分場		埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓		50haを超す	40ha以上 50ha以下	50haを超す 40ha以上
土地区画整理事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	50ha以上
新住宅市街地開発事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	—
工業団地造成事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上 50ha以上
新都市基盤整備事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	—
流通業務団地造成事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上 50ha以上
宅地の造成事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上 50ha以上
港湾計画		埋立等区域300ha以上	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理		100t/日以上 100k1/日以上	75t/日以上 75k1/日以上
工場の新築、増築	排水 排ガス		1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場			50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)			75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)
岩石等採取事業			50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)			75ha以上	50ha以上
複合開発事業			明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域
特別地域：貴重な自然や生物が豊富で、自然景観にも優れ、開発について特に配慮を要する地域として定めたもの(国立公園等)

その他：電線の地中化

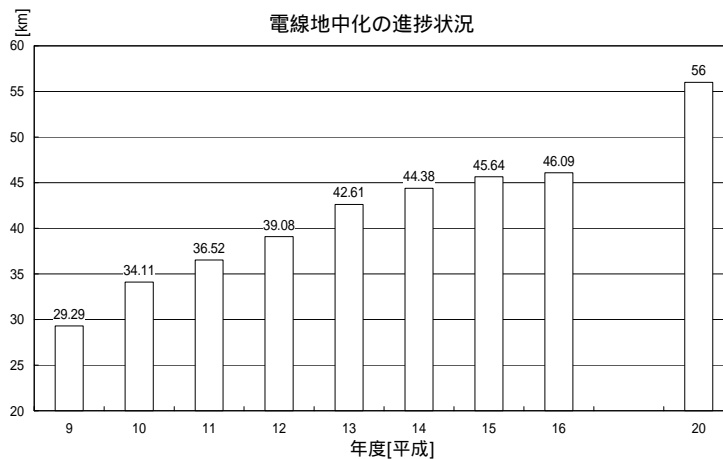
平成15年までの「新電線類地中化計画」に引き続き、電線類地中化検討会議において、平成16年度以降の5ヶ年計画である『無電中化推進計画』を平成16年4月に策定し、都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、歴史的街並みの保全などを図るため、これまでの幹線道路だけでなく重要伝統的建造物群保存地区、歴史的街並み保存地区、良好な都市・住環境を形成

すべき地区等の主要な非幹線道路も含めて面的に整備を進める。

- ・無電柱化の基本方針

無電柱化対象の選定に当たっては、以下の基本方針に従う。

- (1) 街中の幹線道路については、引き続き重点的に整備を推進
- (2) 都市景観に加え、防災対策（緊急輸送道路・避難路の確保）、バリアフリー化などの観点からも整備を推進
- (3) 良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全などが特に良好な地区においては、主要な非幹線道路も含め多面的な整備を実施。



第一章

総論：鳥取県の環境の現状と取り組み
～重点テーマ5 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携～

人類の活動範囲・規模・種類の拡大に伴い、気候変動、オゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題が顕在化している。この問題は人類に対する脅威になりうるものとして認識されており、これらは一国のみでは対処が困難であり、国際的に共同した取り組みが必要とされている。

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

【1 現状と課題】

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第3次評価報告書（2001年）では、1861年以降地球の平均気温は上昇しており、20世紀中に0.6±0.2℃気温が上昇と報告している。地球温暖化の主な原因は、私たち人間の活動、とりわけ化石燃料の消費などによる二酸化炭素（CO₂）の排出量の増加とCO₂を固定する森林の破壊などによるCO₂吸収源の減少にあるといわれている。

わが国の温室効果ガスの総排出量（2003年度）は13億3,900万トン（CO₂換算）であり、京都議定書の規定による基準年（1990年。ただし、HFCs、PFCs、SF6については1995年）の総排出量（12億3,700万トン）と比べ、8.3%上回っている。また、前年度と比べると0.7%の増加となっている。

表 日本における部門別の二酸化炭素排出概況

産業部門 (工場等)	二酸化炭素排出量の約4割を占め、2003年度は1990年度に比べて0.3%増加し、2002年度と比べると2.2%の増加している。主な増加要因は、粗鋼生産量が増加したため。
運輸部門 (自動車・船舶等)	2003年度の排出量は、1990年度に比べて19.8%の増加で、2002年度と比べると0.7%減少している。主な減少要因は、自家用乗用車及び貨物自動車の実走行燃費の向上、輸送効率の高い営業用貨物自動車への転換が進んだため。
家庭部門	2003年度の排出量は、1990年度に比べて31.4%の増加で、2002年度と比べると2.1%増加している。主な増加要因は、世帯数が増加(48,638千世帯 49,261千世帯)したことによるもの。
業務その他部門 (オフィスビル等)	2003年度の排出量は、1990年度に比べて36.1%の増加で、2002年度と比べると0.7%減少している。前年度比の主な減少要因は、冷夏暖冬によって床面積あたりのエネルギー消費量が減少したことによるもの。

地球温暖化とは？

地球は「太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射され、温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄など)がこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱する」という仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれている。この温室効果ガスの大気中濃度が増加すると、地表の気温が上昇することになり、この現象のことを地球温暖化と呼んでいる。

この地球温暖化により地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへ影響が起こるのではないかとされている。

<鳥取県の現状>

鳥取県の2000年度におけるCO₂排出量について試算すると表のような結果であった。1990年度のCO₂排出量を同様に試算すると3,886.5千t-CO₂で、18.9%の増加率となっており、日本全国の伸び率10.5%を大きく上回っている。部門別に全国平均と比較すると、

- ・産業部門…本県の伸び率は12%であり、全国の伸び率0.9%に比べて高い
- ・運輸部門…本県の割合は30%で、全国の21%に比べて割合が高い。
一方、1990年からの伸び率は全国の伸び率とほぼ同じ。
- ・家庭部門…本県の割合は20%と、全国の14%に比べて割合が高い。
しかも1990年からの伸び率も29.8%と全国20.4%に対して高い。

といった特徴がある。

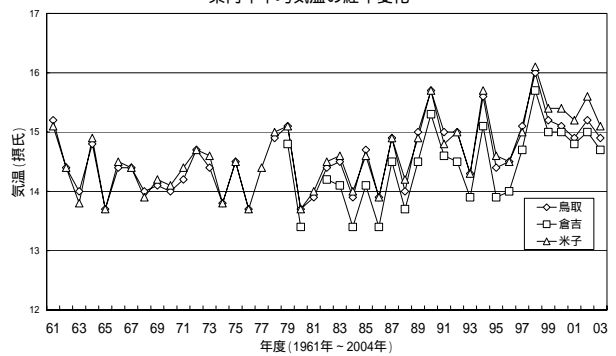
また県内の気象観測所における観測結果によると、年平均気温の上昇傾向がみられる。

鳥取県の二酸化炭素排出量の現状

	2000年度二酸化炭素排出量(千t-CO ₂)				1990年度との対比(千t-CO ₂)			
	鳥取県		全国		鳥取県		全国	
	2000年度	%	2000年度	%	増減量	%	増減量	%
エネルギー 転換部門	2	0%	86,000	7%	▲0.2	-11.8%	9,000	11.4%
産業部門	1,443	31%	495,000	40%	155	12.0%	5,000	0.9%
運輸部門	1373	30%	256,000	21%	233	20.4%	44,000	20.6%
民生部門 (家庭)	915	20%	166,000	14%	210	29.8%	28,000	20.4%
民生部門 (業務)	681	15%	152,000	12%	101	17.4%	28,000	22.2%
廃棄物部門	199	4%	24,000	2%	38	23.6%	9,000	57.5%
その他	10	0%	53,000	4%	▲1	-9.1%	▲4,000	-6.1%
合計	4,623	100%	1,237,000	100%	736	18.9%	116,681	10.5%

(注) 統計誤差、四捨五入等のため、合計が合致しない場合がある。
算出基準の見直し、統計数値の修正による数値の変更の可能性がある。

県内年平均気温の経年変化



【2 県の取り組み】

鳥取県では、環境立県アクションプログラムにおいて、CO₂等温室効果ガスの削減に関する数値目標を、「2010(平成22)年度の電力・石油の使用量を、2000(平成12年)年度に比べて16%削減」と定めた。また県庁では、県の率先行動として職員の服装及び効率的な冷暖房を工夫し、夏の冷房温度を28℃、冬の暖房温度を17～18℃に設定し、クールビズ・ウォームビズを推進するなど、従来から実施している省エネ取り組みとともにCO₂削減に努めている。

さらに京都議定書の発効一年を機に、地球温暖化防止に向けたアクションプログラム(平成18年2月。巻末の資料5)を定め、県庁組織内部のみならず、県内に暮らす人、働く人の皆さんに呼びかけを行っている。このプログラムでは、省資源・省エネルギー活動を「我慢」や「押しつけ」と考えるのではなく、これまで慣れ親しんだライフスタイルを見直し、未来を創造する鳥取県らしい新しいライフスタイルを構築する活動とすることを提案している。

【3 今後の課題】

地球温暖化防止の確実な成果をあげていくためには、今まで以上に省資源・省エネルギー活動を促進する事が重要となる。省資源・省エネルギー活動を「我慢」や「押しつけ」と考えるのではなく、これまで慣れ親しんだライフスタイルを見直し、未来を創造する鳥取県らしい新しいライフスタイルを構築する活動とすることを提案し、「とっとり環境ネットワーク」をはじめとした県民の皆さんと行政との協働による取り組みを進めていかなければならない。

アイドリングストップ豆知識

鳥取県では、駐停車中の不要なエンジンを停止する運動—アイドリング・ストップ運動—を進めるための『鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例』が、平成17年4月1日に施行された。車を利用する方誰にでもできる地球温暖化対策として県民の皆さんとともにこのアイドリングストップ運動に取り組み、かけがえのない地球を守っていきたく考えている。

アイドリング・ストップの利点

アイドリング・ストップには、地球温暖化を防止するという利点があるという事は言うまでもないが、燃料費の削減につながるということも忘れてはならない。

(財)省エネルギーセンターが行った「信号待ちでもアイドリング・ストップ～日本縦断キャラバン～」によると、信号待ちでアイドリング・ストップを行いながら北海道から鹿児島まで3,718kmを走行した結果、アイドリング・ストップを行わない車両に比べて最大13.4%(都市部)から最小3.4%(都市間)燃費が向上している。つまり、年間800リットル使用する方であれば最大107リットル、最小27リットルの節約につながる。これは、1リットル120円とすれば12,840円～3,240円の節約となる。この時のCO₂の排出削減量は、247～62kgとなる。(ガソリン1リットルに対して2.31kgのCO₂が排出される。)

短時間のアイドリング・ストップ

エンジン始動時に少し多目の排気ガスが出るが、ごく短時間のアイドリング・ストップでも効果があるのだろうか？

短時間のアイドリング・ストップの効果について実験をした例がいくつかあるが、アイドリング・ストップの効果が生じる正確な時間についての統一見解は出されていない。しかし、ガソリン車において10秒以内、ディーゼル車において30秒以内であればエンジンを停止する効果は無いというのが、共通した見解であるといえる。

アイドリング・ストップを行う際の、目安にしていきたい。

自然エネルギーの導入推進

【1 現状と課題】

鳥取県の豊かな自然環境を大切にするとともに、これらを活かした地域づくりの一つとして、風力や太陽光などの自然エネルギーの活用に取り組んでいる。

環境負荷の少ないエネルギーである自然エネルギーは、地球温暖化防止など環境の保全のみならず、地震のような災害時でも利用が可能であり、さらには新たな産業振興、地域振興につながるものである。

鳥取県の電力自給率は、昭和38年度には100%を超えており、県内電力需要をまかなっていたが、県内の電力需要が年々増加しており、平成16年度末には13.1%まで下落した。不足している電力は、県外からの発電所に依存している。

自然エネルギー導入状況・予定

年度		H15	H16	H17	H18	H19	H17.4 現在 合計	
風力発電	計		1,500kW	25,500kW			27,000kW	
	内訳		名和町 1,500kW×1基	県(空山) 1,000kW×3基 北条町 1,500kW×9基 民間(大山町) 1,500kW×6基				
太陽光発電	計	1,124kW	1,388kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	5,512kW	
	内訳	住宅 1,061kW 公共施設 63kW	住宅 1,338kW 公共施設 40kW 民間施設 10kW	住宅 1,000kW	住宅 1,000kW	住宅 1,000kW		
		H15年度の導入実績と想定						
バイオマス (発電・熱)	計			10,000kW			10,000kW	
	内訳			王子製紙 10,000kW	(自然エネ分)			
計		1,124kW	2,888kW	36,500kW	1,000kW	1,000kW	42,512kW	
鳥取ルネッサンス目標		計 41,512kW						
		3万kWの自然エネルギー導入(H15～H18)						
アクションプログラム 目標		計 38,500kW						
		5万kWの自然エネルギー導入(H17～H19)						

太陽光発電、風力発電、小水力発電などの自然エネルギーは、石油など競合するエネルギーと比較して発電コストが高く、自然条件に左右されて出力が不安定であることなど、発電事業化あるいは家庭への普及の課題となっている。

<太陽光発電>

国、県や市町村の助成制度、設置単価の減少などにより年々設置件数は伸びている。今後の更なる設置件数の増加につなげるためには、設置経費、発電能力などの情報提供、普及啓発が必要である。

<参考>住宅用太陽光発電の年間設置件数

年度	設置件数
H9	19件
}	}
H14	233件
H15	264件
H16	333件

※(財)新エネルギー財団(NEF)データによる

<参考>平成15、16年度の普及率の推移

H15		H16	
1 佐賀 1.11%		1 佐賀 1.45%	
2 宮崎 0.95%		2 宮崎 1.28%	
3 熊本 0.89%		3 熊本 1.21%	
27 鳥取 0.38%		25 鳥取 0.55%	
全国平均 0.34%		全国平均 0.46%	

※普及率=設置件数/世帯数として算出

<風力発電>

大型風力発電は、平成14年の湯梨浜町(旧泊村)における設置に始まり、平成17年には、県企業局や大山町、北条町の市町村及び民間事業者による風力発電の設置が行われ、県内に20基の風車が稼働している(平成18年1月)。

大型風力発電の建設にあたっては、景観、野生動植物への影響など環境に配慮することが重要であり、計画時点で関係行政機関や専門家等との協議を行いながら事業を進めていくことが求められる。

<参考> 大型風力発電の設置状況

設置年度	主体	場所	規模	備考
H14	湯梨浜町	潮風の丘とまり	600kW×1基	H14.11完成
H16	大山町	高田工業団地	1500kW×1基	H17.2完成
H17	鳥取県	鳥取市越路(鳥取放牧場)	1000kW×3基	H17.12完成
H17	北栄町	北条海岸	1500kW×9基	H17.11完成
H17	(株)日本風力開発	大山町阿弥陀川河口	1500kW×6基	H17.12完成

北栄町の大型風力発電



鳥取市越路の大型風力発電



<バイオマス・廃棄物発電>

県内では米子清掃工場による廃棄物発電や民間企業（養豚場）によるメタンガス発電が行われ、平成17年度からは民間企業によるRPF（廃プラスチックと古紙などからなる固形燃料）発電が行われている。

木、糞尿、食品残渣などのバイオマスの量は多いものの、広く薄く存在しているため、利用を推進するためには、原料の収集運搬、施設の設置、廃棄物の処理などの社会システムづくりが重要である。

木質ペレットを利用したペレットストーブは、設置も容易であり、今後広く普及させていくことが必要である。

<中小水力発電>

(株)中国電力、県企業局、農協等による水力発電が40箇所程度設置されているが、近年の導入は進んでいない。今後は設置経費の軽減や環境配慮の観点から、ダムを用いない、既存の流れを利用した流れ込み式の水力発電の設置が可能な地点について調査を行い、導入に向けた検討をしていく必要がある。

<その他の自然エネルギー>

また、温泉の熱を利用した温度差発電、波力発電など新技術による地域の特性に即したエネルギーについても技術開発、実用化を促進する必要がある。

- ※1. 自然エネルギー：風力、太陽光、バイオマス、中小水力など自然由来で再生可能なエネルギー
- ※2. 新エネルギー：自然エネルギーに廃棄物発電や燃料電池などを加えた、技術的に実用可能であるが、経済面から普及が充分でない石油代替エネルギー
- ※3. バイオマス：再生可能な、生物由来の勇気性資源で、石油などの化石資源を除いたもの

【2 県の取り組み】

鳥取県では、環境立県アクションプログラムにおいて、『自然エネルギーの導入』に関する中期・長期的な目標定め、産業界・個人に対して働きかけを行うとともに、「県庁率先行動」を定め、各種の取り組みを行っている。

○平成19年度の数値目標…3年間（平成17～19年度）で自然エネルギーを5万kW導入する。

○長期的目標

- ・平成15年度の電力自給率14%を20%にまで上昇させる。
- ・住宅用太陽光発電の普及率を平成15年度0.4%から全国一の1.2%を目指す。
- ・木質ボイラーやストーブなどの普及推進を行い、未利用になっている間伐材や木材廃材の100%利用を目指す。

また、アクションプログラムに先立ち、平成15年から活動を行っている「鳥取ルネッサンス」で定めた、「4年間（平成15～18年度）で、自然エネルギーを3万kW導入する」という目標をために、自然エネルギー推進プロジェクトチームによる検討を行っている。

<太陽光発電>

太陽光発電については、県有施設への積極的設置を行う他、住宅に太陽光発電システムを設置する個人に助成(市町村への間接補助)を行う。(平成17年度まで)

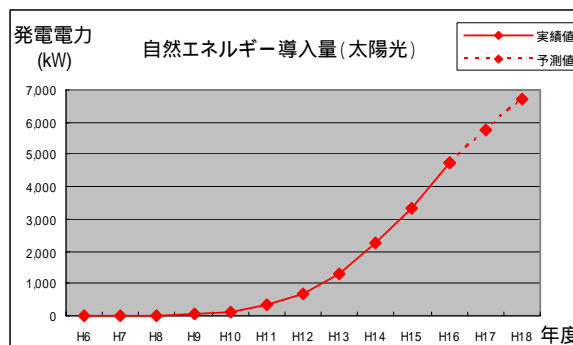
- ・個人への助成制度のある市町村
 H16年度：鳥取市、湯梨浜町、北栄町、大山町、日南町
- ・導入戸数
 鳥取県 H12年度 約 50戸 (約 200kW)
 → H16年度 約 340戸 (約 1,300kW)
 全国 H12年度 約20000戸 (約 70,000kW)
 → H16年度 約50000戸 (約200,000kW)



図 県営住宅行徳団地

<参考> 住宅用太陽光発電の費用と収益 (H16年度末)

- ・導入費用 280万円(4kW)
 (内訳) N E F 8万円
 県 4万円
 市町村 4万円
 個人負担 264万円
- ・売電収入 9.2万円/年
 市町村補助2万円/kWの場合



<風力発電>

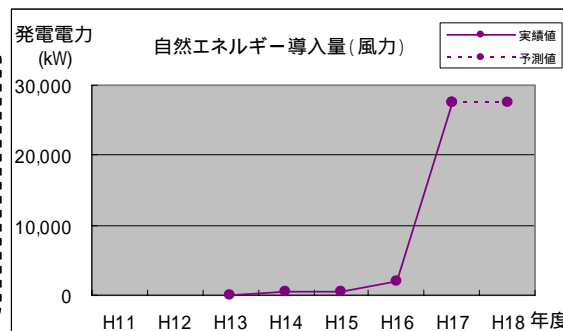
風力発電については、県(企業局)が自ら風力発電施設を設置する他、風力発電の設置に対して規制等がある地点(自然公園や港湾・洋上地域)の設置可能性について検討を行い、既存風況データと共に情報提供を行う。

また、市町村が行う風力発電施設設置への助成を行う。

<参考>

風力発電の設置状況(全国：H16年度末)

- ・設置基数 924基
- ・総設備容量 92万6千kW



コラム

風力発電の設置

鳥取県での風力発電の設置は平成14年度の湯梨浜町に始まり、平成16年度の大山町、平成17年度の県、北栄町、民間事業者と、ここ2年で急速に設置数が増えてきました。

平成17年度だけで18基設置され、合計20基が稼動することになります。発電能力は合計で27,600kWであり、年間に約4,900万kW/時の電気を起こすことができます。これは県内の世帯数の約6%である約12,600世帯が年間に使用する電気の量に相当します。

このように鳥取県に吹く強い風から電気を得ることができ、二酸化炭素の排出をしないクリーンなエネルギーを利用していくことは、地球温暖化防止の観点からも大変重要なことです。



鳥取市越路の大型風力発電

<木質バイオマス>

薪、チップ、ペレットといった木質バイオマスを用いたストーブ・ボイラーのパンフレットを作成し、普及啓発を継続的に行うほか、環境教育・学習の場として、学校へのペレット製造機、ストーブの導入を行う。また、ペレットストーブを設置する個人に助成(市町村への間接補助)、チップボイラー付乾燥機を導入する企業などに対して助成する(ストーブへの助成については平成18年度から対象を薪・チップ・ペレットといった木質バイオマス全般に拡大予定)。

その他、ペレットストーブの開発など新たなリサイクル技術について、各研究機関が協力しながら研究を行う。

ペレットストーブなどの導入事例(公共施設のみ)		
平成16年度	ペレットストーブ	1台(県庁知事室)
平成17年度	ペレットストーブ	6台(県庁県民室、中部・西部・日野総合事務所県民局各1台、智頭農林高校2台)
	ペレット製造機	1台(智頭農林高等学校)



図 ペレットストーブ
(智頭農林高等学校)



図 ペレット製造機
(智頭農林高等学校)



図 ペレット

広報課発行メールマガジン「とっとり雑学本舗」第528号(2006.01.10)「きょうの鳥取県」より
 再び脚光を浴びるか、木の燃料

ガソリンだけならまだしも、灯油も吃驚するほど高くなって家計を直撃、さりとて、これだけ寒いと背に腹はかえられぬと灯油を購入しているのは、何もわが家だけではないと思います。

もっとも、この化石燃料は無尽蔵ではありません。その替わりとなるエネルギー資源が出てこない、近い将来、高いと嘆くだけですまなくなります。

そのため、世界中で風力や太陽光など新たなエネルギー資源を活用する取り組みが行われているわけですが、大きい風車やでかい太陽光発電施設ではなく、もっと日常生活に密接なものがあつたら、この新エネルギー問題もより切実に感じられるのではないかと思います。

そこで、今日ご紹介するのは燃料に木を使った暖房器具と自動車。石油を使ってないことは一目瞭然です。

まずは、ペレットストーブ。ペレットとは英語で弾丸などの丸くて固いものを意味しますが、ここではおが屑や鉋屑などの製材廃材などを圧縮してペレットにしたものを燃料にします。

ペレットストーブは知事室や県民室、各総合事務所の県民局など県庁にも置いてあります。県民室に置いてあるもので説明すると、スイッチで火力も調整可能。サイズは縦横は石油ストーブより少し大きいくらい、ペレットを入れたり、灰をためる機器がついている分、背は私の身長くらいありました。

以前、私が見たタイプはペレットを入れる容器がストーブの上にどんと据えてあり、背は腰あたりまでだったので、色々種類があるようです。

さて木を燃やすということで灰が気になるのですが、1時間で10~50gの灰なので、さほど多いという感覚はありません。また昨今の灯油高からランニングコストも灯油とさほど変わりません。

もっとも、導入には排気用の煙突が必要だったり、石油ストーブと比べると随分と高いストーブ本体の価格、かさばるペレットの保存と一般の家庭が導入するにはまだ敷居は高いようです。

現在はストーブもペレットも県内では製造されていませんが、ペレットは今後、県内の事業者が製造する予定となっています。普及が進めば価格は安くなるのが市場原理ですから、今後注目したいものです。

次にご紹介するのは、まきを使った自動車。これは鳥取発の技術で現在、実用化に向けて開発が進んでいます。「まきガス発生装置」という機器が車の後方に積んであります。

まきを高温燃焼することで発生したガスを使ってエンジンを回すもの。現在はガソリンエンジンと併用するハイブリッド型が開発されています。この型が昨年11月に開催された「大阪モーターショー」にも出展されました。今週金曜日には県庁の駐車場で見学説明会も開催されることになっています。

いま再びエネルギー資源として木に光が当たろうとしています。木は、私たちの身近で直に触れることができるものの、エネルギー問題を考えるにはうってつけの資源だと思います。後は価格が身近になれば…なんでしょうね。

(1)

< 中小水力発電 >

小水力発電普及用パンフレットを作成し、新たな候補地点の開拓、発電電力の利用方法の拡大（小水力発電を活用した農業（温室栽培）等）を検討

< その他の自然エネルギー >

温度差発電など開発・実用化に際して支障となる規制を緩和に向け、国に対する特区申請に向けた検討・準備を行う。また、県外企業が有する新技術の実証試験や製造工場などを誘致し、新技術を活用した県内企業の起業化を、関係機関と連携しながら支援する。

< 自然エネルギー推進プロジェクトチームによる検討 >

1) プロジェクトチームの下に9つのワーキンググループ（WG）を設け、自然エネルギーの導入の可能性について関係機関（市町村、庁内各課）と検討を行う。

・岩美町支援WG	：生ゴミのエネルギー利用
・智頭町支援WG	：廃材など木のエネルギー利用
・日南町支援WG	：廃材など木のエネルギー利用、中小水力発電の導入
・佐治村支援WG	：梨くずを利用したバイオマスエネルギー利用
・大山町支援WG	：雪氷冷熱のエネルギー利用
・公共施設導入WG	：県有施設、学校等への導入
・風力発電事業化調査WG	：風力発電の適地の調査
・中小水力発電事業化調査WG	：中小水力発電の適地の調査
・木質バイオマス導入WG	：木質バイオマスの利用・導入
（備考：佐治村・大山町分については平成16年度まで実施）	

2) 県下の大学、企業等での検討

- ・温度差発電：企業による温泉の熱等を利用した温度差発電設備の実証試験を計画
構造改革特別特区第6次提案による一部規制緩和
- ・波力発電：神戸大学・鳥取大学による波力発電設備の研究開発

3) 王子製紙米子工場のRPF発電

- ・燃料として木、紙などを利用したバイオマス発電ボイラーの設置を計画
- ・H17年度完成：自然エネルギー利用分 約1万kW

【3 今後の課題】

今後、自然エネルギーの一つとして注目されているのが、薪、チップ、ペレットといった木質バイオマス（木質由来の再生可能な有機性資源）の利用である。化石燃料と異なり、身近にある枯渇しない持続利用可能なエネルギーとして利用できるほか、燃焼したときに排出される二酸化炭素の量と植物が成長するときに吸収される二酸化炭素の量は同じものとみなし、二酸化炭素排出量としてカウントしないことから、地球温暖化防止にもつながる。

また、ストーブやボイラーの燃料として、薪、チップ、ペレットなどの木質バイオマスを利用していくことは、県内の山林木や廃棄物として捨てられていた木材を有効活用することにつながり、ひいては森林保全や地域の活性化へとつながるものと期待される。

現状では、木質バイオマスは身近にある資源であるが、価格が高いことや保管場所が大きくなるなど利便性に劣ることから、化石燃料に比べ市場に流通しておらず、あまり利用されていない。

木質バイオマスを進めていくために、需要側と供給側の両面について、次のことを進めることで、木質バイオマスを利用しやすい体制を作っていく必要がある。

- 木質バイオマス自体の認知度を高め、特徴や利便性などを広く知ってもらうためのPR
- 木質バイオマスの需要を図るため、ストーブやボイラーなどの木質バイオマス利用機器導入促進と支援
- 木質バイオマスの価格の低減と流通確保を図るため、県内の未利用山林残材の利用方法の検討と木質バイオマス製造者に対する支援

酸性雨、黄砂防止対策の推進

< 酸性雨 >

大気汚染に起因する降水の酸性化は酸性雨現象と呼ばれ、地球的規模で懸念される環境被害の一因となっている。これらの影響を的確に把握し、汚染対策を実施する基礎資料とするため、全国的に降水のモニタリング調査が実施されている。

鳥取県では1988年度から調査を始め、1994年度からは、都市部3地点および山岳部1地点における降水の酸性化の経年的傾向について調査を行っている。

4地点とも、降水の酸性度（pH）はやや上昇しており、降水の酸性化の緩和傾向が見られる（この緩和傾向の主な原因は、降水に取り込まれる黄砂由来の炭酸カルシウムの増加と硫酸の減少によるものと考えられる）。

また今後とも調査を継続し、酸性雨の県内の環境への影響の実態把握や評価・予測を目指した取り組みを行う。

< 黄砂 >

黄砂とは、乾燥地帯（ゴビ砂漠、タクラマカン砂漠など）や黄土地帯などの細かな砂じんが風によって吹き上げられ、大気の流れによって空中を運ばれて上空を一面に覆い、徐々に降下する現象をいう。わが国では主に3月から5月にかけて西日本や日本海側で観測されることが多い大気現象で、まれに航空機の運航などに影響を与えることがある。

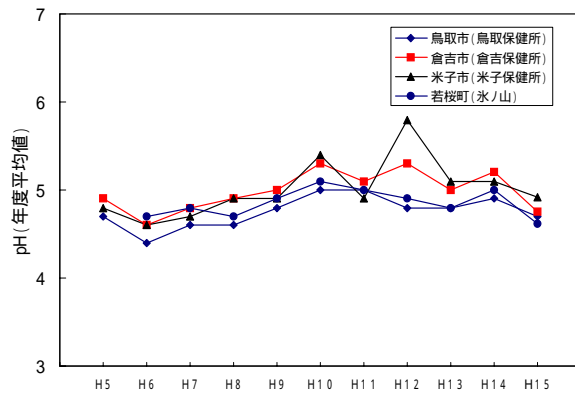
黄砂の研究については、平成16年7月に江原道知事から共同研究の提案があり、今後、研究分野での交流を行なうこととしている。

江原道では黄砂警報が発令するなど黄砂による住民被害が深刻であり、飛来回数が近年増加傾向にある。鳥取県でも同様の被害が起こる可能性があり、防止対策につながる研究に取り組む必要がある。黄砂は広域的な現象であり、飛来途上にある韓国（江原道）と連携して取り組むことにより、より詳細な実態調査を行う。

また黄砂が生体に及ぼす影響の調査を、鳥取大学と共同で行う。

調査で得られた成果は、効果的な防止対策（植林）や、人への影響緩和対策へとつながることが期待されている。

図 雨の酸性度調査結果



第二章

平成16年度に講じた施策
平成17年度に講じる施策

第1節 すべての主体の連携・協働による環境立県

我々の豊かな消費生活は、化石燃料等の貴重な資源を大量に消費することによって成り立っており、県民、事業者、行政のそれぞれが、環境に関して担うべき役割と環境保全に関わる行動の意義を十分に理解するとともに、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で活動を展開することが必要である。このため、環境に与える負荷、環境から得る恵みなどについて、経済社会システムの分野ごとにそれぞれの役割を明確化し、環境教育・学習を通して重要性を理解し、各主体が相互に協力・連携した積極的行動を促す。

【環境教育・学習の推進】

環境教育推進事業

とっとり環境教育・学習アドバイザー制度

【平成16年度】

環境分野で活動している方をアドバイザーとして、こどもエコクラブや学校、公民館等からの要請に応じて派遣し、体験型の環境学習の支援を行った。

(アドバイザー登録人数：53人、派遣回数：88回)

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

環境教育・学習の推進

【平成16年度】

環境教育学習に関する人材・フィールド等の情報をデータベース化し、それをHP上に公開することによって、より多くの県民の方が環境教育・学習情報を利用できる体制を整備する。

【平成17年度】

『環境教育学習データベース』としてHP公開中。(環境政策課)

環境教育・学習データベース管理

【平成16年度】

ホームページをリニューアルし、環境教育の情報提供を充実させるための『とっとり環境教育データベース』を作成し、情報発信を行った。

【平成17年度】

情報の更新・提供を継続実施。(環境政策課)

環境観測キットの貸出

【平成16年度】

各保健所、衛生環境研究所で、水質や大気の簡易観測キットの貸出を行った。

【平成17年度】継続実施

(環境政策課・衛生環境研究所)

水生生物による水質調査

【平成16年度】

- ・水生生物の種類を調べる事により、その水域の水質を判定する調査を実施した。
- ・調査マニュアルを各小中学校に配布した。
- ・調査参加者を募り、19団体が参加し県内河川で調査を実施した。

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

衛生環境研究所環境学習、活動支援事業

【平成16年度】

環境教育・学習の拠点として、衛生環境研究所の展示内容や技術的なノウハウを活用して、小中学校の環境学習やエコクラブ等各種団体の活動支援を積極的に支援した。

表 利用実績(延べ人数)

	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	合計
H15年度	817	55	110	251	1,331	2,564
H16年度	1,091	20	217	84	1,255	2,667

【平成17年度】

環境教育のニーズを把握しながら、引き続き実施する。(衛生環境研究所)

とっとり県民カレッジ事業

【平成16年度】

とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の中で、自然、環境をテーマに県内3地区で講座を開催した。

【平成17年度】継続実施 (家庭・地域教育課)

船上山少年自然の家・大山青年の家

【平成16年度】

多様な自然体験活動等を通じた環境教育・学習を推進した。

【平成17年度】継続実施 (家庭・地域教育課)

ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

【平成16年度】

小学校4、5、6年生を対象にごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方(分別排出等)の実践等ごみについて考え、体験する学習塾を開催した。

【平成17年度】事業終了 (循環型社会推進課)

全国高校生手作り環境研究事業

【平成16年度】

鳥取環境大学が行う「環境問題」に関する研究論文募集等の取り組みを支援し、全国の高校生の「環境問題」の関する意識の向上と高校における環境教育の推進を支援する。

【平成17年度】継続実施 (教育・学術振興課)

環境教育の学校教育活動の中への位置付け

【平成16年度】

環境保全や、よりよい環境の創造のために、環境教育を学校の教育活動の中に位置付け、主体的に行動できる態度と能力を育成するとともに、系統的な指導を行うための指導計画を作成するよう働きかけた。

また、指導内容や指導方法についても計画的に教職員の研修を行った。

【平成17年度】継続実施

(小中学校課、高等学校課、障害児教育室)

全国生涯学習フェスティバル

【平成17年度】

環境・自然エネルギーを開催テーマの一つとして、第17回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取2005」を開催

(全国生涯学習フェスティバル推進室)

コラム

環境教育の学習体制の整備

環境や自然を大切にする心を育み、環境保全や、よりよい環境の創造のために主体的に行動できる態度と能力を育成するため、環境教育を学校の教育活動の中に位置付け、環境教育・学習を推進するための体制の整備をしている。

小・中学校における取組

ア 各教科における取組

- ・総合的な学習の時間では、「環境」をテーマにした問題解決的な学習に積極的に取り組む学校が増えている。地域に根ざした体験活動を重視した実践が展開されている。

(小学校125校、中学校14校で実施)

(例) 地域の自然体験・環境調べ

地域の環境保護活動

(水質調査活動や希少植物の保護等)

リサイクル活動

地球規模の環境の学習

資源・エネルギーの学習

ビオトープづくり 等

- ・全ての小・中学校において、社会科、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科などの教科学習では、学年に応じて系統的に、環境に関わる学習内容を学んでいる。

- ・各学校では「環境教育全体計画」を作成し、学校体制で環境教育・環境学習を推進している。

イ 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動

- ・鳥取県版環境管理システム (TEASⅢ種) 認証を取得し、各学校で計画した「環境に配慮した活動」を実施している。

(平成17年10月11日時点で小学校21校、中学校7校が TEASⅢ種を取得)

- ・児童会や生徒会の呼びかけにより、学校全体で特色のある活動に取り組んだり、学級活動として児童・生徒が自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりしている。

(例) 身近な動植物の飼育栽培活動、

校舎内外や地域の環境美化

ごみ収集活動

学校でのごみの分別や削減、

学校での省エネルギー活動 等

(小中学校課)

高等学校における取組

ア 各教科における取組

- ・地理歴史科、公民科、理科、英語科、保健体育科、家庭科、農業科、工業科などで環境教育について指導。

- ・環境についてより詳しく学習できるように、環境に関する特色ある科目を増やした。

・課題研究において、河川水や生活排水の調査、炭・パーライト・バーミキュライトなどを用いた浄化、ビオトープを作り、水生植物・水生昆虫・動植物プランクトンなどを観察し、自然の循環の仕組みについて研究。

イ 生徒会活動、特別活動を利用した生徒の自主的な環境美化活動

- ・鳥取県版環境管理システムの認証を取得し、環境宣言にそって環境に配慮した学校生活を送る。
- ・地球環境問題についての意見交換
- ・ゴミの分別処理
- ・草花プランターを設置し、環境美化を図る。
- ・リサイクル（故紙、牛乳パック、割り箸、ペットボトル等）に関する体験的学習の推進
- ・ボランティア活動で駅や海岸などを清掃
- ・学校祭においてゴミの分別などの呼びかけ
- ・クリーンクリーン活動
- ・校内緑化運動、花壇づくり
- ・生徒意見発表会で環境問題について発表

ウ 環境に関する学科、コース、系列の設置表
(平成16年度)

学 校 名	学科、コース、系列
鳥取工業高等学校	建築環境科、都市環境科
鳥取湖陵高等学校	人間環境科
鳥取緑風高等学校	総合学科（みどり系列）
智頭農林高等学校	環境科学科
青谷高等学校	総合学科（自然科学系列）
倉吉農業高等学校	環境科学科
米子高等学校	総合学科（環境科学系列）
米子南高等学校	生活文化科（環境文化コース）
米子工業高等学校	環境テクノロジー科、環境デザイン科
日野高等学校	総合学科（アグリライフ系列）

エ 環境に関する特色ある科目

表 (平成16年度)

科目名	教科名	設置高等学校名（学科名）
生活環境	家庭	青谷高等学校（総合学科）
		鳥取湖陵高等学校（人間環境科）
		米子南高等学校（生活文化科）
地球環境	理科	青谷高等学校（総合学科）
		鳥取湖陵高等学校（人間科学科）
		岩美高等学校（普通学科）
環境科学	理科	米子高等学校（総合学科）
		日野高等学校（総合学科）
日野川水系	理科	米子高等学校（総合学科）
環境化学	工業	米子工業高等学校（材料化学科）
環境と人間	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境監査	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
地球環境	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境政策	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境分析	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
地球環境科学	工業	米子高等学校（総合学科）
環境制御	農業	鳥取湖陵高等学校（食品システム科）
エコライフ	農業	日野高等学校（総合学科）

(高等学校課)

オ 特色のある取り組み

県立米子西高等学校屋上緑化整備事業

【平成16年度】

県立米子西高等学校の教室棟の屋上にセダム（バンケイソウ科マンネングサ属の総称）を植栽し、この夏から教室で稼働する冷房の負荷の軽減を図るとともに、県内で生産されているセダムの地産地消の促進と生徒たちの環境に対する意識の向上と環境教育の啓発を行った。

なお、実際の植栽時には生徒たちも参加するなど貴重な体験も得られ、その模様は同校放送部がビデオに収録し授業にも活用することとした。

さらに、緑化の効果を検討すべく同校科学部がコンピュータで分析するなど、学校あげて環境教育に取り組んだ。（教育環境課）

高等学校環境配慮先進事業（智頭農林高校自然エネルギー学習環境整備事業）（新規）

智頭農林高校森林科学科の木材加工実習及び智頭町内の製材所から排出される「かなな屑」からペレットを製造し、ペレットストーブの燃料として活用することにより資源の有効利用を図る。

【平成17年度】

ペレット製造開始時期 17年11月～

ペレットストーブ設置場所

図書室、農業実習室 （教育環境課）

「環境学習実践資料集の発行」

各学校において、それぞれの特性を生かした環境教育・環境学習の様子をまとめた資料集を作成した。（教育委員会）



【 環境配慮活動の推進 】

鳥取県版環境管理システムの普及(表)

より多くの中小企業や県民の方々々が環境問題に取り組むきっかけとなるよう、「鳥取県版環境管理システム認定制度(愛称テス=TEAS)」の普及啓発を図る。

【平成16年度】

I種2件、II種86件を追加認定

【平成17年度】

I種規格については、有効期間(3年)内にISO14001への移行が困難な登録者に対し登録が更新できるよう改正。

III種規格(家庭・地域)に取り組みやすくするため、規格と提出書類の一部簡素化を実施。
(環境政策課)

鳥取県環境管理認証取得企業等育成補助金
(59ページ参照)(環境政策課)

みんなで取組む「4つのR」推進事業
(54ページ参照)(環境政策課)

「緑の循環」森林認証(SGEC)取得
(72ページ参照)(林政課)

鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会
(75ページ参照)(耕地課)

表 鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS I種	TEAS II種	TEAS III種
対象	ISO14001認証を目指す 中小企業等	中小企業等 高等学校	家庭、地域、小中学校 小規模事業所
内容	・PDCAサイクル ・要求事項 13	・PDCAサイクル ・要求事項 7	・PDCAサイクル ・要求事項 6
	・環境影響評価はISO14001並	・環境影響評価をチェック リスト等により簡素化	・環境影響評価は省略
認定	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県環境推進企業協議会 (2段階)	鳥取県 (1段階)	鳥取県 (1段階)
経費	無料	無料	無料
有効期間	1期3年 (以降はISO14001へ移行)	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を考慮	ほとんどの組織で環境配慮 を行えるよう考慮	EMSを体験し、環境への 理解を深めることを考慮

【 環境立県県民運動の推進 】

1 各主体の協力連携体制の整備

「環境基本計画」及び「環境立県アクションプログラム」の策定

【平成16年度】

近年の県民・企業等、様々な主体の環境意識の高まりと、環境施策の基盤整備状況を踏まえ、平成17年2月に新「環境基本計画」・「環境立県アクションプログラム」を策定した。

【平成17年度】

「環境立県アクションプログラム」の実現状況を数値で把握するため、追跡調査を行う。
(環境政策課)

非営利公益活動促進事業

【平成16年度】

非営利公益活動の促進を図るため、インターネットホームページや情報誌により団体に対して情報提供を行った。

【平成17年度】継続実施 (協働推進室)

鳥取県環境立県協働促進事業補助金

【平成16年度】

自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの環境立県に資する活動を実施する地域住民団体等を支援することにより、県民との協働による環境立県の実現を推進した。

26団体に補助金を交付し、活動を支援した。

【平成17年度】

昨年度同様に環境活動を実施する団体等の支援を行うことに加え、アイドリングストップ運動を進めるために、本運動の実施者に対しては、10万円を上限として全額補助する。

(環境政策課)

2 行政の率先行動及び ISO14001の推進

環境にやさしい県庁率先行動事業(表)

県内における大規模な事業所・消費者の立場から、県の各機関が省資源・省エネルギー、ごみの減量化など、環境に配慮した事務を率先して実践する行動計画として、平成11年3月に「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定し、実践してきた。平成14年度で計画の第1期の終期である5年目を迎え、平成15年度からは新たに目標を掲げ、取り組みを開始している。

(環境政策課)

表 環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標

グリーン購入の推進
鳥取県グリーン購入基本方針により策定する調達方針に定める特定調達品目ごとの調達目標値のとおりとする。
二酸化炭素排出量の削減
事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、「平成13年度実績排出量」から3%以上削減する。(平成13年度排出量：29,929 t)
廃棄物の減量化
事務の実施に伴い排出される可燃ごみについて、リサイクル等により、「平成13年度実績排出量」から10%以上削減する。(平成13年度可燃ゴミ排出量：315 t)

グリーン購入への取り組み(表)

平成13年7月に、「鳥取県グリーン購入基本方針」を策定し、県における物品等の調達に当たっては、環境配慮商品を優先購入した。

基本的には、従来、物品購入で考慮してきた価格や品質に加え、環境負荷の低減を考慮する。

対象分野：14分野

対象範囲：県のすべての機関

推進体制：「環境にやさしい県庁率先行動計画」と同様とする。

【平成16年度】

14分野、198品目について判断基準を作成し、分野ごとに調達目標を設定して取組んだ。

【平成17年度】

15分野、229品目について取り組んだ。

(環境政策課)

表 グリーン購入平成17年度の目標

分野		品目数	
1	紙類	100%	
2	納入印刷物	100%	
3	文具類	100%	
4	事務用機器類	100%	
5	OA機器類	100%	
6	家電製品	100%	
7	照明	100%	
8	自動車	100%	
9	消火器	100%	
10	制服・作業服	100%	
11	インテリア・寝装	100%	
12	作業用手袋	100%	
13	設備	-	
14	公共工事	・再生加熱As混合物 ・再生骨材等 ・高炉セメント ・断熱材 ・陶磁器質タイル ・パーティクルボード ・木質系セメント板 ・排水用再生硬質塩ビ管 上記以外については、調達実績の把握に努める。	100%
			-
15	役務	エコ車両整備96台	

表 平成16年度グリーン購入特定調達品目調達実績

分野	品目数	特定調達品目	目標値	単位	総調達量	特定調達品目調達量	調達率	備考
1	紙類	PPC用紙、トイレトーパー等	100%	kg	398,574	398,574	100%	
2	納入印刷物	納入印刷物	100%	枚	39,822,782	39,798,782	99.9%	
3	文具類	ボールペン、のり等	100%	個	667,451	667,443	99.9%	
4	事務用機器類	いす、机等	100%	個	2,239	2,239	100%	
5	OA機器類	コピー機、電子計算机等	100%	台	1,208	1,208	100%	
6	家電製品	テレビ、冷蔵庫等	100%	台	70	70	100%	
7	照明	蛍光管、蛍光灯照明器具等	100%	本、台	5,597	5,597	100%	
8	自動車	低公害車・低燃費車かつ低排出ガス車	95%	台	34	34	100%	
9	制服・作業服	制服、作業服	100%	着	3,185	3,185	100%	
10	インテリア・寝装	カーテン、カーペット等	100%	枚、㎡	602	602	100%	
11	作業用手袋	作業用手袋	100%	双	1,339	1,339	100%	
12	設備	太陽光発電システム等	4.56	kw	4.56	4.56	4.56kw	太陽光発電システム
13	公共工事	再生加熱As混合物、再生骨材等、高炉セメント(生コンに限る)、断熱材	100%	t, m ³ , m ²	126,550	126,550	100.0%	
		土工用水砕スラグ等	-	t, m ³ , m ² 等	-	27,898	-	特定調達品目の数量の把握のみ。
		小計 40	-	-	-	154,448	-	
14	役務	エコ車両整備等	74台	-	-	69台	69台	エコ車両整備
計	198							

県庁 ISO14001認証取得事業(表)

平成12年度に本庁知事部局が認証取得し、平成13年度以来、企業局、病院局、教育委員会事務局、東部総合事務所、東部福祉保健局、八頭総合事務所、中部総合事務所等の事務局を対象範囲に加えて拡大認証を受けた。

【平成16年度】

地方機関(西部総合事務所、西部福祉保険局、日野総合事務所)を対象範囲に加え、拡大認証取得した。

【平成17年度】

引き続き対象範囲の環境管理システムの維持管理を行うとともに、本庁警察本部への対象拡大認証を目指す。

(取組状況)

- 1) オフィス活動
庁舎内における事務・事業に伴うグリーン購入の推進、二酸化炭素発生量の削減、ごみの減量化を目標に設定し、活動の実施
- 2) 環境基本計画に沿った環境施策の推進
目標達成 …95目標
目標未達成… 2目標
- 3) 公共事業等事業実施における環境配慮の推進
- 4) 法規制にかかる項目の管理

(環境政策課)

表 県庁 二酸化炭素排出量の削減

目標	サイト名	平成16年度	
		目標	実績
事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素の削減率 【対 H16 予測排出量】	本 庁	H16 予測排出量(2,467t) から 1%以上削減	11.6%削減 (2,180t)
	東部総合事務所	H16 予測排出量(669t) から 2%以上削減	6.1%削減 (629t)
	東部福祉保健局	H16 予測排出量(76t) から 1%以上削減	4.4%削減 (73t)
	八頭総合事務所	H16 予測排出量(302t) から 0.8%以上削減	3.7%削減 (291t)
	中部総合事務所	H16 予測排出量(633t) から 1%以上削減	2.3%削減 (648t)
	西部総合事務所	H16 予測排出量(656t) から 1%以上削減	8.2%削減 (603t)
	西部福祉保健局	H16 予測排出量(131t) から 1%以上削減	6.3%削減 (123t)
	日野総合事務所	H16 予測排出量(446t) から 1%以上削減	1.6%削減 (439t)

※予測排出量：過去の実績に、季節などの変更要素を考慮して設定

表 県庁 ゴミの減量化

目標	サイト名	平成16年度	
		目標	実績
事務の実施に伴い排出される可燃ゴミの削減率 (対 H14 実績排出量)	本 庁	H14 予測排出量(15.1t) から 1%以上削減	24.3%削減 (11.4t)
	東部総合事務所	H14 予測排出量(14.2t) から 50%以上削減	54.9%削減 (6.4t)
	東部福祉保健局	H14 予測排出量(0.9t) から 50%以上削減	91.2%削減 (0.09t)
	八頭総合事務所	H14 予測排出量(2.1t) から 4%以上削減	37.4%削減 (1.3t)
	中部総合事務所	H14 予測排出量(8.4t) から 14%以上削減	39.3%削減 (5.1t)
	西部総合事務所	H15 予測排出量(4.3t) から 5%以上削減	62.2%削減 (1.6t)
	西部福祉保健局	H15 予測排出量(0.7t) から 6%以上削減	60.7%削減 (0.28t)
	日野総合事務所	H15 予測排出量(1.8t) から 3%以上削減	50.7%削減 (0.9t)

※平成16年度拡大組織については平成15年度を基準

衛生環境研究所 ISO14001 認証取得事業

衛生環境研究所は平成16年2月20日に環境管理に関する国際規格である ISO14001 を認証取得した。

【平成16年度】

環境影響負荷の低減へ向け、以下の取り組み

を行い、いずれも環境目標を達成した。

- 1) 県庁率先行動計画に基づくオフィス活動
 - ・グリーン購入の推進
 - ・二酸化炭素発生量の削減
 - ・ゴミの減量化
- 2) 研究所の個別目標

- ・開かれた研究所の構築
- ・持続可能な社会に貢献する調査研究の推進
- ・特別管理産業廃棄物の適正な管理
- ・薬品・ガラス器具類購入量の削減
- ・試薬瓶のリサイクル、洗剤購入量の削減
- ・排水の水質検査、スクラバーの適正な管理

3) 取り組みによる成果

(目標値はH14年度の10%以上減とした)

- ・二酸化炭素 目標 581t → 実績 520t
- ・可燃ゴミ排出量
目標1,650kg → 実績1,509kg

【平成17年度】

さらなる環境負荷低減のため新たな環境目標を設定し、継続的な取り組みを行う。
(環境政策課)

産業技術センターISO14001認証取得事業

産業技術センターは、県内中小企業の環境改善やISO14001の認証取得を促進するための技術支援を行うため、自ら「環境マネジメントシステム」を運用している。また、平成18年度に

産業技術センター機械素材研究所、平成19年度に食品開発研究所の拡大認証取得を目指している。

【平成16年度】

環境負荷の低減につながる研究、セミナー、技術指導を行うとともに、自ら電気などのエネルギー削減、グリーン購入の推進、薬品、排水処理装置などの適正管理に取り組んだ。

県内中小企業の環境関連に関する技術支援に係る取り組みとして、環境関連の巡回技術指導を行い、年18件以上の実施目標に対し、53件を達成した。

【平成17年度】

産業技術センター機会素材研究所、食品開発研究所の拡大認証取得に向けた取り組みに平行して、新たに設定した環境目標の達成に向けて、引き続きエネルギーや資源の節減に努め、薬品や機械装置類の適性管理に取り組み、さらに環境負荷低減のための研究開発、県内中小企業への環境関連の技術支援を行う。

(産業技術センター)

3 普及啓発・広報

環境の日及び環境月間

「環境の日」6月5日(環境基本法)、及び「環境月間」6月に、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、本県においても国、市町村及び各種関係団体の協力のもとにさまざまな行事を実施する。

【平成16年度】(県事業分)

環境管理システム構築説明会、
中海周辺地域クリーン大作戦、
ライトダウンイベント、
不法投棄現場等合同パトロール、
中海子ども水辺サミット

【平成17年度】(県事業分)

環境立県フォーラム、
とっとり環境ネットワーク設立会議、
産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会、
環境管理システム構築説明会、
中海周辺地域クリーン大作戦、
ライトダウンイベント、
不法投棄現場等合同パトロール、
東アジア環境施策意見交換、
全国の子ども達取組発表
(西部総合事務所・循環型社会推進課・環境政策課)

地球温暖化防止月間及び大気汚染防止推進月間

【平成16年度】

「地球温暖化対策推進大綱」により、毎年12月は「地球温暖化防止月間」として全国的な地球温暖化防止に関する広報活動が行われており、本県でも次の取組みを行なった。

- ・テレビスポット(30秒)
- ・新聞広告
- ・路線バスのバスラッピング広告
- ・県総合情報誌への広告掲載

また、環境省を中心に「大気汚染防止推進月間」に各種啓発活動を行っているが、本県においても連携を取りつつ大気環境の保全に関する啓発活動を進めた。

【平成17年度】

(国が主体となった宣伝活動に移行)

(環境政策課)

環境美化促進月間

【平成16年度】

県民の環境美化促進に対する関心と理解を深め、環境美化活動を県民運動として展開するため、9月及び10月を「環境美化促進月間」として、各種媒体の活用等による県民への普及啓発を行うとともに、市町村、各種団体と連携をとりながら全県的な美化運動を展開。

【平成17年度】継続実施(循環型社会推進課)

リサイクルフェアの開催

【平成16年度】

企業等の出展によるリサイクル技術の紹介、日常雑貨等の見本市、住民参加のフリーマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントを実施した。

【平成17年度】継続実施

※「ごみ・リサイクル」ふれあいフェアに名称を変更
時期：平成17年10月9～10日

場所：倉吉未来中心

これまでの事業内容に、リサイクルやごみ減量をテーマに、講演会、劇、絵画、川柳の作品などを展示した。（循環型社会推進課）

空き缶回収・散乱防止モデル事業

【平成16年度】

空き用器の回収促進、散乱ごみ対策の1つであるデポジット（預託金）制度について、現在、我が国で主流となりつつある回収報奨金方式によるモデル事業として、旧福部村が団体、事業者等の協力を得て実施したもので、砂丘地区における空き缶散乱防止対策とするほか、県民や観光客を対象とした、ポイ捨て禁止やリサイクルの推進に関する普及啓発の一環として役立った。

実施地区：鳥取砂丘地区（旧福部村内）

実施内容：1) 空き缶自動回収機を設置
2) 空き缶投入時に地元商店街で利用可能な特典チケットを発行した。
3) 空き缶散乱状況調査を行い、効果の検証をした。

【平成17年度】事業終了（循環型社会推進課）

こどもエコクラブ活動発表会

【平成16年度】

『中海こども水辺サミット』

エコアジア2004プレイベントとして実施

時期：平成16年6月5日

場所：米子市立児童文化センター

『日韓こども環境サミット』

エコクラブグループが韓国江原道を訪問し、韓国の小学生たちと交流し、それぞれ活動発表をした。

【平成17年度】継続実施

『エコアジア1周年記念事業』

湖沼の再生をテーマに、霞ヶ浦・琵琶湖など全国のこども達を迎えて発表を行った。

時期：平成17年6月19日

場所：県民ふれあい会館（環境政策課）



図 エコアジア1周年記念事業でこども達によるの発表

中海子ども水辺サミット

【平成16年度】

エコアジア2004を契機に、中海の水質浄化・生態系の保全・再生についての関心を高めるため、中海周辺で環境保全活動を行っている子ども達のグループによる取り組みの発表を行った。

日時：平成16年6月5日

場所：米子市児童文化センター

参加者：約350名（環境政策課）

【大学との連携】

環境学術研究の振興

【平成16年度】

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等を行った。

【平成17年度】継続実施（教育・学術振興課）

黄砂に関する江原道との共同研究（新規）

【平成17年度】

黄砂による小動物への生体影響を調査し、人への健康影響を評価する。（鳥取大学農学部との共同研究）

（85ページ参照）（衛生環境研究所）

第二章

平成16年度に講じた施策
平成17年度に講じる施策

第2節 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設のひっ迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理やエネルギー・資源の適正利用を進める必要がある。

【 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理 】

1 廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化の推進備

みんなで取組む「4つのR」推進事業
循環型社会を構築していくためには、「4つのR」（Refuse…発生抑制、Reduce…減量、Reuse…再利用、Recycle…再生利用）の推進が必要であり、そのためには、現在の過剰消費、使い捨てといった生活様式を環境に配慮したものに転換していく必要がある。

県民が日常生活の中で、「4つのR」に取り組める環境作りを行い、県民意識の転換を図り循環型社会の構築を目指す。

ア 推進体制の整備

- ・リサイクル関連情報の提供

【平成16年度】

ホームページを活用し、イベント情報再生品情報、フリーマーケット情報、エコショップ情報等リサイクル関連情報の提供を行った。

【平成17年度】継続実施

- ・容器包装リサイクル法等の推進

【平成16年度】

容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法が円滑に施行されるよう情報公開、普及啓発を行った。

【平成17年度】継続実施

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

- ・エコショップの普及促進

【平成16年度】

新規認定：29店舗（累計271店舗）
リサイクルフェアによるエコショップ普及啓発の実施

【平成17年度】継続実施

- ・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施

消費者に対し、買い物袋の持参を呼びかけ

ると共に、ポスター、新聞広告等により、本キャンペーンの実施について周知を図った。

【平成16年度】

キャンペーン協力店数：260（エコショップ）店舗

実施期間：平成16年10月1日～12月31日

【平成17年度】継続実施

ウ 県民の意識啓発

- ・リサイクルフェアの開催

企業等の出展によるリサイクル技術の紹介、日用雑貨等の再生見本市、住民参加のリサイクルマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントを実施した。

【平成16年度】

日時：平成17年10月16～17日

場所：鳥取産業体育館

入場者数：約7,300人

【平成17年度】

日時：平成17年10月9～10日

場所：倉吉未来中心ふれあい広場

入場者数：約1万人

※「ごみ・リサイクル」ふれあいフェアに名称を変更

- ・ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

（47ページ参照）（循環型社会推進課）

グリーン購入の推進

グリーン購入に関する地域へ情報提供を推進するため、関係者によるネットワークを設立し、ホームページを運営している。

【平成16年度】

ネットワークの活性化及び提供情報の充実を図った。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

表 容器包装リサイクル法に基づく品目(出典:第3期鳥取県分別収集促進計画(平成14年7月))

分別収集対象品目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製	ペットボトル	チック	その他プラスチック	鋼製容器包装	包装 アルミ製容器	飲料紙パック	段ボール製
計画策定市町村・一部事務組合等	H9	H9	H9		H13	H15	H9	H9			H9
鳥取県東部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H14	H15	H9	H9			
鳥取中部ふるさと広域連合	H9	H9	H15	H19	H12	H12	H9	H9	H12	H12	
鳥取県西部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H9	H12	H9	H9	H9	H12	H12

- (注) 1 表の数値は、開始時期年度を表す。
2 特定分別基準適合物：事業者の再商品化の義務の対象となる品目
3 法第2条第6項指定物：市町村が収集した段階で有価物となり、自律的に流通するものとして指定された品目

容器包装リサイクル法施行への対応(表)

【平成16年度】

平成9年度(平成12年度から完全施行)からの施行を受けて、市町村とともに、県民への法律の普及啓発を行った。

【平成17年度】

継続実施。また、平成18年度から実施される第4期の県分別収集促進計画を策定する。
(循環型社会推進課)

家電リサイクル法施行への対応

【平成16年度】

市町村とともに、県民への法律の趣旨及び廃家電4品目の適正処理の方法等の普及啓発を行った。

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

自動車リサイクル法施行への対応

【平成16年度】

平成17年1月1日からの自動車リサイクル法の完全施行を前に、関連事業者に対する説明会を開催し、許可等について指導を行うとともに、県民へ法律の主旨等の普及啓発を行った。

【平成17年度】

解体業者、破砕業者等に対し、使用済自動車の適正処理について指導を行うとともに、自動車リサイクル法第131条に基づく立入検査を行う。また、関連事業者の許可等について指導を行う。
(循環型社会推進課)

鳥取県グリーン商品認定制度の推進

商品の認定及び認定商品の購入の推進を図る。

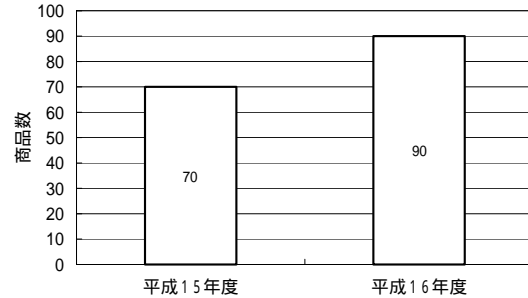
【平成16年度】

鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会(以下「協議会」)が発足し、商品の販売促進及び商品開発の方策について検討した。

【平成17年度】

協議会で「鳥取県認定グリーン商品普及促進事業補助金」利用し、商品の展示会、商談会を実施予定。
(循環型社会推進課)

認定商品数



廃棄物情報交換制度の創設

県内の廃棄物を有効利用するため、廃棄物の排出・受入に関する情報をインターネット上で登録・検索できるシステムを平成15年度に開設した。

【平成16年度】

県内事業者に対して制度の普及を図るとともに、廃棄物情報の登録・提供を行った。

また、中国地方各県と連携を図り、広域的な廃棄物の有効利用の促進を目指した。

【平成17年度】継続実施

(循環型社会推進課)

農業用廃棄物適正処理推進事業

【平成16年度】

資源の有効利用の観点から、農業用廃プラスチックの再利用を行うため、普及啓発用パンフレットの作成をしたほか、回収、適正処理推進方策等について意見交換を行った。また、4農協が主体となって回収・適正処理に取り組んだ。

【平成17年度】継続実施

(農政課)

環境にやさしい農業総合推進事業

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排せつ物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通・利用対策などを総合的に実施した。

ア 推進指導対策

堆肥の生産・利用の総合的な推進を図るため、農業改良普及所を中心に堆肥の品質に合った技術指導や啓発を行う。

イ 堆肥等利用促進対策

地域毎に堆肥利用設備システムを整備

ウ 鳥取県堆肥等処理施設緊急整備事業

エ 土づくりフォーラム（畜産課）

良質堆肥作りの推進を図るため、堆肥共励会を実施。また、耕種畜種の連携を目的とした地区単位での「土づくりフォーラム」を行う。

オ 農業廃棄物適正処理推進事業（農政課）

パンフレットを作成し、啓発を行う。

【平成16年度】

家畜排せつ物の処理施設整備…34件

堆肥等利用促進対策実施地区…3地区

【平成17年度】継続実施（農政課・畜産課）

湖山池周辺施肥削減対策

【平成16年度】

湖山池付近の集落で、水田の施肥削減技術を広域的に実証した。

また、湖山川流域の河川、排水路の汚濁物質流出量を調査した。

【平成17年度】継続実施

市、JAと連携し、地元農家を対象に啓発活動を行う。（農政課）

資源循環モデルシステム構築支援事業

地域で排出された廃棄物は、出来る限り地域で再生処理していくことを目標に、地域住民の意識改革向上を図るため、資源循環システムを構築していく地域、団体等を支援する。

【平成16年度】実績1件

【平成17年度】事業終了（農政課）

家畜排せつ物の適正管理及び畜産環境保全

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について、畜産農家の巡回指導等を行うとともに、水質・臭気検査を実施し、

検査結果に基づく指導を行った。堆肥生産技術の向上、耕種農家との連携を目的とした堆肥共励会を開催した。

【平成16年度】

畜産農家の巡回、環境調査23地点

【平成17年度】継続実施（畜産課）

廃棄物焼却灰溶融スラグの活用

【平成16年度】

今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によってできたスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため、溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行った。

【平成17年度】

スラグの活用方策に加え、安全性の確認方法について検討を行うとともに、モデル事業の追跡調査を実施する。（循環型社会推進課）

廃棄物処理計画について

【平成16年度】

平成12年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受け、平成13年7月、従来の産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物も含めた鳥取県廃棄物処理計画を策定した。本計画に基づき、適正処理の確保を前提に、廃棄物の減量化、資源化に重点を置いた各種施策の推進に努めた。

【平成17年度】継続実施

見直し検討し、平成18年度～平成22年を計画期間とする廃棄物処分計画を策定する。

（循環型社会推進課）

産業廃棄物処分場税の導入

【平成16年度】

最終処分場が逼迫する中、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進が求められており、排出者責任の観点から事業者に負担を求める産業廃棄物処分場税を平成15年4月から導入している。

【平成17年度】

継続実施。

なお、適用期限が平成18年3月31日までとなっていたので平成17年11月議会で延長し、国に手続きをする。（循環型社会推進課）

2 廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物処理指導事業(表)

【平成16年度】

排出事業者、処理業者に対し、減量化・適正処理について指導を行うとともに、規制対象施設(最終処分場、焼却施設等)に対する排水や排ガス等の行政検査、規制対象外の既設ミニ処分場の指導、浸出水の調査を実施した。また、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき廃棄物処理施設の設置、廃棄物処理業の許可等について指導を行った。

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

表 産業廃棄物関係監視・指導状況(平成16年度)

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
排出事業所	341	0
産業廃棄物処理業者	261	0
中間処理施設	356	28
最終処分場	296	274
その他	84	11
合計	1,338	313

公共関与による産業廃棄物処理の推進

【平成16年度】

公共関与事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員派遣並びに、人件費補助及びセンター運営費等の無利子融資によるセンター支援を引き続き行った。

【平成17年度】継続実施

(循環型社会推進課)

3 散乱ごみ・投棄ごみ対策の推進

環境美化対策推進事業

【平成16年度】

環境美化月間を設置し、普及啓発を行った。環境美化促進指定地区(表)

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

廃自動車等の適正な保管の推進

【平成16年度】

用途を廃止した自動車及び使用済みタイヤ(以下「廃自動車等」)が屋外において乱雑に集積されていることにより、生活環境の保全上支障が生じていた。

本県では、このような事情を踏まえ、「鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例」(平成13年10月施行)を制定し、廃自動車等の保管について規制している。

特定保管届出件数(平成16年度末現在)

廃自動車: 13事業者

廃タイヤ: 15事業者

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

廃棄物不法投棄対策強化事業

【平成16年度】

廃棄物の不法投棄の監視活動のため、平成12年度から、鳥取、倉吉、米子保健所に警察官OBを「廃棄物適正処理推進指導員」として配置し、警察、市町村等と連携強化を図りながら、不法投棄パトロールを行うとともに、民有地に投棄された投棄者不明の廃棄物を市町村が処理する費用の一部及び海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する費用の一部を助成した。

また、平成14年度から県下の不法投棄地域に監視カメラを設置して、不法投棄の監視・取締りの強化を図った。

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

産業廃棄物不法投棄発見件数
及び処理件数の推移

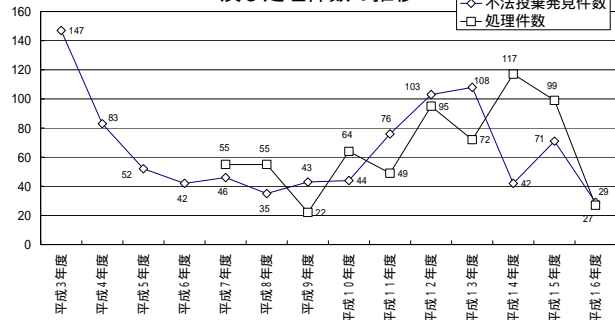


表 環境美化促進指定地区一覧
(59地区)

市町村	指定地区名
鳥取市	鳥取市榑谿公園地区
	鳥取市鳥取砂丘地区
	鳥取市久松公園地区
	鳥取市白兔海岸地区
	鳥取市湖山池青島周辺地区
	鳥取市国府町万葉の里地区
	鳥取市福部砂丘地区
	鳥取市岩戸地区
	鳥取市鳥取砂丘オアシス広場地区
	鳥取市河原町桜つつみ河川公園地区
	鳥取市河原中央公園地区
	鳥取市用瀬町市道屋住佐治線地区
	鳥取市用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区
	佐治村辰巳峠地区
	鳥取市佐治町さじアストロパーク地区
	鳥取市市道佐治用瀬線地区
	鳥取市浜村ふれあいの道地区
	鳥取市鹿野町健康と福祉の里地区
	鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区
	倉吉市
倉吉市関金町せきがね遊YOU村地区	
米子市	米子市米子水鳥公園地区
	米子市皆生海岸地区
	米子市淀江町今津・淀江海岸地区
境港市	境港市水木しげるロード地区
岩美町	岩美町鴨が磯・城原地区
	岩美町浦富地区
	岩美町岩井温泉地区
	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区
	岩美町大谷海岸地区

(平成17年10月現在)

市町村	指定地区名
八頭町	八頭町郡家駅前周辺地区
	八頭町竹林公園地区
	八頭町ふるりの森地区
若桜町	若桜町若桜駅前周辺地区
	若桜町中之島公園周辺地区
智頭町	智頭町芦津地区
湯梨浜町	湯梨浜町はわい温泉地区
	湯梨浜町グランドゴルフの里公園潮風の丘とまり地区
	湯梨浜町不動滝地区
	湯梨浜町羽衣石城山公園地区
三朝町	三朝町三徳山周辺地区
	三朝町小鹿溪周辺地区
	三朝町三朝温泉地区
北栄町	北栄町北条海浜広場地区
	北栄町お台場公園地区
琴浦町	琴浦町逢東港地区
	琴浦町ふるさと海岸地区
	琴浦町船上山地区
南部町	南部町緑水湖地区
	南部町鶴田(フラワーパーク周辺)地区
伯耆町	伯耆町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区
	伯耆町榎水高原地区
日吉津村	日吉津村日野川・日吉津海岸地区
大山町	大山町仁王堂公園地区
	大山町名和地域休養施設「夕陽の丘神田」地区
	大山町萩原地区
日南町	日南町石霞溪地区
日野町	日野町滝山公園地区
江府町	江府町大山環状道路地区

【環境産業の振興、環境産業クラスターの形成】

1 環境関連技術の開発

産学官連携強化・新産業育成事業

【平成16年度】

大学等と共同研究する県内企業16社に対して共同研究開発費を助成した。助成した企業のうち3社が環境関連の技術開発に取り組んだ。

【平成17年度】継続実施

新規採択 12社

継続 8社 (産業開発課)

環境関連技術開発推進事業

【平成16年度】

産業技術センターにおいて、県内の中小企業が取り組むことのできる環境関連技術の開発・普及に努め、次のテーマの研究を行った。

1) 環境に配慮した高温高圧水を利用した新

規材料の製造方法(平成16年度で終了)

- 2) 高分子系廃棄物のケミカルリサイクル技術の開発と高機能化に関する研究
- 3) セルロース系廃棄物の再資源化に関する研究
- 4) 食品排水浄化のための有用微生物の検索と活用(平成16年度で終了)

【平成17年度】

- 2) 継続
- 3) 継続
- 5) 高温高圧水を用いた県産バイオマスの利用技術に関する研究(新規)
- 6) 縫製裁断くずの再利用技術に関する研究
- 7) マイクロ水力発電システムの開発(新規)
(産業技術センター)

2 環境関連産業の育成・振興

環境産業育成支援資金融資事業

【平成16年度】

県内において、廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設・設備の整備に対して融資を行った。

融資実施企業：9企業(融資総額952百万円)

継続 6企業 新規 3企業

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

リサイクル技術共同研究助成事業

【平成16年度】

本県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、県内に所在する企業等が、県内外の大学等と共同して行う研究開発に対して助成を行った。

助成実施企業：5企業

【平成17年度】継続実施 (循環型社会推進課)

鳥取県環境管理認証取得企業等育成補助金

【平成16年度】

ISO14001の認証取得に取り組む県内民間企業等への支援のため、補助金の交付を行った。

補助対象事業所：25事業所

【平成17年度】事業終了 (環境管理推進課)

中小企業経営革新支援事業(表)

【平成16年度】

中小企業の技術革新や経営革新を促進するため、経営革新計画の承認を受けた企業などに対し、高度な研究開発や販路開拓、新分野への進出に要する経費に対して補助した。

【平成17年度】継続実施 (産業開発課)

「とっとり発」食品・環境産業クラスター推進事業

【平成16年度】

本県の環境・食品産業分野における「とっとり発」の新たな産業創出をねらいとした本事業の中で、循環型産業クラスターを設定し、産学官が戦略的に連携して企業化につなげる取り組みを推進する。

【平成17年度】継続実施 (教育・学術振興課)

やる気のある企業支援事業(表)

【平成16年度】

中小企業の新技术・新製品開発に関する基礎研究経費から販路開拓経費まで一貫した支援を行った。補助した企業のうち4社が環境関連の技術開発に取り組んだ。

【平成17年度】継続実施 (産業開発課)

表 中小企業経営革新支援事業

区分	内容
対象者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	補助対象経費の3分の2以内の額
上限額等	中小企業経営革新支援等補助金(創造技術型)：2,000万円(法認定要)
	〃 (経営革新型)：650万円(法承認要)

表 やる気のある企業支援事業

やる気のある企業支援補助金(独自技術型)

区分	内容
対象者	県内に事務所又は事務所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	総事業費の3分の2以内の額
上限額等	○100万円 ○事業期間は1年間 ○個人も補助対象

やる気のある企業支援補助金(企業化支援型)

対象者	県内に事務所又は事務所を有する中小企業者
対象経費	謝金、旅費、原材料費、構築物費、機械装置、外注加工費等
補助率等	補助対象経費の2分の1以内の額
上限額等	○500万円 ○事業期間は2年間 ○創造法認定又は経営革新法承認が必要

【 大気、水、土壌環境の保全 】

1 大気の保全

(1) 大気汚染の防止

大気汚染状況の監視測定

大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施した。

ア 一般環境大気常時監視

【平成16年度】

- ・測定局：鳥取市（鳥取保健所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）
- ・測定物質：二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

【平成17年度】継続実施

イ 自動車排出ガス濃度測定

【平成16年度】

- ・測定局：鳥取市（栄町交差点）、米子市（米子市役所前）
- ・測定物質：一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

有害大気汚染物質モニタリング調査（表）

【平成16年度】

大気汚染防止法の規定に基づき、優先取組物質（有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高く対策の優先度の高いもの）について、平成10年3月から、順次モニタリングを行っており、平成16年度には、優先取組物質19物質について調査した。環境基準及び指針値が設定されている物質については、環境基準及び指針値をこえる値は観測されなかった。

- ・一般環境測定地点：鳥取市（鳥取保健所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）
- ・沿道測定地点：鳥取市（栄町交差点）、米子市（米子市役所前）
- ・測定物質：優先取組物質のうち、ダイオキシン類以外の19物質（ダイオキシンは別途測定）
- ・調査頻度：毎月1回

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

表 有害大気汚染物質モニタリング調査項目

1	アクリロニトリル	11	ニッケル化合物
2	アセトアルデヒド	12	ヒ素及びその化合物
3	塩化ビニルモノマー	13	1,3-ブタジエン
4	クロロホルム	14	ベリウム及びその化合物
5	酸化エチレン	15	ベンゼン
6	1,2-ジクロロエタン	16	ベンゾ[a]ピレン
7	ジクロロメタン	17	ホルムアルデヒド
8	水銀及びその化合物	18	マンガン及びその化合物
9	テトラクロロエチレン	19	クロム及びその化合物
10	トリクロロエチレン		

ダイオキシン類を除く

降下ばいじん等調査

【平成16年度】

- ・市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施した。
- ・調査地点：鳥取市、倉吉市、米子市、日吉津村
- ・調査頻度：毎月調査

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

スパイクタイヤ粉じん対策の推進

【平成16年度】

4市10町1村が「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づくスパイクタイヤ使用禁止地域として指定されており、法が遵守されるようホームページによる周知等を実施した。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

工場・事業場におけるばい煙対策等（表）

【平成16年度】

平成16年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1089施設、一般粉じん発生施設201施設で、鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、粉じん関係特定施設45施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ193施設に立入りするとともに、排出ガスの調査を行い排出基準に適合していることを確認した。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

表 煙道中排出ガス測定（行政検査）状況（平成16年度）

	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数
ボイラー	2	0	2	0	1	0	2	0	2(2)	0
金属加熱炉	1	0	1	0	0	0	1	0	1(1)	0
廃棄物焼却炉	0	0	16	0	16	0	0	0	16(14)	0
計	3	0	19	0	17	0	3	0	19(17)	0

():工場・事業場数

(2) 騒音の規制

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

【平成16年度】

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを行った。騒音規制法による県内の規制地域は、平成16年度末現在で4市1町1村について指定しており、その地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場は329事業場であった。

また、平成16年度の特定建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）届出件数は44件であった。これらに対して、市町村により指導が行われた。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

自動車騒音常時監視調査

【平成16年度】

騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視調査を実施した。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

航空機騒音調査

【平成16年度】

ア 鳥取空港周辺航空機騒音調査

調査地点：3地点

調査回数：2回/年

イ 美保飛行場周辺航空機騒音調査

調査地点：4地点

調査回数：1地点：通年

3地点：4回/年

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

【平成16年度】

事業者が同法に基づく各種届出（小売店舗の新設、時間延長等）を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について指導・審査を行った。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

(3) 振動の規制

【平成16年度】

振動規制法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを行った。振動規制法による規制地域は、平成16年度末現在で4市1村について指定しており、その地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場は

175事業場である。

また、平成16年度特定建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）の届出件数は25件であった。これらに対して市町村により指導が行われた。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

(4) 悪臭対策の推進

悪臭の防止

【平成16年度】

悪臭防止法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し及び悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら規制22物質の排出実態調査を行った。悪臭防止法による規制地域は、平成16年度末現在で4市11町1村を指定している。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることが禁止されており、市町村と連携の上、指導を行った。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

(5) 自動車交通公害対策の推進 パークアンドライド事業の推進

【平成16年度】

環境への負荷を減らすとともに、公共交通機関の利用促進を目的として、自家用車通勤者が駅やバス停周辺へ自家用車を止め、そこから鉄道やバスを利用し、それぞれの会社等へ通勤する事業を促進するため、幅広く県民にPRをして参加者を募集するとともに普及を図った。

【平成17年度】

参加者等へアンケート調査を実施するとともに、結果を分析し、パークアンドライドの普及・促進策を検討する。（交通政策課）

ノーマイカーデー運動の推進

【平成16年度】

全県的な取組みとして、より多くの方に参加していただけるよう、引き続き県民へのPR活動に力を入れるとともに、公共交通機関の利便性を高めることによりノーマイカーデーの実施率の向上に努めた。

【平成17年度】継続実施（交通政策課）

環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

【平成16年度】

自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削

減するために、公共交通機関の利用を促進する取組を行う企業を知事が認定する制度を設立した。

【平成17年度】

自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減するために、公共交通機関の利用を促進する

取組を行う企業を認定するとともに、PRを行うことにより、公共交通機関の利用促進への気運の醸成を図る。
(交通政策課)

2 水・水辺の保全

(1) 生活排水対策の推進(表)

公共下水道事業、流域下水道事業

下水道は、生活環境の改善及び河川等の公共用水域の保全のため重要な施設である。

平成16年度末の鳥取県の下水道の普及率は54.5%(前年比2.1ポイント増)である。

【平成16年度】

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき、天神浄化センターを整備し、供用している。

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

合併処理浄化槽設置推進事業

合併処理浄化槽は、下水道等の集合処理による生活排水処理が困難な地域における有効な水質浄化施設である。

鳥取県では、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して、その経費の一部を助成している。

【平成16年度】15市町、394基

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成15年度までに18市町村で実施されている。

【平成16年度】28地区実施

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

漁業集落環境整備事業

【平成16年度】

市町村が行う漁業集落環境整備事業のうち、集落排水施設整備事業の経費の一部を助成した。

【平成17年度】事業終了

(環境政策課・空港港湾課)

生活排水対策推進事業

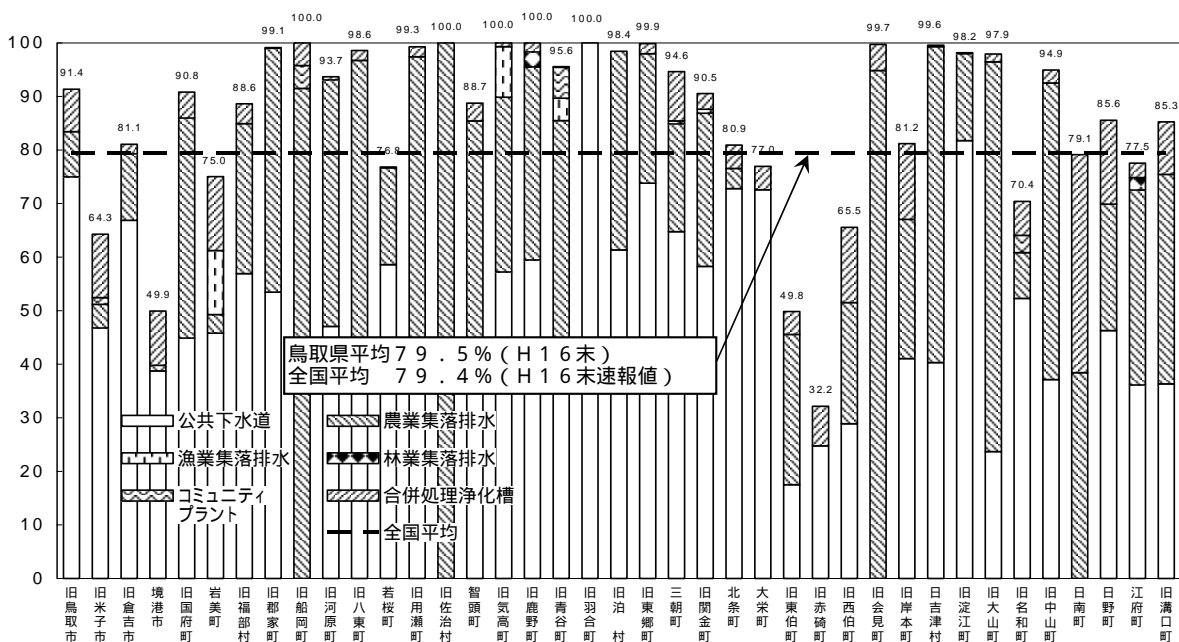
【平成16年度】

生活排水対策を推進するため、次の普及啓発を行った。

- ・生活排水対策普及啓発資材等の貸し出し
- ・生活排水対策連絡会議の開催

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

図 平成16年度末 生活排水処理施設普及状況 (平成17年3月31日現在)



(2) 工場・事業場対策の推進

特定事業場排水調査

【平成16年度】

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、特定事業場の排水の調査、施設の改善指導を行った。

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

表 立入検査改善指導状況(平成16年度)

水質汚濁防止法適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調査 事業場 延件数	違反 事業場 延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
786	399	2	14	0

鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調査 事業場 延件数	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
7	2	0	0	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

(3) 水道水源等の監視強化

水道水源等監視指導事業

【平成16年度】

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水道水質検査機関を対象に精度管理を実施するとともに水質基準を補完する「水質管理目標設定項目」について県下(11地点)の測定結果をとりまとめた。また、水道施設の適正管理指導を実施した。

【平成17年度】継続実施 (食の安全推進課)

(4) 多自然型川づくり

河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努める。

【平成16年度】 塩見川、由良川、加茂川等

【平成17年度】 継続実施 (河川課)



河川改修事業実施後の加茂川

多自然型川づくり

治水効果の向上と共に、本来川が持つ多様で

豊かな自然環境の保全に努める。

【平成16年度】 加茂川(米子市)等

【平成17年度】 継続実施 (河川課)

河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除くとともに、河床や河岸に繁茂した雑木・水草等の除去を行い、河川の維持管理に努める。

【平成16年度】 湖山川等

【平成17年度】 継続実施 (河川課)

砂防事業

溪流の侵食防止と土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、溪流の良好な環境の保全に努めた。

【平成16年度】 柳谷川等

【平成17年度】 継続実施 (治山砂防課)

水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した。

【平成16年度】 4地区(倉吉市他)実施

【平成17年度】 継続実施 (耕地課)

ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

【平成16年度】

県営 3地区(湯梨浜町他)実施

【平成17年度】

県営 1地区(鳥取市)実施

団体営 1地区(鳥取市)実施 (耕地課)

(5) 沿岸域の保全

海岸保全事業

深刻化する鳥取県沿岸の海岸侵食について山地から海岸までの流砂系一貫の立場から、各管理者が連携しながら恒久的な対策を検討する。

【平成16年度】

沿岸保全推進のための施策の一つ「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」策定に向けて、県民、学識経験者及び関係管理者から幅広い意見を取り入れた検討委員会を開催した。

【平成17年度】

前年の検討委員会を踏まえ、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」を策定し、これに基づき河川・海岸・港湾・漁港の各管理者が

連携して土砂管理を実施していくための仕組みを構築する。(河川課)

海岸環境整備事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備する。また、国土保全(沿岸住民の生命・財産を守る)と調和のとれた親水性のある施設の整備を実施する。

【平成16年度】鳥取港海岸

【平成17年度】継続実施 (空港港湾課)



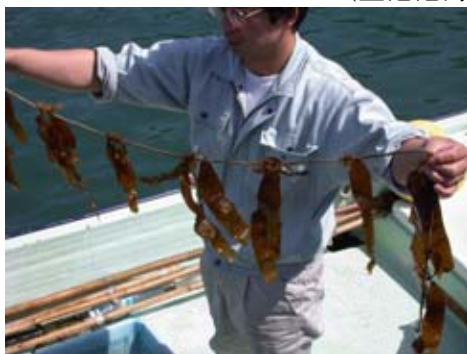
鳥取港(賀露)海岸

アラム藻場造成事業

鳥取県沿岸の藻場の回復を図る「鳥取県藻場造成アクションプログラム」に基づき、アラム(大型多年性海藻)の移植等を進める。

【平成16年度】岩美町、鳥取市、湯梨浜町、琴浦町の沿岸等

【平成17年度】岩美町、湯梨浜町の沿岸等
(空港港湾課)



移植されるアラム

アラムとは鳥取県が藻場造成を進めている海藻でコンブ目の大型多年生海藻。周年生育し、6年の寿命で最大150cmまで成長する。水深5mより浅い沿岸で海中林を形成し、落ちた葉はアワビ、サザエの餌になる。鳥取県栽培漁業センターで苗が生産されている。

苗は岩盤、ブロック等に巻き付け移植する。

(6) 海岸侵食防止

海岸侵食対策事業

住民の生命・財産を守るため海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜の創出や沿岸域の環境に配慮して整備を行う。

【平成16年度】湯山海岸等・赤碕港海岸

【平成17年度】継続実施

(河川課・空港港湾課)



田後港海岸



湯山海岸

3 土壌の保全

(1) 土壌汚染対策の推進

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業 【平成16年度】

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する坑廃水（銅、鉄等を含む酸性水）の中和処理等を実施。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

(2) 地盤沈下対策の推進

地盤沈下防止対策事業

平成16年度の測定では、年間1cm以上の沈下が観測された地点はなく（10地点中9地点で0.04～0.90cm）鈍化の傾向が顕著になっている。

なお、測量間隔については、平成11年度より隔年から5年間隔に延長されており、平成16年度の次は平成21年度予定。（環境政策課）

土壌保全対策技術確立事業

・硝酸性窒素流亡実態把握 【平成16年度】

砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を検討した。

畜産堆肥、汚泥コンポストなどの有機物の施用時期・堆肥量、生育等を調査し、土壌環境への影響を解析することにより、環境に配慮した栽培基準を設定し、生産現場への導入・普及を図った。

【平成17年度】継続実施

・小田川流域水質調査 【平成16年度】

農用地土壌汚染防止法に基づき土壌汚染対策地域として指定した小田川地域の農用地を対象として、銅等による土壌・水質等の汚染状況を調査した。

【平成17年度】事業終了（農政課）

【環境ホルモンなど化学物質の適正管理】

環境汚染化学物質対策の推進

ア ダイオキシン類取組方針

【平成16年度】

人や生態系への影響防止の観点から、環境中のダイオキシン類の実態把握と発生源施設の適正化対策及び排出抑制対策を推進するとともに、県民へ情報提供した。

【平成17年度】継続実施

イ 環境ホルモンに対する当面の取組み

【平成16年度】

環境ホルモンの汚染状況の実態把握とともに国等との連携を図りつつ情報収集に努め、県民に対し必要な情報を提供した。

【平成17年度】継続実施

ウ 化学物質の適正管理について

【平成16年度】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に努め、事業者からの届出について国への経由事務を行った。

国が公表するデータを加工・集計し鳥取県の届出情報等を公表した。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

環境ホルモン汚染実態調査

【平成16年度】

県内全域における環境ホルモン（23物質）の環境汚染状況を把握するため、水質の調査を実施した。

【平成17年度】継続実施

水質調査：県内22地点 年1回（環境政策課）

ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の指導・監視（表）

【平成16年度】

ダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づき、特定施設設置事業場へ立入し、排出ガス・排出水中に含まれるダイオキシン類濃度測定を実施した。結果、3施設の排出基準超過を確認し、改善指導を行った。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

表 ダイオキシン類濃度測定件数

区分	立入検査件数	測定件数	基準違反件数	改善命令件数	一時停止命令件数
大気基準適用施設	167	30	3	0	0
水質基準適用施設	58	5	0	0	0
合計	225	35	3	0	0

ダイオキシン類常時監視

【平成16年度】

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、県内における大気・水質・底質・土壌の調査を実施した。

大気調査：4地点 年4回
3地点 年1回
水質調査：33地点 年1回
底質調査：20地点 年1回
土壌調査：24地点 年1回

【平成17年度】継続実施 (環境政策課)

環境にやさしい住まい推進事業(新規)

【平成17年度】

シックハウス講演会を開催し、子どもから大人までを対象にシックハウス対策に関する知識の普及啓発を図る。

- ・シックハウス啓発パンフレットの作成
- ・既存のパンフレットの見直しを行い新たに作成
- ・第2回環境にやさしい住まいづくりコンテスト
- ・小中学生から、住んでみたい環境にやさしい家のアイデアを募集。
- ・ペレットストーブ展示会の開催
- ・ペレットストーブの設置と実演の展示
(住宅政策課)

住まいづくり総合支援事業

【平成16年度】

シックハウス対策のほか、バリアフリー化、地震対策など、県民が抱える問題、また住まいづくりに関する様々な相談に対応する窓口を開設した。

【平成17年度】

「環境にやさしい住まい推進事業」に名称変更
(住宅政策課)

環境に関する監視体制の整備と調査研究の推進

【平成16年度】

新たな環境問題に対応した常時監視を実施するとともに、環境関係の調査研究を進める。

【平成17年度】継続実施 (衛生環境研究所)

表 平成16年度 主な調査研究のテーマ

衛生環境研究所	黄砂の大気環境影響調査
	人工気象室を利用した酸性雨影響模擬実験
	特定粉じん(アスベスト：石綿)実態調査
	酸性雨等生態系影響実態調査研究事業
	セルロース系廃棄物の再資源化技術の開発
	鳥取県特有の有機性廃棄物の再資源化方法の研究
	遺伝子組換え農作物の食品材料とその加工食品実態調査
	二枚貝の麻痺性貝毒に関する調査研究
	容器包装から食品へ移行する化学物質に関する研究
	河川の水質予測手法の開発に関する調査研究
	染料廃水の脱色についての研究
	山林汚濁負荷原単位調査
	湖沼中の難分解性有機物に関する調査研究
	湖山池水質浄化対策確認調査(EDTA追跡調査)
	藻類・貝類等による中海浄化手法検討事業
	中海流入負荷量調査
	湖山池水質浄化実証検討事業
	温水環境中のアメーバ生息状況と除去技術に関する研究
	E型肝炎の疫学調査
	腸管出血性大腸菌感染症発症予防に関する調査研究
旧岩美鉱山坑廃水等の再資源化に関する研究	
農業試験場	水稲・大豆の農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
園芸試験場	農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
	果樹の病害虫の総合管理技術の確立と実証
	クリーンエネルギーを利用した特産野菜の省力安定生産技術の確立
現地診断技術による施肥改善と有機物を利用した環境保全型農業の確立	
中小家畜試験場	豚の糞尿処理システムに関する研究
林業試験場	花粉生産量予測システム
水産試験場	磯場環境改善調査事業 (磯場再生技術の開発)
	漁場環境維持対策事業 (湖沼、沿岸海域の環境モニタリングとイワガキの帯毒調査)
	空港港湾課事業
畜産試験場	遊休農林地を利用した現地放牧実証試験
	不用由来チップの堆肥化試験

第二章

平成16年度に講じた施策
平成17年度に講じる施策

第3節 自然と人間との共生の確保

本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が次第に困難となっており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧・木材等の持続的な生産活動を通じて環境の恵沢を確保する。

【三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生】

1 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策の推進

中海水質浄化対策推進事業

【平成16年度】

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」を推進し、新たに第4期計画を策定した。

- ・衛生環境研究所を中心とした中海汚濁機構解明調査の実施
- ・中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取・島根両県及び中海周辺4市3町（松江市・安来市・米子市・境港市・東出雲町・八束町・美保関町で構成）の運営

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

第4期「中海に係る湖沼水質保全計画」策定事業

【平成16年度】

中海については、平成15年度に第3期計画の水質目標値を達成したが、環境基準の達成には至っていない。引き続き水質改善を図るため、第4期計画を策定した。（環境政策課）

湖山池水質浄化対策推進事業

【平成16年度】

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第2期「湖山池水質管理計画」を推進した。また、衛生環境研究所を中心とした湖山池汚濁機構解明調査をおこなった。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

湖山池水質浄化技術実証検討事業

【平成16年度】

民間技術公開試験や衛生環境研究所の研究で蓄積した生物等を利用した水質浄化技術の

成果を、湖山池の水質浄化に役立てるため、平成14年度から3年間の計画で、水田や水路を用いた実証規模での水質浄化試験を行った。

【平成17年度】事業終了（環境政策課）

○藻類・貝類等による中海浄化手法検討事業（新規）

【平成17年度】

中海沿岸域の藻類・貝類の減少要因を科学的に調査し、復元手法等、健全な湖沼生態系の回復に向けた検討を行う。（環境政策課）

河川環境整備事業

【平成16年度】

水質改善を目的とした湖山池の浚渫で発生した底泥の処理を行った。また、東郷池については、今後の水質浄化対策を検討するため、調査・試験施工等を実施した。

【平成17年度】

湖山池の水質浄化対策として、公共下水道の整備（鳥取市）による汚濁負荷の削減と併せて湖山池の底泥浚渫を行い水環境の改善を図る。東郷池については継続実施（河川課）

湖山池水質浄化100人委員会

【平成16年度】

湖山池への塩分導入に向けて、農業・漁業・地元住民・関係機関の間で意見交換を行った。

【平成17年度】

引き続き、湖山池への塩分導入に向けて関係者と意見交換を行い、塩分導入実証試験を実施する。また、塩分導入が湖山池の水質環境に与える影響について検討する。（河川課）

2 公共用水域および地下水の監視等

水質測定計画の作成

【平成16年度】

次年度の水質測定を総合的かつ効果的に行うため、水質測定計画を作成した。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

水質の測定、調査および公表（表）

【平成16年度】

水質測定計画に基づき実施した平成15年度の水質常時監視結果について公表した。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

水生生物による水質調査

（46ページ参照）（環境政策課）

表 水質測定計画に係る調査地点・回数
（鳥取県実施分）

	水域名	調査地点	調査回数
環境基準 常時監視調査	河川	千代川水系 天神川水系 日野川水系	10地点 6地点 6地点 年12回 年12回 年12回
	湖沼	湖山池 東郷池 中海	4地点 4地点 8地点 年12回 年12回 年12回
	海域	美保湾 日本海沿岸	8地点 8地点 年4回 年3回
その他	二級河川	蒲生川	9地点 年2～4回
		塩見川	3地点 年4回
		河内川	3地点 年4回
		勝部川	3地点 年4回
		由良川	3地点 年4回
		加勢蛇川	3地点 年4回
		阿弥陀川	3地点 年4回
	佐陀川	3地点 年4回	
	都市河川	旧袋川	5地点 年12回
		玉川	5地点 年12回
旧加茂川		5地点 年12回	
大正川		1地点 年2回	
湖沼	多鯰ヶ池	3地点 年4回	
海域	17海水浴場		シーズン前 及び中計2回
地下水	—	114地点	年1～4回

【野生動植物の保護と生息環境の保全・再生】

1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全

自然公園（次ページ表）

ア 自然公園の保護管理

【平成16年度】

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき、行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって、その適切な保護管理を図った。

【平成17年度】継続実施（公園自然課）

イ 鳥取砂丘の景観保全

【平成16年度】

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観再生事業の当面の考え方」に基づき、県・鳥取市・環境省・県民で構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必要な除草作業などを実施するとともに、風向・風速調査、砂の堆積調査など砂丘の景観保全のために必要な調査を継続して実施した。

また、県民参加によるボランティア除草に取り組んだ。

【平成17年度】継続実施（文化政策課）

ウ 大山の頂上保全

【平成16年度】

大山においては、「大山の頂上を保護する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体とな

って大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。成果を継続的に保つため、「大山の頂上を保護する会」の活動に協力した。

【平成17年度】継続実施（公園自然課）

エ 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者による空き缶等廃棄物が各所で問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、国立公園協会各市町村支部及び自然公園財団の美化清掃活動に対して助成を行う。

【平成16年度】

国立公園清掃活動補助金により助成した。

【平成17年度】継続実施

また、自然保護関係団体・地域住民・関係行政機関等が一体となった美化活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と7月の中旬に実施する。（公園自然課）

県自然環境保全地域の指定及び保全

【平成16年度】

本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき指定した15ヶ所

の県自然環境保全地域において、自然保護監視員(14名)による保全のための巡視活動を実施した。

【平成17年度】

15ヶ所の県自然環境保全地域の巡視活動を行い、その保全に努めている。(公園自然課)

みんなの大切な自然公園(国定・県立)監視指導事業

国定公園及び県立自然公園内において、自然公園監視員を設置し、野生植物の違法採取の監視、歩道等公園利用施設の管理状況の巡視等を行う。

【平成17年度】

継続実施、盗難防止連絡協議会による盗採パトロールや、普及啓発活動等を行う。

(公園自然課)

表 鳥取県の自然公園(海域を含まない)

区分	公園名	指 定 年 月 日	全 面 積 (ha)	県内面積 (ha)	特別地域					普通地域 (ha)	関 係 市 町 村
					特別保 護地区 (ha)	第 1 種 (ha)	第 2 種 (ha)	第 3 種 (ha)	特 別 地域計 (ha)		
国立	大山隠岐 国立公園	S11.2.1 H14.3.26 拡大	35,053	15,483	1,242	3,507	2,701	3,922	11,372	4,111	大山、伯耆、 江府、倉吉、 琴浦、日野
	山陰海岸 国立公園	S38.7.15	8,784	1,517	151	20	1,254	55	1,480	37	鳥取、岩美
	小計		43,837	17,000	1,393	3,527	3,955	3,977	12,852	4,148	
国定	比婆道後帝釈 国定公園	S38.7.24	7,808	1,437	-	22	834	581	1,437	-	日南
	氷ノ山後山那岐山 国定公園	S44.4.10 S58.2.9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	-	岩美、鳥取、 八頭、若桜、 智頭、三朝
	小計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	-	
県立	奥日野 県立自然公園	S39.6.1 H6.12.1 拡大	4,823	4,823	-	-	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷湖 県立自然公園	S29.4.1 S39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	-	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 湯梨浜
	西因幡 県立自然公園	S59.5.8 S62.4.28 拡大	2,155	2,155	-	-	68	40	108	2,047	鳥取
	小計		22,045	22,045	-	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			122,493	49,061	1,594	4,493	6,484	11,937	24,508	24,553	公園面積 =県土面積14.0%

表 ビオトープ再生事業一覧(平成15年度)

市町村名	事業主体	事業内容
東郷町	東郷湖メダカの会	「全国めだかシンポジウムとっとり in 東郷湖」の開催等
泊村	原おやじの会	原池県自然環境保全地域の保全活動
	泊小学校	メダカやトンボが棲む小川と池づくり(学校ビオトープ)
日南町	日南町	サクラソウの生育環境の改善
	日南町	自然環境資源調査
若桜町	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里 活性化協議会	森林の自然再生
青谷町	青谷を美しくする会	ユリの生育環境の整備
計	6団体	

2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

イノシシ管理計画推進事業

【平成16年度】

イノシシの頭数増、生息範囲拡大による農作物被害増加に対応するイノシシ保護管理計画の推進と検証。ニホンジカの生息実態調査の実施

【平成17年度】継続実施 (公園自然課)

ツキノワグマ保護対策事業

【平成16年度】

絶滅危惧種であるツキノワグマの正しい生態・行動の知識を地元住民等に普及するための学習会や錯誤捕獲されたツキノワグマの放獣の実施。また、ツキノワグマによる被害の防止を図るため、電気柵の整備に要する経費に対し助成するとともに、例年以上の人里への出没に対応した被害防止策の広報等による普及啓発の実施。

【平成17年度】

人との共存を図るため新たに「ツキノワグマ保護管理検討会」を設置。(公園自然課)

野生動物ふれあい推進事業

【平成16年度】

傷病鳥獣の救護、愛鳥週間ポスターコンクール(春)・野鳥巣箱コンクール(秋)の開催、愛鳥モデル校の育成を行い、野鳥保護の普及啓発を図った。

【平成17年度】

新たに食餌木植栽事業を加えて継続実施(公園自然課)

鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

【平成16年度】

鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の管理、鳥獣保護員の配置により、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を促進した、

【平成17年度】

継続実施。加えて「イノシシわな狩猟免許取得促進特区」に係る狩猟免許試験の実施。(公園自然課)

鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

【平成16年度】

鳥獣保護員の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、愛鳥週間ポスターコンクール、野鳥巣箱コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。

【平成17年度】継続実施(公園自然課)

希少野生動植物の保護

【平成16年度】

鳥取大学と鳥取県の共同シンポジウム「千代川流域圏の自然環境」を開催した。

月日：平成16年11月20日

場所：鳥取県民文化会館 第1会議室

参加者：200名

【平成17年度】継続実施

希少野生動植物保護シンポジウムの開催

月日：平成17年5月8日

場所：米子市ふれあいの里 大ホール

参加者：100名(公園自然課)

希少野生動植物保護管理事業

「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」み基づき、特定希少野生動植物の個体数の維持・回復を図る保護管理事業に取り組む地域住民団体などの活動を支援する。

【平成16年度】

9団体に支援を実施

【平成17年度】継続実施(公園自然課)

地域住民自然再生協議促進事業(新規)

【平成17年度】

人と自然のかかわりがつくりだした変化に富む自然環境を持っていた里地里山や水田等の耕作地の機能を発揮させるため、地域住民やNPO・ボランティア団体等による再利用によって保全・再生を図る。(公園自然課)

外来種防除事業(新規)

【平成17年度】

外来種の生息・生育実態を調査し、外来種の防除方法等について検討を行う。(公園自然課)

湖山池等の外来魚駆除方法調査事業(新規)

【平成17年度】内水面漁業調整規則で移植が禁止されているブルーギル及びブラックバスが、湖山池の漁業や多鯰ヶ池の生態系に被害を与えている。これら外来魚の効率的な駆除方法を開発し、漁業被害の軽減、及び在来種の保護を図ることを目的に、湖山池、多鯰ヶ池で駆除方法開発調査を実施

(多鯰ヶ池：人工産卵床43基設置。約7万個の卵の駆除)。

(水産課・公園自然課)

オオタカの森保全事業

【平成16年度】

鳥取県立大山オオタカの森を、希少な野生動植物が生育することができる豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承し、環境立県を目指す象徴として大山オオタカの森保護員と共に保全・啓発活動を実施した。

【平成17年度】継続実施

(西部総合事務所・公園自然課)

特別天然記念物オオサンショウウオ保護対策事業

【平成16年度】

特別天然記念物であるオオサンショウウオ保護対策の基礎資料とするため、中・西部の河川を対象に生息調査を実施した。

【平成17年度】

調査対象に東部の河川を追加し、継続実施(文化課)

【 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保 】

1 森林の環境保全機能の確保

(1) 水源かん養保安林等の森林整備

森林整備のための地域活動支援事業

森林施業計画をたてた森林において、森林所有者等が森林の現況調査や歩道の整備等の地域活動を行った場合に、原則35年生以下の人工林1ヘクタール当たり1万円を交付する。

【平成16年度】

協定数 408件、交付対象面積 31,734ha

【平成17年度】継続実施 (林政課)



鳥取市国府町神護地区における歩道の草刈活動

保安林整備管理事業

【平成16年度】

保安林の適正な配置を図りつつ、その機能保持と質的向上を図るため適正な管理を行った。

指定21箇所 137ha

解除15箇所 5ha

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

(2) 多様な森林の保全

森林吸収源対策推進プラン策定事業

平成15年度に二酸化炭素の吸収源対策として森林整備等に係る取組の基本方針を定め、管理不十分な森林がまとまっているエリアを対象に森林整備の取り組みプランを作成した。

【平成16年度】

取り組みプランに基づいて対策の進捗状況を確認した。

【平成17年度】継続実施 (林政課)

森林吸収源データ緊急整備事業

森林による二酸化炭素の吸収量報告・検証体制を整備することを目的として、森林簿の精度検証等をするための現地調査をする。

また、林野庁所管以外の国有林及び森林計画対象外森林について調査して、この森林調査簿

を整備する。

【平成16年度】調査実績 88箇所

【平成17年度】継続実施 (林政課)

造林事業

【平成16年度】

人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を計画的、効果的に推進するため、造林事業を実施し、森林資源の整備を図った。

実施面積 5,177ha

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った。

【平成16年度】76箇所

【平成17年度】継続実施 (治山砂防課)

林道事業

森林整備の推進、及び森林整備の担い手である山村地域の生活環境改善のため、自然環境の保全に配慮しながら、林道などの基盤整備を行った。

【平成16年度】33箇所

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

フォレスト・コミュニティ総合整備事業

【平成16年度】

林業の生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の生活環境基盤の整備を図るため、林道整備事業及び用水施設整備事業等を実施した。

実施地区：8地区21箇所

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

ふるさと林道緊急整備事業

【平成16年度】

山村地域の振興と定住環境の改善等、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある林道について、自然環境の保全に配慮し整備を行った。

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

森林保全管理事業

【平成16年度】

森林の保全の推進に資するため、森林保全巡

視指導員を配し、保安林の管理、林野火災の防止及び違法伐採や森林への不法投棄の監視・指導等を行った。

巡視日数(指導員34名延べ267日間)

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

森林病虫害の防除

【平成16年度】

マツノザイセンチュウ病から松林を保全するため、守るべき松林の区域、県と市町村の役割分担、防除方法の見直しを行い高度公益機能森林(県が守るべき森林)に対して伐倒駆除などを実施した。

また、市町村が行う空中散布農薬の飛散状況(大気中濃度)を調査し、その結果等を専門家により評価した。

【平成17年度】継続実施
(環境政策課、森林保全課)

枯松伐採促進事業

【平成16年度】

鳥取県枯松伐採促進条例のもと、枯松の自己伐採を促進し、美観の維持及び県民の安全の確保を図った。

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

鳥取やまづくり支援事業

【平成16年度】

間伐の推進を図るための路網計画の策定、長期的な施策への取り組みに対する助成を行った。

【平成17年度】事業終了 (森林保全課)

鳥取県生きがい林業促進事業

【平成16年度】

やる気のある人々が自家労力で行う小規模な森林整備に助成することにより、林家の自立を促すとともに山離れを防ぎ、自発的な森林整備を推進する。

【平成17年度】継続実施 (森林保全課)

森林災害復旧事業(新規)

平成16年度台風23号により日南町に発生した森林被害(風倒木被害)が激甚災害に指定された。国の査定を受けた森林災害復旧事業補助計画に基づき行う復旧(被害木の伐採・搬出・造林)に要する経費に助成し、森林の持つ公益的機能の早期復旧を推進した。

【平成17年度】
被害木整理28.66ha、跡地造林20.05ha
(森林保全課)

被害木整理事業(新規)

平成16年度の台風23号により発生した森林被害(風倒木被害)について、被害木の伐採・搬出要する経費に助成し、二次災害の防止を図った。

【平成17年度】29ha (森林保全課)

森林環境保全税の導入

【平成16年度】

県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行うとともに、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図り、県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境保全税の導入を決定し、その仕組みや使いみちの県民等への周知及び円滑な導入に向けた準備を進めた。

【平成17年度】

森林環境保全税を導入し、森林の機能維持・回復を重視した事業等に取り組む。

- ・とっとり環境の森緊急整備事業
手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。
- ・とっとり県民参加の森づくり推進事業
NPO 団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援する。
(税務課・林政課)

木造住宅普及推進事業

地元の木造住宅生産者が共同で取り組む事業等を支援し、木造住宅の魅力を広く県民に伝え、需要拡大を推進することにより、自然環境の保全に資するとともに、住宅生産者の活性化を促進する。

【平成16年度】

- ・木造軸組工法耐震性公開実験
- ・木の住まいふれあい体験ツアー

【平成17年度】

- ・木造住宅生産者向けセミナー
- ・木の住まいふれあい体験ツアー

(住宅政策課)

環境にやさしい住まい推進事業(新規)

(66ページ参照)(住宅政策課)

「緑の循環」森林認証(SGEC)取得

森林の多面的な役割に対して多くの期待が集まっている中、環境に配慮した持続可能な森林経営を目指す「緑の循環」森林認証(SGEC)

を県有林において取得した。

県が率先して取得することにより、持続可能な森林管理基準、民有林の模範となる森林経営の確率、環境立県のアピールの効果が期待できる。

【平成16年度】

認証審査機関への認証審査を委託した。

【平成17年度】継続実施 (林政課)

間伐材搬出促進事業

【平成16年度】

健全な森林の育成、資源の有効利用を進めるため、間伐材の生産、流通経費について助成した。

集材・経費助成 (11.3千m³)
運搬・出荷経費助成 (44.2千m³)
加工施設等の受け入れ経費助成 (3.0千m³)

【平成17年度】

間伐材の搬出経費について助成する。
(林政課)

2 農地の環境保全機能の確保

(1) 農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

農村総合整備統合補助事業

農村生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより、生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する目的で、団体営事業を行った。

【平成16年度】1地区(鳥取市)実施

【平成17年度】事業完了 (耕地課)

農村振興総合整備統合補助事業(新規)

地域のニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施することにより、地域が自ら設定した農村振興に係る目標の達成に資するため、団体営事業として実施。

【平成17年度】1地区(鳥取市)実施 (耕地課)

農地を守る直接支払い事業

中山間地域の農地が持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が懸念される地域において、農業者等が行う農業生産活動及び多面的機能を増進する活動に対して直接支払いを行う。

【平成16年度】17市町村

【平成17年度】継続実施 (経営支援課)

森林計画樹立事業

【平成16年度】

森林施策を計画的に実施するため、県内民有林の森林資源及び伐採・造林等の実行状況を調査し、流域単位で地域森林計画の樹立・変更を行った。

天神川地域森林計画の変更

千代川地域森林計画の変更

日野川地域森林計画の樹立

【平成17年度】継続実施 (林政課)

県有林で「緑の森林認証」(SGEC)取得

【平成16年度】

県有林では、11月12日、環境に配慮した森林の維持・増進を図るため「緑の森林認証」(SGEC)を取得した。今後は、民有林の模範となるよう適切な森林管理を促進するほか、認証森林の拡大に向けてPR活動を行う。

【平成17年度】

認証森林の拡大に向けて普及・啓発活動実施
(林政課)

中山間地域総合整備事業

地理的、経済的、社会的条件が不利な中山間地域において、それぞれの地域の実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全を図る。

【平成16年度】

県営 6地区(湯梨浜町他)実施

団体営 1地区(三朝町)実施

【平成17年度】

県営 5地区(南部町他)実施予定

団体営 1地区(三朝町)実施予定
(耕地課)

単県農業農村整備事業

農業に積極的に取り組む農業者を支援するため、国庫補助基準に満たない小規模な農業生産基盤の整備及び生活環境の整備を団体営事業として行う。

【平成16年度】72地区実施(鳥取市等)

【平成17年度】継続実施

(耕地課)

里地棚田保全整備事業

里地の環境創造区域や棚田において、多様な地域条件に即した簡易な農業生産基盤の整備、土地改良施設等の有する多面的機能を維持保

全するための施設の整備、土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の住民の活動に必要な施設の整備等を団体営事業として行う。

【平成16年度】1地区（伯耆町）
【平成17年度】継続実施（耕地課）

農山村環境創造事業（井手・ため池再生支援事業）

井手、ため池、農道等の維持管理、補修に係る地域住民参加型の直接施工工事における原材料及び機械リース料について支援する。

【平成16年度】11地区実施
【平成17年度】継続実施（地域自立戦略課）

県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施した。

【平成16年度】1地区（鳥取市佐治町）
【平成17年度】継続実施（耕地課）

若者地域づくり支援事業

地域づくりを支援する若者を募集し、耕作放棄地等の農地化・維持管理活動等の地域づくりをモデル的に行うことにより、農業の魅力を経験するとともに、これを通して職業意識の向上と新たな就業機会を創出する。

【平成16年度】
東中西各1箇所、計3箇所を実施
【平成17年度】
自立支援交付金に統合（地域自立戦略課）

とっとり生活体験事業

農林水産業や農山漁村等に関心を持つ県外在住者に対して、試験的に農林水産業等を体験しながら農山漁村地域に滞在するための支援を行うことにより、将来的な定住の推進を含め、地域の活性化と担い手の育成を図る。

【平成16年度】3箇所、4組
【平成17年度】継続実施（地域自立戦略課）

農山村環境創造事業（井手・ため池イベント開催支援事業・農山村ボランティア事務局運営委託事業）

井手、ため池の役割や保全の重要性に関する啓発イベントの開催を支援するとともに、農山村地域の農地、山林、溪流、用排水路、作業道等の保全活動に関するボランティア活動を支える「農山村ボランティア」事務局の運営を

NPO等民間団体へ委託する。

【平成16年度】10地区
【平成17年度】継続実施（地域自立戦略課）

（2）環境にやさしい農業の推進

農薬安全使用推進対策事業

【平成16年度】
農薬の販売業者等への立入検査により、農薬の適正な販売及び使用についての監視と指導を実施した。

立入件数：141件

【平成17年度】継続実施（食の安全推進課）

植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図った。

【平成16年度】12回予報を発表
【平成17年度】継続実施（生産振興課）

環境にやさしい農業総合推進事業

土づくりを基本に農薬や化学肥料に依存しない環境と調和した農業を総合的に推進し、有機農産物、特別栽培農産物といった環境と調和した安全、高品質な農産物の生産を促進した。また、家畜排泄物等の適正な処理により、家畜排泄物に起因する環境問題の防止を図る。

【平成16年度】
「有機農業の明日を語り・食べる会」開催
実証ほの設置（5農業改良普及所）
【平成17年度】継続実施（農政課）

有機農産物等認定業務推進事業

土づくりを基本に農薬や化学肥料に依存しない環境と調和した農業を推進するために、平成16年1月からJAS法に基づく有機農産物等登録認定機関として認定業務を行う。

【平成16年度】
・加工 1件（認定）
・有機農産物・有機農産物加工食品の
小分け 1件（認定）
【平成17年度】継続実施（農政課）

生態系保全型水田整備推進事業

生態系保全に配慮した水田整備の推進モデルとして、専門家等で構成する第三者委員会（10名）からの指導・助言の下に、県営ほ場整備の実施と併せて、生態系保全工法及び生態系保全モニタリング調査を実施する。

【平成16年度】1地区（岩美町）実施
【平成17年度】継続実施（耕地課）

鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

農業農村整備事業の実施にあたって環境への配慮を適切に行うため、専門家等で構成する第三者委員会（常任委員6名、非常任委員数名）を組織し、意見を聴取するための委員会を平成14年度から開催している。

対象地区は新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果をホームページ上で公開している。

【平成16年度】
県営 14地区（鳥取市他）実施
団体営 10地区（鳥取市他）実施
【平成17年度】継続実施
県営 10地区（米子市他）実施
団体営 16地区（鳥取市他）実施（耕地課）

【人と自然とのふれあいの確保】

1 人と自然とのふれあいの推進

(1) 自然公園、自然観察園、野営場、オートキャンプ場等の整備

自然公園等の整備

国立公園大山の魅力を紹介する中核施設として既存の施設を大山自然歴史館として再整備すると共に、県下の自然公園の公衆トイレ、休憩所、登山道などの整備を行い、イメージアップと利便性の向上を図る。

【平成16年度】

大山自然歴史館再整備、毛無山登山道、赤松池公衆トイレ、那岐山避難小屋

【平成17年度】

大山立体駐車場再整備、山陰海岸自然科学館改修、大山登山道、中国自然歩道再整備（公園自然課）

とっとり花回廊管理運営事業

（77ページ参照）（観光課・生産振興課）

とっとり出合いの森管理運営事業

【平成16年度】

人々が気楽に森林とふれあい、幅広く利用できる森林公園「とっとり出合いの森」の管理運営を行った。

【平成17年度】継続実施（林政課）

緑・木とのふれあい体験事業

（76ページ参照）（林政課）

(2) 親水空間の整備

水辺ふれあい空間整備事業

地元市町村と連携して親水護岸整備等の支援により、交流の拠点にふさわしい水辺空間を整備する。

【平成16年度】由良川等

【平成17年度】継続実施（河川課）

水環境整備事業

（63ページ参照）（耕地課）

生態系保全型水田整備推進事業

（74ページ参照）（耕地課）

ため池等整備事業

（63ページ参照）（耕地課）

海岸侵食対策事業

（64ページ参照）（河川課、空港港湾課）

(3) ふれあいの機会の充実

自然体験ファーム事業

子ども達の自立心と生きる力を育成するため、自然体験学習を中心としたプログラムの開発・実施を行う「自然体験ファーム実行委員会」の活動を側面的に支援する。

【平成16年度】

自然体験ファーム実行委員会へ補助

【平成17年度】継続実施（観光課）

県産材活用促進事業

【平成16年度】

「木材の良さ」や「木造住宅」の良さを広くPRするため、森林組合や木材関係団体等が行う講演会や展示会等の普及啓発活動に助成するとともに、木造住宅のコンクールを実施することにより、県産材の需要拡大を図った。

【平成17年度】

同様の内容に、木工芸作家等が「木の文化」を広めて行くための取組（展示会、イベント等）を支援することとともに木造住宅のコンクール及びシンポジウムを開催し県産材の需要拡大を図った。（林政課）

○農山村環境創造事業

<井手・ため池イベント開催支援事業>

井手・ため池の役割や保全の重要性に関する啓発、イベント等の開催を支援する。

【平成16年度】10地区

【平成17年度】継続実施（地域自立戦略課）

自然観察会等の開催（表）

【平成16年度】

大山、山陰海岸及び氷ノ山において、それぞれ大山情報館、山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館“響の森”を拠点として、動物、植物、地形・地質等を観察しながら自然にふれあう自然観察会や登山観察会を開催した。さらに、氷ノ山自然ふれあい館では、草花・木の葉・木の実・木材など自然の素材を使った創作体験教室及び広葉樹の植栽、雪上ハイキングなどの屋外活動を開催した。また、大山自然歴史館では自然観察指導員の養成研修を開催し、65名の準指導員が養成された。

【平成17年度】同様の内容により継続実施

（西部総合事務所・公園自然課）

表 自然観察会・体験創作教室・自然解説指導員養成研修等の平成16年度実績

区分	場所	時期	日数
一般観察会	大山	5・7・8・10月	30日
	山陰海岸	7・8月	7日
	氷ノ山	4～3月	19日
	三朝三徳山	10月31日	1日
	山陰海岸 (網代～西脇)	10月3日	1日
登山観察会	大山	10月31日	1日
	氷ノ山	7～9月	3日
創作体験	氷ノ山	4～3月	116日
野外体験	氷ノ山	4～3月	80日
養成研修	大山自然歴史館	10月～11日	7日



自然観察会の様子

とっとり森林月間の設置（新規）

【平成17年度】

森林環境保全税が施行され森林への関心が高まる中、県民参加の森林づくり活動等を推進するため、「木の日」である10月8日を中心として、「とっとり森林月間」を設置し、森林体験企画等を集中実施する。（林政課）

緑・木とのふれあい体験事業

【平成16年度】

県民総参加による森林(もり)づくりの気運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の「鳥取県植樹祭」の開催や「森林(もり)のめぐみ感謝祭」への支援等森林や緑の大切さを普及啓発した。

【平成17年度】継続実施

（林政課）



枯れ松一掃作業の様子

(4) 都市地域の自然環境の確保

都市公園事業

布勢総合運動公園のスポーツ施設の改修を実施した。

【平成16年度】

陸上競技場の改修・補助競技場の改修

【平成17年度】継続実施

（公園自然課）

港湾環境整備事業

境港昭和地区において、市民に海に面した開放空間を提供するため、緑地の整備を実施した。

【平成16年度】境港昭和地区 A=1.5ha

【平成17年度】継続実施

（空港港湾課）

花と緑のまちづくり推進事業

【平成16年度】

花と緑のフェア実行委員会へ補助をした。
「花と緑のコンクール」及び「花と緑の座談会」を実施した。

【平成17年度】

花と緑のフェア実行委員会へ補助。
「とっとり花と緑のまちづくりコンクール」
及び「公園ルネッサンス事業」の実施。
(公園自然課)

全国ハンギングバスケットコンテスト 助成事業

【平成16年度】

鳥取TMOが行う全国ハンギングバスケットコンテストに対して助成を行い、手作りによる花と緑のまちづくりの普及啓発を行った。

【平成17年度】事業終了 (都市計画課)

とっとり花回廊管理運営事業

全国最大級のフラワーパークとして、県民に花と緑あふれる憩いの場を提供した。

【平成16年度】入園者39万8千人

【平成17年度】継続実施 (観光課・生産振興課)

2 都市と農山漁村の交流の推進

とっとり型体験交流支援事業

地域資源を活用した都市住民との交流に取り組む市町村に対し支援を行う。

【平成16年度】 6町村実施

(東京都武蔵野市家族自然体験受入事業)

【平成17年度】 5町村実施

(東京都武蔵野市家族自然体験受入事業)

(地域自立戦略課)

中山間地域総合整備事業

(73ページ参照) (耕地課)

第二章

平成16年度に講じた施策
平成17年度に講じる施策

第4節 快適な環境・美しい景観の保全と創造

鳥取県は、鳥取砂丘、浦富海岸など特徴的な美しい海岸線や中国地方随一の標高を持つ秀峰大山をはじめ、四季の彩り美しい自然景観や歴史、まちなみなど特色のある歴史的景観、棚田や里山などの農村景観等、美しい景観を有している。これらの美しい景観は、人々の生活に潤いや安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着をはぐくむ県民共通の財産であるとともに、鳥取県を訪れる人々を惹きつける魅力にもなっている。

また本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などのすばらしい文化財がある。これらの優れた地域の景観や歴史的遺産は、自然環境の素晴らしさ、地域の歴史や文化を将来に伝える貴重な役割を果たしている。

潤いと安らぎのある美しい環境を創出するため、こららの自然景観や歴史的・文化的遺産、歴史的な街並みを保全し、個性豊かな県土の醸成が求められている。

【美しい景観の保全と創造】

1 景観形成の総合的推進

景観形成施策の総合的な推進及び自発的な景観形成活動の促進

「鳥取県景観形成条例」を基に、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

ア 大規模行為の届出指導（表）

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為（景観形成地域内の行為を除く。）の届出について、優れた景観の形成を推進するために、景観上の審査、指導を行う。（景観まちづくり課）

イ 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導（表）

景観形成地域における景観阻害物件の撤去・修景などの景観保全対策を推進するとともに、当該地域における建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定行為について、景観上の審査、指導を行う。（景観まちづくり課）

ウ 景観アドバイザーの設置

条例の規定に基づく届出に対して知事が行う指導、その他景観形成の推進について専門的視点から意見を聴くため、景観アドバイザーを設置する。

【平成16年度】15人を配置

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

エ 景観形成地域の景観保全

大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域を重点的に景観阻害物件の撤去・修景等景観保全対策を推進する。

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

オ 景観形成巡視員の配置

特定行為及び大規模行為の確認や無届行為が発見のため、各市町村に景観形成巡視員を配置する。

【平成16年度】29人を配置

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

カ 景観づくり推進員の配置

県土を美しく快適にする活動を全県的に広め、県民運動として展開していくため、各市町村に、地域での景観づくり活動をリーダーとなって推進していく「景観づくり推進員」を配置した。

【平成16年度】181人を配置

【平成17年度】事業終了（景観まちづくり課）

キ 「伝えたいふるさと鳥取の景観」保全・継承事業

21世紀に引き継ぐべき景観として県内100景観を「伝えたいふるさと鳥取の景観」に選定し、広く県民に紹介するとともに、住民等による景観の保全・伝承への取組みを支援する。

1) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」写真コンテスト

【平成16年度】

- ・募集期間：平成16年5月1日～11月30日
- ・審査・表彰：平成16年12月
- ・展示会の開催：平成17年2月～3月

【平成17年度】継続実施

2) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」紹介バスツアー

【平成16年度】

県内東・中・西部で各1回ずつ解説付きで景観を紹介するバスツアーを開催した。

【平成17年度】事業終了

3) 住民の景観保全・継承の取組みに対する支援

【平成16年度】

景観アドバイザーの派遣による指導、情報提供等

【平成17年度】継続実施

(景観まちづくり課)

表 大規模行為の届出指導状況

区分		建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更	工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合計
平成9年度	届出件数	72	27	2	20	3	124
	うち指導件数	12	9	0	1	1	23
平成10年度	届出件数	70	26	2	14	5	117
	うち指導件数	3	5	0	0	1	9
平成11年度	届出件数	48	41	1	13	4	107
	うち指導件数	2	6	0	0	0	8
平成12年度	届出件数	51	52	3	12	2	120
	うち指導件数	7	5	1	0	0	13
平成13年度	届出件数	35	42	0	9	2	88
	うち指導件数	3	2	0	0	0	5
平成14年度	届出件数	25	15	0	7	0	47
	うち指導件数	1	0	0	0	0	1
平成15年度	届出件数	28	56	0	9	2	95
	うち指導件数	1	0	0	0	0	1
平成16年度	届出件数	33	58	0	10	1	102
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0

表 特定行為の届出指導状況

区分		建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更	工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更	木竹の伐採	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合計
平成9年度	届出件数	62	0	17	0	3	4	86
	うち指導件数	2	0	0	0	0	0	2
平成10年度	届出件数	30	1	8	1	3	1	44
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
平成11年度	届出件数	33	0	1	6	0	0	40
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
平成12年度	届出件数	19	0	1	1	3	2	26
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
平成13年度	届出件数	22	2	0	0	3	3	30
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成14年度	届出件数	24	0	1	0	4	0	29
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成15年度	届出件数	27	2	0	0	0	2	31
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	届出件数	21	1	0	0	3	1	26
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0

2 良好な都市・自然・農山村景観の保全と創造

景観まちづくり研修会の開催

景観、まちづくりを主導できる人材の育成を目的に、研修会を実施する。

【平成16年度】

鳥取市山手地区、琴浦町光・大山町所子

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

景観まちづくりフォーラムの開催（新規）

【平成17年度】

平成16年12月の景観法の施行を契機に、景観まちづくりに対する県民の関心を高めることを目的に景観まちづくりフォーラムを開催した。（参加者約150名）

開催日：平成17年5月15日

場所：倉吉市交流プラザ（景観まちづくり課）

都市公園事業

（76ページ参照）（公園自然課）

港湾環境整備事業

（76ページ参照）（空港港湾課）

屋外広告物対策事業

違反物件の除却等を実施した。

【平成16年度】20件処理

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

3 環境美化運動の推進

鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進

【平成16年度】

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の趣旨に沿って、美しく快適な生活環境づくりを推進した。空き缶等が散乱し、又は散乱する恐れがあり、特に環境美化を計画的に進める必要がある地区を「環境美化促進地区」として指定しており、全市町村に最低1か所の促進地区が指定済である。（全59地区）

【平成17年度】継続実施

（循環型社会推進課）

不法投棄防止対策の推進

【平成16年度】

廃棄物適正処理推進指導員による監視、市町村との合同パトロール、監視カメラの設置、各種民間監視員に対する監視活動の協力依頼、廃棄物不当投棄防止月間の設定等の各種策定により、不法投棄防止対策を推進した。

【平成17年度】継続実施

（循環型社会推進課）

海岸漂着物対策の推進

【平成16年度】

市町村が原則として住民の参加・協力を得て、計画的に年4回以上海岸の漂着廃棄物及び海浜地の廃棄物収集、運搬及び処分を行う場合、県が財政的支援を行った。

【平成17年度】継続実施（循環型社会推進課）

鳥取砂丘の一斉清掃

【平成16年度】

鳥取市が中心となり、春と秋の年2回、砂丘の一斉清掃を行った。

【平成17年度】継続実施（文化政策課）

大山の一斉清掃

【平成16年度】

（財）自然公園財団が中心となり、春と秋の年2回、大山の一斉清掃を行った。

【平成17年度】継続実施

（西部総合事務所）

【歴史的、文化的環境の保存と整備】

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存整備事業

【平成16年度】

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことに伴い、倉吉市の保存計画に基づいて行われる保存修理事業等に対し助成を行った。

【平成17年度】継続実施（文化課）

国史跡妻木晩田遺跡整備活用事業

【平成16年度】

「整備活用基本計画」に基づき復元整備、発掘調査を行うとともに遺跡の情報発信を行った。

【平成17年度】継続実施（文化課）

青谷上寺地遺跡保存活用事業

【平成16年度】

遺跡の将来像について検討を行い、「保存整備活用基本構想」を策定した。また、遺跡の範囲・内容を確認するための発掘調査、出土品の保存処理・復元を行うとともに遺跡の情報発信を行った。

【平成17年度】

遺跡の範囲・内容を確認するための発掘調査、出土品の保存処理・復元を行うとともに遺跡の情報発信を行った。

また、国史跡指定に向けて地元の理解を得るための取り組みを行った。(文化課)

地域民俗芸能再生事業

【平成16年度】

民俗芸能の後継者育成に意欲的な子どもの団体に対し、助成及び支援を行い、地域の民俗芸能の保存伝承を図った。

【平成17年度】継続実施 (文化課)

鳥取県近代和風建築総合調査事業

【平成16年度】

県内の近代和風建築の今後の保護対策の基礎資料とするため実態把握のための調査を実施した。

【平成17年度】継続実施 (文化課)

鳥取県中世城館跡保存活用事業

【平成16年度】

鳥取県の中世を語るうえで重要な位置を占める城跡について詳細調査を実施して史跡指定を進めるとともに、県民への普及啓発を図った。

【平成17年度】継続実施 (文化課)

三徳山歴史遺産調査事業

【平成16年度】

鳥取県を代表する貴重な文化財である史跡及び名勝三徳山に関して、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援、助成を行うことにより、世界遺産登録に向けた活動に協力した。

【平成17年度】継続実施 (文化課)

鳥取県近世社寺建築保存活用事業

【平成16年度】

県内に所在する江戸時代の貴重な神社・寺院建築について、詳細な調査を行い、その保護を推進するとともに、積極的な普及啓発を図った。
5社寺8物件の県指定を諮問した。

【平成17年度】

継続実施。2社寺3物件を県指定した。(文化課)

鳥取の名勝庭園調査活用事業

【平成16年度】

県内に所在する名勝庭園について所在等の調査を行い、重要な庭園について保護を図り3庭園の県指定を諮問した。

【平成17年度】継続実施。3庭園を県指定。(文化課)

文化財建造物公開・活用促進事業

【平成16年度】

門脇家住宅他4件の助成・支援を実施した。

【平成17年度】事業終了

→文化財公開・活用支援事業へ (文化課)

文化財公開・活用支援事業(新規)

【平成17年度】

平成16年度、建造物に限って公開・活用について助成及び支援を行ったが、17年度から助成の対象を全ての文化財とし、積極的な公開と活用を支援することで、県民が文化財に親しむ機会をより多くし、普及啓発を図る。

(文化課)

文化財建造物支援事業(新規)

【平成17年度】

市町村指定文化財建造物の修理及び未指定であっても文化財的価値が高く緊急な補修等が必要な建造物の応急修理に対して助成を行い、市町村の建造物指定、文化財建造物の保存に向けた取組を支援する。(文化課)

【環境影響評価の推進】

環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、この制度の適正な運用を図った。

【平成16年度】

・都市計画道路鳥取青谷線準備書に係る知事意見作成

【平成17年度】継続実施

・美保飛行場拡張整備事業 準備書に係る知事意見作成

・大橋川改修事業環境調査計画書(案)に係る知事意見作成

(環境政策課)

【 その他の景観にかかる施策 】

電線共同溝整備事業

快適で災害に強い都市を創るため、「無電柱化推進計画」に基づき、電線等の地中化を進め、都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、歴史的町並みの保全などを図る。

【平成16年度】

平成16年度以降の次期5ヶ年計画である「無電柱化推進計画」を制定した。

また県道皆生西原線（米子市）、県道倉吉青谷線・県道倉吉福本線（倉吉市）で、電線類の地中化を進めた（倉吉青谷線は平成16年度で完成）。

【平成17年度】継続実施

引き続き、県道皆生西原線、県道倉吉福本線の地中化を進める。（道路企画課）

街路区画整備事業

都市機能を維持・向上させ、美しい景観を創るため、街路の区画整備を行う。

【平成16年度】

米子中央線（完成）

【平成17年度】継続実施

上町松並線大工町工区（鳥取市内）

上井羽合線（倉吉市・湯梨浜町内）

（道路建設課）

電線共同溝・街路区画整備の例
（県道宮ノ下十六本松線 鳥取駅南周辺）

整備前



整備後



第二章

平成16年度に講じた施策
平成17年度に講じる施策

第5節 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球環境が危機にさらされており、地球環境の保全は人類共通の課題である。本県は日本海に面し、環日本海諸国の陸域、河川や船舶からの負荷を受けやすい位置にあるため、県内の対策のみならず、国際的な共同取組みを積極的に行う必要がある。このため、地球環境問題に関する県土への影響について研究を推進するとともに、経験と技術を活用しつつ、国や他の地方公共団体、大学等との連携のもと、持続的発展を目指して地球環境問題に取り組む。

【 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減 】

地球温暖化防止推進事業

平成17年2月に発効した京都議定書の目標を達成するためには、事業者、県民及び行政がそれぞれの立場から主体的に取り組むを行うことが必要であるとともに、効果的な取組みの推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要である。

【平成16年度】

- 1) 地球温暖化対策の実践活動の知識と企画力を学ぶための研修会として『エコキャラバン』を開催した。
- 2) 省エネルギー家電を推進するために設立された「鳥取県省エネ家電推進ネットワーク」と連携し、省エネルギー家電推進のポスター及びチラシの作成・配布を行った。
- 3) アイドリングストップ運動を広めるために、アイドリングストップ運動を推進しようとする県民の皆さん(グループ)と連携し、アイドリングストップ運動を呼びかけるとともに、平成17年4月1日施行された「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」(通称：アイドリングストップ条例)の周知のためのポスター及びチラシの作成・配布を行った。

【平成17年度】

- 1) アイドリングストップ運動を県民運動として定着させるため、アイドリングストップ運動を推進しようとする県民の皆さん(グループ)と連携し、キャンペーンを実施する。
- 2) 民生部門(家庭・業務)における二酸化炭素排出量の削減を図るため、身近で具体的な次の取り組みを実施する。

- ・省エネルギー家電推進事業
省エネルギー家電・省エネルギー運動の普及啓発に要する経費を補助する。
- ・CO₂トライアスロンモデル事業
電気・ガス・水道の対前年削減量に応じてエコポイントを配布し、獲得したエコポイントをバスの利用券に引き換えることができるという取り組みを鳥取市においてモデル事業として実施
(環境政策課)

フロン回収対策の推進

【平成16年度】

登録事業者をホームページに掲載するとともに、法の周知徹底を図るため事業者、県民に対しパンフレットの配布など広報を行った。

【平成17年度】継続実施

(循環型社会推進課)

紫外線調査

【平成16年度】

鳥取保健所において地上での紫外線量の調査を行った。

【平成17年度】継続実施

(環境政策課)

パークアンドライド事業の推進

(61ページ参照)(交通政策課)

ノーマイカーデー運動の推進

(61ページ参照)(交通政策課)



駐車時等エンジン停止の推進事業所及び宣言者について

鳥取県では、ストップ地球温暖化！に向けた行動の一つとして、アイドリングストップ条例を施行しました（正式名称「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」平成17年4月1日施行）。

この条例には、アイドリングストップに積極的に取り組んでいただける企業、法人等をアイドリングストップ推進事業所（正式名称「駐車時等エンジン停止推進事業所」）として、個人、住民団体等をアイドリングストップ宣言者（正式名称「駐車時等エンジン停止宣言者」）として認証する制度があります。

駐車時等エンジン停止推進事業所及び宣言者の認証状況は次のとおりです。

○駐車時等エンジン停止推進事業所

H18.02.20 現在認証状況
42社・法人（総従業員数 約5,800人）

○駐車時等エンジン停止推進宣言者

H18.02.20 現在認証状況 2,532人



米子南高 環境活動イメージキャラクター アス子さん

承認を受けた「駐車時等エンジン停止推進事業所」 平成18年2月20日時点

認証番号	認証日	申請者	住所	認証番号	認証日	申請者	住所
1	H17.5.9	株式会社 井木組	琴浦町赤碕	22	H17.9.22	株式会社上田包装企業	米子市東福原
2	H17.5.9	有限会社 赤碕清掃	琴浦町赤碕	23	H17.9.22	サンイン技術コンサルタント株式会社	米子市昭和町
3	H17.5.9	やまこ建設株式会社	鳥取市南隈	24	H17.9.22	株式会社吉備総合電設	鳥取市田園町
4	H17.5.9	用瀬電機株式会社	鳥取市用瀬町	25	H17.9.22	有限会社エコーシステムクリエイター	鳥取市千代水
5	H17.5.9	株式会社 山陰合同銀行 鳥取県庁支店	鳥取市東町	26	H17.10.21	湯梨浜町	湯梨浜町久留
6	H17.5.9	株式会社 ミツカシヤン	鳥取市商栄町	27	H17.10.21	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	鳥取市青葉町
7	H17.5.9	株式会社 山陰合同銀行 鳥取営業本部	鳥取市栄町	28	H17.10.21	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会	米子市上福原
8	H17.7.4	鳥取県生活協同組合	鳥取市若吉	29	H17.10.21	協同組合鳥取卸センター	鳥取市商栄町
9	H17.7.4	大成産業株式会社	倉吉市清谷町	30	H17.10.21	日立金属株式会社鳥取工場	鳥取市商栄町
10	H17.7.4	有限会社 山崎商会	倉吉市旭田町	31	H17.10.21	株式会社とりでん	鳥取市千代水
11	H17.7.4	財団法人 鳥取県交通安全協会 事務局	鳥取市東町	32	H17.10.21	米子機工株式会社	米子市夜見町
12	H17.7.4	株式会社 尾崎設計事務所	倉吉市東昭和町	33	H17.11.18	晃進建設有限会社	北栄町国坂
13	H17.7.5	千代三洋工業株式会社	鳥取市晩福	34	H17.12.10	有限会社トクオカプラント	米子市夜見町
14	H17.7.11	有限会社田守組	米子市八幡	35	H17.12.10	総合印刷出版株式会社	鳥取市西町
15	H17.7.11	有限会社高野組	琴浦町赤碕	36	H18.2.3	中国日産ディーゼル株式会社 米子支店	米子市尾高
16	H17.7.11	有限会社アシスト警備保障	米子市八幡	37	H18.2.3	西村建設株式会社	三朝町大瀬
17	H17.7.11	有限会社中田組	八頭町久能寺	38	H18.2.3	株式会社タナカ	南部町阿賀
18	H17.8.16	株式会社アオキ建設	倉吉市関金町	39	H18.2.3	西日本環境設備株式会社	鳥取市千代水
19	H17.8.16	株式会社中海テレビ放送	米子市河崎	40	H18.2.20	鳥取県自動車整備振興会東部支部	鳥取市丸山町
20	H17.9.22	有限会社戸信商店	鳥取市緑ヶ丘	41	H18.2.20	鳥取県自動車整備振興会中部支部	倉吉市清谷
21	H17.9.22	株式会社富士ウエルディング	日吉津村日吉津	42	H18.2.20	鳥取県自動車整備振興会西部支部	米子市東福原

【 自然エネルギーの導入 】

太陽光発電システムの普及

【平成16年度】

- 住宅に太陽光発電システムを設置する個人に助成を行う市町村に対する補助を行った。
- 県営住宅（鳥取市行徳）への太陽光発電システムの設置（4.8kW）を行った。

【平成17年度】(1)のみ継続（環境政策課）

風力発電システムの普及

【平成16年度】

- 風況調査を実施する市町村に対する補助を行った。
- 風力発電事業を行う市町村に対し借り入れる起債の償還利子補給補助を行った。

（環境政策課）

- 千代川河口右岸（鳥取市浜坂）において、風

力発電開発検討のための風況観測を行った。
4) 鳥取放牧場において風力発電所の建設に着手した。
(企業局工務課)

【平成17年度】

- 1)、2)は継続 (環境政策課)
3)は終了、4)は平成17年12月運用開始
(企業局工務課)

木質バイオマス利用の普及(新規)

【平成17年度】

- 1) ペレットストーブを設置する個人に助成を行う市町村に対して補助を行う。
(環境政策課)
2) 県庁県民室や中部・西部・日野総合事務所の県民局にペレットストーブを設置する。
(管財課)
3) 智頭農林高校の実習で排出される木くずからペレットを製造し、ペレットストーブの燃料にする。
(教育環境課)
4) 鳥取中央育英高校の屋上の一部を緑化整備する。
(教育環境課)

自然エネルギー導入促進事業

【平成16年度】

県営住宅三柳団地、東浜団地の駐車場に太陽光発電外灯の設置を設計

【平成17年度】前年度設計分の実施

(住宅政策課)

自然エネルギー推進プロジェクトの取組

【平成16年度】

今後4年間(平成15～18年度)で、太陽光・風力などの自然エネルギー3万kWの導入を目指し、その目標達成に向けて推進会議を2回開催した他、各ワーキンググループで次の取組みを行った。

1) 地域自立型自然エネルギー導入モデル事業支援WG

・岩美町支援WG: 生ゴミなどのエネルギー利用

・智頭町支援WG: 製材所からの廃材等のエネルギー利用

・佐治村支援WG: くず梨などのバイオマスエネルギー利用

・大山町支援WG: 雪氷を使ったエネルギー利用

・日南町支援WG: 製材所から出る廃材等のエネルギー利用、中小水力発電の導入

2) 公共施設導入WG: 県有施設、学校、県営住宅等への自然エネルギーの導入

3) 風力発電事業化調査WG: 県内の中小水力発電の可能性を調査

4) 中小水力発電事業化調査WG: 県内の可能性を調査

5) 木質バイオマス導入WG

ペレットを中心とした県内普及に向けた取組み

【平成17年度】

推進会議は継続開催する。1)の岩美町、智頭町、日南町分、2)、3)、4)、5)は継続、1)の佐治村分、大山町分は前年度で事業終了

(環境政策課)

【酸性雨、黄砂防止対策の推進】

地球環境汚染物質等調査(酸性雨調査)

【平成16年度】

県下4地点で湿性沈着(降水)、及び乾性沈着(ガス状物質等)について、調査を実施した。また、国の委託を受けて酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査を大山において実施した。

【平成17年度】継続実施

(環境政策課)

黄砂に関する江原道との共同研究(新規)

【平成17年度】

黄砂について発生源調査・成分調査・生態影響調査を行う。

(53ページ参照)(衛生環境研究所)

【国際連携の推進】

鳥取県・江原道環境衛生学会の開催

両地域の学術交流の推進と施策への反映のため、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究院の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会し、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議を行う。

【平成16年度】

日 時：平成16年10月5日(火)

午後1時30分から5時

場 所：江原道保健環境研究院

参加者：約80名

環境衛生学会終了後、両国共同関心事項について意見交換を行い、平成17年度から黄砂の大気環境影響に関する研究について共同で取り組むこととなった。

【平成17年度】継続実施（衛生環境研究所）

鳥取県・江原道子ども環境交流事業

鳥取県と江原道の子どもたち（小学生）が、活動発表・意見交換会をはじめとした環境保全及び環境学習活動の交流を交互に訪問して行う。

【平成16年度】

日韓子ども環境サミット

日 時：7月28日（水）

場 所：江原道春川市サンチョン初等学校

参加者：鳥取県子ども10名・江原道子ども20名

その他江原道環境関連施設の見学等

7月26日～29日（4日間）訪韓

（環境政策課）



日韓子ども環境サミット（韓国江原道にて）

第二章

平成16年度に講じた施策
平成17年度に講じる施策

第6節 共通的・基盤的施策の推進

【社会経済・交通の状況等】

公営住宅ストック総合改善事業（新規）
【平成17年度】

老朽化した県営住宅ストックについて、改善事業による更新で建物を長寿命化し、建設に伴う環境負荷とライフサイクルコストの低減を図る。

（住宅政策課）

パークアンドライド事業の推進

（61ページ参照）（交通政策課）

ノーマイカーデー運動の推進

（61ページ参照）（交通政策課）

【公害紛争処理】

苦情相談窓口の設置

公害等調整委員会により毎年全国規模で行われており、県内でも、各市町村に設置された苦情相談窓口および各保健所において対応した公害に関する苦情について、種類・場所・発生時期等について全件とりまとめている。

【平成16年度】

鳥取県内分相談件数 383件
（前年度比 +12.3%（42件増））
内訳〔典型7公害 300件、
典型7公害以外 83件〕

典型7公害のうち、件数が最も多かったもの（106件）、および、増減が最も大きかった公害（54件増）は、ともに『水質汚濁』であった。

【平成17年度】継続実施（環境政策課）

公害紛争処理制度

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等の行うための制度であり、鳥取県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を委嘱している。公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれないとき等の対応にあたる。

【平成16年度】

公害審査委員候補者15名

【平成17年度】

公害審査委員候補者13名（環境政策課）

表 苦情相談窓口設置箇所

保健所名	担当課	電話
鳥取保健所	生活環境課 環境衛生・廃棄物対策班	0857-22-5721
米子保健所	生活環境課 環境衛生・廃棄物対策班	0859-31-9307
倉吉保健所	生活環境課 環境衛生・廃棄物対策班	0858-23-3148
日野保健所	保健衛生課衛生係	0859-72-2039

資料1 鳥取県環境行政史表

西暦	年号	鳥取県の動向	西暦	年号	国の動向
			1897	明30	足尾銅山鉍毒事件
1953	昭28	鳥取市公共下水道事業着手			
1955	昭30	小鴨鉍山で日本最初のウラン鉍床発見 人形峠でウラン鉍発見	1956	昭31	水俣病第1号患者の発生報告
1956	昭31	美保基地拡張反対同盟結成	1960	昭35	四日市ぜんそく問題表面化
1964	昭39	中海干拓の島根・鳥取両県協定成立	1962	昭37	「沈黙の春」(レイチェル・カーソン著)
1965	昭40	鳥取市本町で水準点測定実施(～45年)	1965	昭40	新潟水俣病の問題表面化
1966	昭41	中海地区新産業都市に指定 三洋電機鳥取進出決定			
1967	昭42	鳥取空港開港、鳥取・東京間航空路開設	1967	昭42	公害対策基本法制定
1968	昭43	日野川工業用水道完成	1968	昭43	騒音規制法制定 イタイイタイ病原因報告
1969	昭44	「鳥取県公害防止条例」制定 鳥取県公害対策審議会設置			
1970	昭45	米子市公共下水道事業(内浜処理場)着手 県庁厚生部に公害係を設置、9月に環境 保全係として新設	1970	昭45	「第64回国会」にて公害関連14法案制 定(改正)
1971	昭46	厚生部に自然保護を新設 岩美鉍山、百谷鉍山閉山	1971	昭46	環境庁設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」、「悪臭防止法」制定
1972	昭47	「鳥取県の自然と生活環境」発刊	1972	昭47	「自然環境保全法」制定
1973	昭48	「鳥取県自然環境保全条例」制定 天神川流域下水道事業着手	1973	昭48	「化学物質の審査及び製造等の規制に 関する法律」制定、第1次オイルショック
1975	昭50	「第1次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定	1975	昭50	「複合汚染」有吉佐和子著 豊島産廃問題発生
1976	昭51	美保基地滑走路使用に地元同意	1976	昭51	「振動規制法」制定
1977	昭52	米子旗ヶ崎工業用地造成完成 「鳥取県し尿浄化槽指導要綱」策定	1978	昭53	第2次オイルショック
1978	昭53	本年から「鳥取県の環境白書」となる。			
1982	昭57	「第2次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定			
1983	昭58	「中海水質管理計画」策定			
1985	昭60	「全国名水百選」に天の真名井(淀江町) が選ばれる	1984	昭59	「湖沼水質保全特別措置法」制定
1987	昭62	公害防除特別土地改良事業着手 (小田川流域)	1987	昭62	総合保養地域整備法(リゾート法)制定
1988	昭63	ウラン残土問題表面化	1988	昭63	「オゾン層保護法」制定
1990	平2	「中海に係る湖沼水質保全計画」策定	1990	平2	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に 関する法律」制定
1991	平3	「湖山池水質管理計画」策定 「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」策定			
			1991	平3	「地球温暖化防止行動計画」策定
1992	平4	「第3次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 中海の県境決定、全県公園化推進本部発足	1992	平4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律」制定
1993	平5	「鳥取県景観形成条例」策定	1993	平5	「環境基本法」制定
1994	平6	「中海に係る第2期湖沼水質保全計画」策定 「財団法人鳥取県環境管理事業センター」 発足、全県公園化週間実施	1994	平6	「環境にやさしい企業行動指針」策定
			1995	平7	「環境基本計画」策定 「容器包装リサイクル法」制定
1996	平8	「鳥取県環境の保全及び創造に関する条例」制定 米子・境港市長、中海干拓に反対を表明 「鳥取県環境の美化の促進に関する条例」 制定、美保空港滑走路2,000m延長			
1997	平9	「第4次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 「とっとりアジェンダ21」策定 「環日本海圏地方政府環境分野学術研究 者会議」開催	1997	平9	「環境影響評価法」制定 地球温暖化防止京都会議開催

1998	平10	「鳥取県環境影響評価条例」制定	1998	平10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 「家電リサイクル法」制定
1999	平11	「環境にやさしい県庁率先行動計画」策定 「鳥取県環境基本計画」策定 「鳥取県地球温暖化防止推進計画」策定 鳥取環境大学設立認可 片山知事「ISO14001 認証取得」宣言	1999	平11	「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」公表 「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
2000	平12	「鳥取県循環型社会推進本部」設立 「環日本海こども環境サミット」開催 「鳥取県庁知事部局 ISO14001 認証取得」	2000	平12	「容器包装リサイクル法」全面施行 「グリーン購入法」公布 「環境省」発足 「グリーン購入基本方針」閣議決定 「第1回21世紀環の国づくり会議」開催
2001	平13	「鳥取環境大学」開学 「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」施行 「鳥取県廃棄物処理計画」策定 「鳥取県グリーン購入基本方針」策定 「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」制定 「TEAS」創設 「湖山池水質管理計画(第2期)」策定 「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」策定	2001	平13	環境省発足「家電リサイクル法」施行 「グリーン購入法」全面施行 「食品リサイクル法」施行 「建設リサイクル法」一部施行 「フロン回収破壊法」公布、一部施行 「PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法」公布、一部施行 「土壌汚染対策法案」閣議決定 「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定
2002	平14	「鳥取県衛生環境研究所」開所 「鳥取県産業廃棄物処分場税」制定 「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」施行	2002	平14	「PRTR 法」施行 「土壌汚染対策法」公布 「建設リサイクル法」全面施行 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布、一部施行 「自動車リサイクル法」公布 「フロン回収破壊法」全面施行 「土壌汚染対策法」施行
2003	平15	「鳥取県産業廃棄物処分場税」導入 「森林環境保全税」公表・「県税条例」可決	2003	平15	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行
2004	平16	米子市でエコアジア(アジア太平洋環境会議)2004 開催 「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」制定 「鳥取県環境基本計画」の改定	2004	平16	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布・一部施行 「自動車リサイクル法」が全面施行
2005	平17	とっとり環境ネットワークが発足 「鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整などに関する条例」施行 「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」施行 中海がラムサール条約登録を受ける	2005	平17	H17.2.16 京都議定書発効予定 「アスベスト新法」成立

資料2 市町村等のアジェンダなど策定状況

平成17年11月1日現在

団体名	環境基本条例制定状況		環境基本計画策定状況		ローカルアジェンダ策定状況		率先行動計画 (実行計画)		ISO環境マネジメントシステム認証	グリーン購入制度	
	名称	制定年月日	名称	策定年月	名称	策定年月	有無	策定年月	認証年月日	有無	策定年月
		最終改正年月日									
鳥取県	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例	H8.10.8 H13.7.6	鳥取県環境基本計画	H17.2	とっとりアジェンダ21 鳥取県地球温暖化防止推進計画 地球温暖化防止に向けたアクションプログラム	H9.2 H11.3 H14.3		H17.2	H12.12.22		H13.7
鳥取市			(平成18年度策定予定)		アジェンダ21鳥取市(合併後の全域に適用拡大) 地球温暖化対策実行計画(#)	H10.3 H13.3		H13.3	H14.12.16 (H17年度更新時に全域に拡大予定)		H14.4
米子市	米子市環境基本条例 (合併に合わせて改正)	H14.10.1 H17.3.31			アジェンダ21よなご (合併後の全域に適用拡大)	H11.11		H13.7	H16.12.8 (旧米子市部分)		H14.3
倉吉市	倉吉市環境基本条例	H12.3.31 (改正なし)	倉吉市環境基本計画 (全域に拡大。総合計画 策定後見直し予定)	H17.1			(合併に伴いH18新 計画策定予定)	H14.8	H16.3.10	(ISO環境マネジメントシステムで グリーン購入実施をうたう)	
境港市	境港市環境基本条例	H10.6.19 (改正なし)	境港市環境基本計画	H14.3			(H17年度改定予定)	H12.3			H14.4
岩美町								H13.3	H15.8.7		H15.4
八頭町									H13.12.27 (旧郡家町)	(旧郡家町)	H13.12
若桜町								H16.3			
智頭町			智頭町環境基本計画	H14.3				H14.4			
湯梨浜町											
三朝町					(平成17年に地球温暖化防止推進計画を 策定予定)			H成16年度 策定予定	H16.2.25		H16.2
北栄町	(旧大栄町、旧北条町のとおり。 H17年度に制定を検討)										
琴浦町								合併後の新計 画を検討中	(H18.3)		
南部町	南部町環境基本条例	H16.12.15(改正なし)							H13.12.21		H13.6
伯耆町								旧岸本町H15.3 旧溝口町H13.9		(旧岸本町の み)	H15.3
日吉津村								H13.9			
大山町							(旧中山町・旧大山町のみ)	H14.3	H15.3.20 (旧名和町部分のみ)	(ISO環境マネジメントシステムでグ リーン購入実施をうたう)	
日南町								H14.5	H15.3.18		H14.12
日野町								H14.3			
江府町								H13.9			

「アジェンダなど」：環境基本条例、環境基本計画、ローカルアジェンダ（地球温暖化対策推進大綱的なもの含む）、率先行動計画（地球温暖化対策推進法に定める実行計画）、ISO14001 環境マネジメントシステム認証
なお、広域連合・一部事務組合はこの表から除いた。

資料3 県内企業 ISO14001 取得状況

平成17年12月31日現在

	企業名	所在地	認証取得日	備考
1	オムロン倉吉(株)	倉吉市	平成9年9月29日	
2	松下電器産業(株) モーター社 ナショナルマイクロモーター(株)	米子市	平成9年12月19日	
3	三洋エプソンイメージングデバイス(株) 鳥取事業所	鳥取市	平成9年12月22日	
4	リコーマイクロエレクトロニクス(株)	鳥取市	平成10年2月6日	
5	テガ三洋工業(株)	鳥取市	平成10年2月16日	
6	三洋エナジー鳥取(株)	岩美町	平成10年2月24日	
7	日立金属(株) 鳥取工場	鳥取市	平成10年9月24日	
8	日本圧着端子製造(株) 西倉吉工場	倉吉市	平成10年12月9日	
9	因幡環境整備株式会社	智頭町	平成10年12月25日	
10	コクヨ事務用品工業(株) 鳥取工場	鳥取市	平成11年2月26日	
11	鳥取電機製造(株)	鳥取市	平成11年3月10日	
12	王子製紙(株) 米子工場	米子市	平成11年10月22日	
13	鳥取旭工業(株)	鳥取市	平成12年2月23日	
14	(株) アサヒメッキ鳥取工場	鳥取市	平成12年2月23日	
15	鳥取県金属熱処理協業組合	米子市	平成12年3月24日	
16	日本電産(株) 鳥取技術開発センター	伯耆町	平成12年5月12日	
17	(株) タカラ化成	鳥取市	平成12年9月27日	
18	鳥取オンキョー(株)	倉吉市	平成12年12月25日	
19	鳥取三洋電機(株) フォトニクスビジネスユニット	鳥取市	平成13年1月24日	
20	ダイヤモンド電機(株)	鳥取市	平成13年1月26日	
21	美保テクノス(株)	米子市	平成13年2月23日	
22	富士通ディスプレイテクノロジー(株) 米子テクノロジーセンター	米子市	平成13年2月28日	
23	(株) さんれいフーズ	米子市	平成13年3月2日	
24	セキスイハイム中国(株)	米子市	平成13年10月1日	
25	日段(株)	鳥取市	平成13年11月30日	
26	大村塗料(株)	鳥取市	平成13年12月7日	
27	(株) ケーオウエイ、(株) ケーオウエイ情報通信	米子市	平成13年12月12日	
28	(株) 明治製作所	倉吉市	平成13年12月21日	
29	日本セラミック(株)	鳥取市	平成14年1月18日	
30	やまこう建設(株)	鳥取市	平成14年2月1日	
31	(株) クラエー	倉吉市	平成14年3月22日	
32	石田紙器(株)	倉吉市	平成14年5月31日	
33	日立フェライト電子(株)	鳥取市	平成14年8月21日	
34	鳥取ガス(株) LNGサテライト基地	鳥取市	平成14年8月23日	
35	(株) ケイズ	米子市	平成14年8月30日	
36	小河自動車グループ	八頭町	平成14年9月13日	
37	ユタカ自動車(株)	鳥取市	平成14年9月13日	
38	カネックス(株)	米子市	平成14年12月18日	
39	(株) モリックスジャパン	鳥取市	平成14年12月24日	
40	倉吉資源リサイクル事業協同組合	倉吉市	平成15年2月21日	
41	学校法人鳥取環境大学	鳥取市	平成15年2月26日	
42	サンイン技術コンサルタント(株)	米子市	平成15年3月14日	
43	(株) フィディア	米子市	平成15年3月14日	
44	(株) 長谷川紙工社	鳥取市	平成15年3月25日	
45	鳥取県生活協同組合	鳥取市	平成15年3月26日	
46	(株) 一宮電機 若桜工場	若桜町	平成15年4月18日	
47	(株) 愛進堂	鳥取市	平成15年5月12日	
48	(有) キョウエイ	鳥取市	平成15年6月24日	
49	(株) 田中製作所	鳥取市	平成15年7月11日	
50	(有) 福井事務機	米子市	平成15年7月11日	
51	(有) 東和	琴浦町	平成15年7月23日	
52	(株) 衣笠商会	倉吉市	平成15年8月8日	
53	(株) 日新	境港市	平成15年9月19日	
54	(有) 吉木組	米子市	平成15年10月22日	
55	(株) テクニカル・クリーン	米子市	平成15年11月14日	
56	旭産業(株) 溝口工場	伯耆町	平成15年12月19日	
57	廣栄工業(株)	岩美町	平成15年12月23日	
58	(株) 牧浦商店	鳥取市	平成16年2月25日	
59	日立金属(株) FM工場	鳥取市	平成16年3月12日	
60	山陰酸素工業(株)	米子市	平成16年3月19日	
61	中山精工株式会社	倉吉市	平成16年3月19日	
62	鳥取部品(株)	琴浦町	平成16年3月26日	
63	友田セーリング(株)	境港市	平成16年4月19日	
64	三和段ボール(株)	倉吉市	平成16年4月21日	
65	(株) 名和米子工場	大山町	平成16年4月21日	
66	東陽電気(株)	琴浦町	平成16年6月14日	
67	(有) 海老田金属	米子市	平成16年7月9日	
68	(株) 尾崎プレス工業所	鳥取市	平成16年7月12日	
69	(株) 三立	鳥取市	平成16年7月12日	
70	山本金属工業(株)	米子市	平成16年8月23日	

	企業名	所在地	認証取得日	備考
71	太洋住研ホーロー (株)	鳥取市	平成16年8月27日	
72	(有) 山根土木	米子市	平成16年8月27日	
73	鳥取県西部再生資源事業協同組合	伯耆町	平成16年9月17日	
74	(株) エイチアールディ	鳥取市	平成16年9月22日	
75	(有) 大成商事	米子市	平成16年10月1日	
76	(有) 西川商会	鳥取市	平成16年10月22日	
77	(有) 赤碕清掃	琴浦町	平成16年10月22日	
78	イナバコム (株)	鳥取市	平成16年10月26日	
79	トミタ電機 (株)	鳥取市	平成16年11月5日	
80	(有) 東部資源リサイクル	鳥取市	平成16年11月12日	
81	みつわ環境開発 (株)	米子市	平成16年12月10日	
82	(有) 松井商店	倉吉市	平成16年12月13日	
83	(株) 杉本建設	琴浦町	平成16年12月20日	
84	坂口設備工業 (株)	鳥取市	平成17年2月25日	
85	倉吉環境事業有限公司	倉吉市	平成17年3月14日	
86	(株) シンセイ	米子市	平成17年3月16日	
87	アイエム電子 (株)	鳥取市	平成17年4月15日	
88	気高電機 (株)	鳥取市	平成17年5月27日	
89	イワタ建設 (株)	米子市	平成17年6月14日	
90	鳥取電業 (株)	鳥取市	平成17年5月13日	
91	(株) 寺方工作所	北栄町	平成17年5月23日	
92	千代電子工業 (株)	智頭町	平成17年8月8日	
93	日本電産マシナリー	鳥取市	平成17年9月11日	
94	(株) 勝原製作所	鳥取市	平成17年10月28日	
95	日本ライツ (株)	鳥取市	平成17年11月25日	
96	三光 (株)	境港市	平成17年12月2日	
97	あおやサイエンス (株)	鳥取市	平成17年12月6日	
98	(株) アオキ建設	倉吉市	平成17年12月9日	
99	(株) アベックス	北栄町	平成17年12月16日	
100	中国電力 (株) 倉吉電力所他	倉吉市	平成17年12月19日	
101	キンキ製造 (株)	鳥取市	平成17年12月22日	
102	鳥取県庁	鳥取市	平成12年12月22日	
103	南部町役場 (法勝寺庁舎)	南部町	平成13年12月21日	
104	郡家町役場	八頭町	平成13年12月27日	
105	鳥取市役所	鳥取市	平成14年12月16日	
106	日南町役場	日南町	平成15年3月18日	
107	名和町役場	大山町	平成15年3月20日	
108	岩美町役場	岩美町	平成15年8月7日	
109	鳥取県産業技術センター	鳥取市	平成15年12月19日	
110	北条町役場	北栄町	平成16年1月23日	
111	鳥取県衛生環境研究所	湯梨浜町	平成16年2月20日	
112	三朝町役場	三朝町	平成16年2月25日	
113	倉吉市役所	倉吉市	平成16年3月10日	
114	米子市役所	米子市	平成17年12月8日	
115	三洋電機グループ ・鳥取三洋電機 (株) 経営企画ユニット ・マルチメディアBU ・カーマルチメディアBU ・鳥三Bサービス・ホームアプライアンスBU (グループ企業傘下で活動)	鳥取市	平成9年12月24日	H16年 三洋電機グループ マルチサイト化
116	鳥取日本電産 (株)	鳥取市	平成10年10月2日	統廃合による取下
117	(株) 一条工務店山陰	鳥取市	平成12年3月27日	H15未更新による取下
118	大宝テック (株)	鳥取市	平成12年10月13日	H15本社マルチサイト化
119	安泰ニット (株)	日野町	平成14年9月4日	H15本社マルチサイト化
120	(株) ソイル工学	鳥取市	平成15年1月21日	H17未更新による取下

※マルチサイト方式で取得した事業所

	企業名	所在地	認証取得日	備考
1	鳥取ワシントンホテルプラザ (ワシントンホテル (株))	鳥取市	平成11年6月18日	
2	イオン (株) (ジャスコ鳥取店、津ノ井店、鳥取北店、日吉津店)	鳥取市	平成12年6月28日	
3	大宝関西 (株) 鳥取工場	鳥取市	平成12年10月13日	
4	鳥取グリコ (株) (江崎グリコ (株))	南部町	平成12年12月1日	
5	エヌエス環境 (株) 中国支社 山陰営業所	鳥取市	平成13年10月5日	
6	安泰ニット (株)	日野町	平成14年9月4日	

※主たる事業所 (本社) が他都道府県に所在し、支店を含めて一括取得している方式で把握分
(鳥取県環境推進企業協議会会員のみ記載)

資料4 鳥取県版環境管理システム（TEAS）登録状況

種規格

	名称	所在地	初回登録日
1	(株)モリックスジャパン	鳥取市	平成14年3月18日
2	(株)愛進堂	鳥取市	平成14年3月18日
3	(株)エナテクス	北栄町	平成14年3月18日
4	(株)鳥取再資源化研究所	北栄町	平成15年2月13日
5	馬野建設(株)	琴浦町 倉吉市	平成15年2月13日
6	サイトコンサルタント(株)	鳥取市	平成15年2月13日
7	老人保健施設ふたば	鳥取市	平成15年12月22日

	名称	所在地	初回登録日
8	(有)松本建設	大山町	平成16年3月12日
9	鳥取県商工会連合会	鳥取市	平成16年3月12日
10	(有)笠井環境衛生社	米子市	平成16年3月24日
11	(財)鳥取県産業振興機構	鳥取市	平成17年3月17日
12	(株)ヨネザワ	鳥取市	平成17年3月31日
13	中一建設(株)	若桜町	平成17年12月9日

種規格

	名称	所在地	初回登録日
1	中海工業(株)	倉吉市	平成15年2月13日
2	(株)栄進工業	湯梨浜町	平成15年2月13日
3	石田工業(株)	倉吉市	平成15年2月13日
4	鳥取県立米子南高等学校	米子市	平成15年7月18日
5	(株)栄和工機	北栄町	平成16年1月6日
6	(有)八幡建設	湯梨浜町	平成16年3月24日

	名称	所在地	初回登録日
7	独立行政法人 雇用・能力開発機構	鳥取市	平成16年3月24日
8	鳥取職業能力開発 促進センター	鳥取市	平成17年9月27日
9	しいたけ会館 対翠閣	鳥取市	平成17年9月30日
10	鳥取県立鳥取工業高等学校	倉吉市	平成17年9月30日
11	早田設備(株)	倉吉市	平成17年9月30日

種規格(家庭・地域)

	名称	所在地	初回登録日
1	Y家	境港市	平成15年2月13日
2	S家	米子市	平成15年2月13日
3	N家	八頭町	平成15年6月6日

	名称	所在地	初回登録日
4	陰田住宅自治会	米子市	平成15年9月2日
5	K家	鳥取市	平成17年7月20日
6	あおぞら児童クラブ	鳥取市	平成17年7月20日

種規格(学校)

	名称	所在地	初回登録日
1	八頭町立郡家東小学校	八頭町	平成15年2月13日
2	米子市立河崎小学校	米子市	平成15年2月13日
3	三朝町立東小学校	三朝町	平成15年2月13日
4	三朝町立西小学校	三朝町	平成15年2月13日
5	米子市立尚徳中学校	米子市	平成15年2月13日
6	大山町立庄内小学校	大山町	平成15年12月22日
7	日南町立大宮小学校	日南町	平成15年12月22日
8	日南町立阿昆縁小学校	日南町	平成15年12月22日
9	日南町立日野上小学校	日南町	平成15年12月22日
10	日南町立山上小学校	日南町	平成15年12月22日
11	日南町立多里小学校	日南町	平成15年12月22日
12	日南町立福栄小学校	日南町	平成15年12月22日
13	日南町立石見東小学校	日南町	平成15年12月22日
14	日南町立石見西小学校	日南町	平成15年12月22日

	名称	所在地	初回登録日
15	日南町立日南中学校	日南町	平成15年12月22日
16	大山町立光徳小学校	大山町	平成16年3月3日
17	大山町立名和中学校	大山町	平成16年3月5日
18	岩美町立岩美西小学校	岩美町	平成16年3月5日
19	岩美町立岩美北小学校	岩美町	平成16年3月5日
20	米子市立湊山中学校	米子市	平成16年3月5日
21	岩美町立岩美南小学校	岩美町	平成16年3月12日
22	岩美町立岩美中学校	岩美町	平成16年3月12日
23	大山町立名和小学校	大山町	平成16年3月12日
24	三朝町立南小学校	三朝町	平成16年3月24日
25	三朝町立三朝中学校	三朝町	平成16年3月24日
26	南部町立西伯小学校	南部町	平成17年2月14日
27	北栄町立北条小学校	北栄町	平成17年3月29日
28	北栄町立北条中学校	北栄町	平成17年3月29日

種規格(小規模事業所)

	名称	所在地	初回登録日
1	障害者自立支援作業所 げんき工房	北栄町	平成16年3月3日
2	生山クリーニング	日南町	平成16年3月24日
3	ウェブ美容室	米子市	平成16年3月24日
4	ヤングドライ	鳥取市	平成16年3月24日
5	ルミ美容室	鳥取市	平成16年3月24日
6	ヘア&エステ ボヌール	鳥取市	平成16年3月24日
7	花美容室	鳥取市	平成16年3月24日
8	国際観光旅館しいたけ会館 対翠閣	鳥取市	平成16年3月24日
9	(財)鳥取県 生活衛生営業指導センター	鳥取市	平成16年3月24日
10	ビューティーサロン山田	鳥取市	平成16年3月24日
11	やすこ美容室	鳥取市	平成16年3月24日
12	しもむら美容室	鳥取市	平成16年3月24日

	名称	所在地	初回登録日
13	TOTAL BEAUTY SPACE げんきはうす	倉吉市	平成16年3月24日
14	ハマモト美容室	湯梨浜町	平成16年3月24日
15	割烹 喜太亭 万よし	倉吉市	平成16年3月24日
16	味佳	倉吉市	平成16年3月24日
17	ホテルモナーク鳥取	鳥取市	平成16年3月24日
18	有限会社鴨河クリーニング店	鳥取市	平成16年3月24日
19	江尾ドライクリーニング	江府町	平成16年3月24日
20	BIRD'S EYE VIEW (バース・アイ・ビュー)	米子市	平成16年10月18日
21	理容みのり	境港市	平成17年1月4日
22	理容わたなべ	境港市	平成17年1月4日
23	ゆき理容所	境港市	平成17年1月4日
24	理容おかわら	境港市	平成17年1月4日

種規格(小規模事業所) つづき

	名称	所在地	初回登録日
25	アダチ理容室	境港市	平成17年1月4日
26	山本理容所	境港市	平成17年1月4日
27	ヘアスタジオ T.M	境港市	平成17年1月4日
28	BARBER CLIPPERS	境港市	平成17年1月4日
29	ヘアポートもりわき	岩美町	平成17年1月4日
30	理容今西	岩美町	平成17年1月4日
31	堀理容所	岩美町	平成17年1月4日
32	理容シミズ	岩美町	平成17年1月4日
33	理容たむら	岩美町	平成17年1月4日
34	カットハウス出口	鳥取市	平成17年1月4日
35	カットクラブボーイズ	岩美町	平成17年1月4日
36	理容つるき	岩美町	平成17年1月4日
37	松本美容室	境港市	平成17年1月4日
38	美容室トレンドヘアワタナベ	米子市	平成17年1月4日
39	ひろ美容室	境港市	平成17年1月4日
40	広瀬美容室	境港市	平成17年1月4日
41	フミ美容室	境港市	平成17年1月4日
42	えんどう美容室	境港市	平成17年1月4日
43	美容室ティアラ	境港市	平成17年1月4日
44	カットハウスまき	境港市	平成17年1月4日
45	カットハウスアミ	境港市	平成17年1月4日
46	まえはら美容室	境港市	平成17年1月4日
47	エムラ美容室	境港市	平成17年1月4日
48	ビューティサロンおもだに	境港市	平成17年1月4日
49	富士美容室	境港市	平成17年1月4日
50	美容室アンティ	境港市	平成17年1月4日
51	かわばた美容室	境港市	平成17年1月4日
52	ヘア&フェイスあづま美容室	境港市	平成17年1月4日
53	美容室クレフ	境港市	平成17年1月4日
54	サロン・ド・まあみ	境港市	平成17年1月4日
55	マロニエ美容室	境港市	平成17年1月4日
56	足口美容室	大山町	平成17年1月4日
57	アヤ美容室	米子市	平成17年1月4日
58	ヒグチ美容室	米子市	平成17年1月4日
59	タニダ美容室	米子市	平成17年1月4日
60	松本美容室	米子市	平成17年1月4日
61	野田美容室	伯耆町	平成17年1月4日
62	モリタ美容室	伯耆町	平成17年1月4日
63	ビューティサロン峰	伯耆町	平成17年1月4日
64	ビューティエム	伯耆町	平成17年1月4日
65	美容室くるみ	伯耆町	平成17年1月4日
66	みき美容室	南部町	平成17年1月4日
67	みさ美容室	南部町	平成17年1月4日
68	矢田理容室	鳥取市	平成17年3月14日
69	Beauty Club OKAMURA	鳥取市	平成17年3月14日
70	ヘアフレックス イケモト	鳥取市	平成17年3月14日
71	ヘアファッション ラファンズ	鳥取市	平成17年3月14日
72	ヘアサロン 鳥取	鳥取市	平成17年3月14日
73	ヘアサロン 一番街	鳥取市	平成17年3月14日
74	メンズサロン みずもと	鳥取市	平成17年3月14日
75	ヘアサロン ナカザワ	鳥取市	平成17年3月14日
76	タニグチ・ヘア・サロン	鳥取市	平成17年3月14日
77	アトリエ シャルム	鳥取市	平成17年3月14日
78	カットスタジオ.ヒラタ	境港市	平成17年3月14日
79	理容スマイル	境港市	平成17年3月14日
80	(有)理容クリニックサロン ホッタ	境港市	平成17年3月14日
81	ビューティーサロン いのうえ	米子市	平成17年3月14日
82	ビューティーサロン いのうえ 成美店	米子市	平成17年3月14日

	名称	所在地	初回登録日
83	カットスペース マーズ	米子市	平成17年3月14日
84	美容室 フィールド	米子市	平成17年3月14日
85	クープ・クレール	米子市	平成17年3月14日
86	ヘア&メイク ルージュAT	米子市	平成17年3月14日
87	ヘア&メイク ルージュ	米子市	平成17年3月14日
88	エリア美容室	米子市	平成17年3月14日
89	カットハウス ヒロ	米子市	平成17年3月14日
90	ヘアスポット テンション	米子市	平成17年3月14日
91	ヘアーズ ポンプ	米子市	平成17年3月14日
92	美容室 おしゃれはうす	米子市	平成17年3月14日
93	マスタ美容室	米子市	平成17年3月14日
94	サロンD ジェミニ	米子市	平成17年3月14日
95	美容室シエル	米子市	平成17年3月14日
96	美容室 髪切館	米子市	平成17年3月14日
97	(有)サロンD アップル	米子市	平成17年3月14日
98	ビューティサロン スマイル	米子市	平成17年3月14日
99	マリア美容室	米子市	平成17年3月14日
100	アーチ	米子市	平成17年3月14日
101	アレキサンダー	米子市	平成17年3月14日
102	アツコの美容室	大山町	平成17年3月30日
103	ヘアサロン尾坂	智頭町	平成17年6月8日
104	味処美佐	境港市	平成17年8月29日
105	ヘアサロンさかもと	琴浦町	平成17年12月28日
106	バーバープラスワンいちだ	琴浦町	平成17年12月28日
107	たくわサンパツヤ	琴浦町	平成17年12月28日
108	クワモト理容室	琴浦町	平成17年12月28日
109	やまだ理容	琴浦町	平成17年12月28日
110	ヘアサロンクワモト	北栄町	平成17年12月28日
111	浜本理容所	北栄町	平成17年12月28日
112	堀江理容所	北栄町	平成17年12月28日
113	光村理容所	倉吉市	平成17年12月28日
114	西村理容所	三朝町	平成17年12月28日
115	吉田理容所	倉吉市	平成17年12月28日
116	理容ナガタ	倉吉市	平成17年12月28日
117	(有)ハート・ステーション Niño	倉吉市	平成17年12月28日
118	(有)ハート・ステーション ケイスカット・ワン	倉吉市	平成17年12月28日
119	梶川理髪館	三朝町	平成17年12月28日
120	ピリオン理容所	湯梨浜町	平成17年12月28日
121	川元理容所	湯梨浜町	平成17年12月28日
122	ヘアサロン シミズ	湯梨浜町	平成17年12月28日
123	ヘアクリニック ウエダ	倉吉市	平成17年12月28日
124	カットハウス ウィンク	倉吉市	平成17年12月28日
125	やすだ理容所	倉吉市	平成17年12月28日
126	平井理容室	三朝町	平成17年12月28日
127	A R I A	湯梨浜町	平成17年12月28日
128	カットハウス準	倉吉市	平成17年12月28日
129	ビューティーはたやま	鳥取市	平成17年12月28日
130	ビューティ・エム	鳥取市	平成17年12月28日
131	美容室タカ	鳥取市	平成17年12月28日
132	なるせ美容室	鳥取市	平成17年12月28日
133	MIEUX & さんわ	鳥取市	平成17年12月28日
134	ビューティーサロン ミサ	八頭町	平成17年12月28日
135	梢美容室	鳥取市	平成17年12月28日
136	美保美容室	鳥取市	平成17年12月28日
137	(有)アダムとイブ	鳥取市	平成17年12月28日
138	奥村美容室	鳥取市	平成17年12月28日
139	キッチンカフェ ルアウ	湯梨浜町	平成17年12月28日

平成18年2月15日

地球温暖化防止に向けたアクションプログラム ～ 未来を創る新ライフスタイルの提案 ～

昨年2月16日に京都議定書が発効し、一年が経ちました。鳥取県では環境に関連した取組みを行っている団体や企業、個人等の集まりである「とっとり環境ネットワーク」が設立され、共に行動する者への参加呼びかけや情報交換が始まるなど、県民の皆さんの環境に対する意識が高まりつつあります。

個人の環境意識の変化や環境への取組みは、徐々ではありますがライフスタイルに変化をもたらし、企業活動をも変えて行くことに繋がります。この流れが更に大きな広がりとなれば、地球環境をも変える力になって行くと思います。

省資源・省エネルギー活動を「我慢」や「押しつけ」と考えるのではなく、これまで慣れ親しんだライフスタイルを見直し、未来を創造する鳥取県らしい新しいライフスタイルを構築する活動とすることを提案します。

県も率先して取り組むとともに、広く県民・事業所等の皆さんに呼びかけていくため、このアクションプログラムを作成しました。

省資源活動の推進

1 県庁率先行動

<事務用品等の効率的な利用>

事務用品を無駄なく使い、封筒・包装紙などの減量化に取り組めます。

- ・使われないまま眠っている事務用品の精査や部署ごとの一元管理により、事務用品の無駄な購入や保管を防ぎます。
- ・県庁へ送られる封筒や包装紙類は、できるだけ少なくしていただくよう呼びかけます。
- ・県庁で使う封筒や包装紙類は、できるだけリサイクルしたものを使います。
- ・包装のない商品を納入していただくよう、販売業者や製造業者へ呼びかけます。

<印刷物の共同利用等>

県庁で読まれる本や雑誌、新聞等はできるだけ共有化し、県庁全体の購入量を削減するとともに、無料で定期的に送付されてくる冊子等についても不要なものは送付をお断りし、古紙の削減に努めます。

2 家庭・事業所への提案

<エコショップ・マイバッグ>

エコショップ認定店を拡大するとともに、マイバッグの使用を呼びかけます。

- ・簡易包装や資源回収などに取り組むエコショップを、スーパーマーケットやコンビニ等へ呼びかけます。
- ・レジ袋の使用抑制や簡易包装の利用など、消費者にゴミの減量に関心を持っていただくキャンペーンを行います。

<環境配慮製品購入の拡大>

リサイクル製品や農業や化学肥料の使用を削減した農産物など環境に配慮した商品を購入する消費者(グリーンコンシューマ)になることを呼びかけます。

- ※ グリーンコンシューマ
商品やサービスを購入する際に、環境面への影響を重視する消費者のことをいいます。

<リサイクルの推進>

市町村と連携しながらリサイクルの推進を呼びかけます。
・廃食油の燃料化や生ゴミの堆肥化など様々なリサイクル活動を市町村と一緒に呼びかけます。

<情報提供・普及啓発>

廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進に関する情報を広く発信します。

- ・廃棄物の処理やリサイクルに要する経費の情報、資源ゴミの集団回収方法など、県民の皆さんが減量化やリサイクルの必要性を理解できて実践活動に結びつくよう情報提供します。

<廃棄物の元を絶つ運動>

県庁職員に廃棄物の元を断つ行動に取り組みます。

- ・水筒を利用してペットボトルの使用を抑えるなど廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ・ごみ減量化やリサイクルに取り組むエコショップ認定店の率先利用やレジ袋の使用抑制に取り組みます。

※ エコショップ認定店

鳥取県では、「余分な包装をしない」、「使った容器を回収する」、「リサイクル製品をおすすめる」などゴミの減量化やリサイクルに取り組むお店をエコショップとして認定しています。

<堆肥化・チップ化>

県庁、県管理公園等で発生する廃棄物の堆肥化・チップ化等の再利用を推進します。

- ・県庁で廃出されるペーパーシュレッダーダストを牛舎の敷糞・堆肥として再利用します。
- ・県管理公園の剪定枝葉をチップ化、堆肥化し、公園内で有効利用します。
- ・公共工事で不要となる樹木の再利用を推進するため、不要・利用情報のデータベース化を進めます。

<公共事業の廃棄物の排出抑制>

公共工事業から発生する廃棄物の排出抑制を推進します。

- ・公共工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、建設発生木材等の建設副産物の発生抑制、再利用及び再資源化施設への搬出を促進します。
- ・県庁が発注する公共事業において、再生資源を利用して製造されたリサイクル製品を積極的に利用し、省資源化を推進します。

<グリーン商品等の購入>

グリーン商品等の購入を推進するとともに、市町村等へも購入を呼びかけます。

- ・環境負荷の低減を考慮した物品、サービスを購入(グリーン購入)します。
- ・鳥取県認定グリーン商品などのリサイクル製品を県庁の物品購入、公共工事業等で率先して利用します。

※ 鳥取県認定グリーン商品

県内で発生した循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用し、県内で製造加工、販売される商品について、一定の基準に適合するものを鳥取県認定グリーン商品として認定しています。

3 産業界への提案

<産業界の廃棄物の排出抑制>

産業界の廃棄物の排出抑制を呼びかけます。

※ ゼロエミッション

生産活動の結果排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成しようとする取組です。廃棄物や廃熱として捨てられているものを活用して、無駄に燃やされたり、埋められたりしないようにします。

<リサイクルシステムの構築>

リサイクル原料、技術及び販路など、効果的なリサイクルシステムを提案します。

- ・大学等のもつ技術シーズと企業技術などのコーディネートを行って、可能などころからリサイクルシステムを確立します。
- ・企業の廃棄物情報を収集して、リサイクル企業とのマッチングを一層推進します。
- ・廃プラスチックなど市町村を越えてリサイクルをした方が効果的な廃棄物について、広域的なリサイクルを推進します。

<リサイクルの推進>

市町村と連携しながら産業界のリサイクル推進を呼びかけます。

- ・解体工事に係る講習会開催など、リサイクルや適正処理を目指した分別解体方法について提案します。
- ・溶融スラグ(ごみの焼却灰を高温で溶かし固形物にしたもの)について、市町村と連携して有効活用方策や販路開拓などについて研究します。
- ・企業が行うリサイクル施設・設備の設置を支援します。

<リサイクル新技術・新製品等の研究>

産学官連携によるリサイクル新技術・新製品の開発を推進します。

<グリーン商品等のPR・支援>

県内で製造されたリサイクル製品を認証し、PR・販路拡大を推進するとともに、環境への負荷ができるだけ少ない物品やサービス等の購入を呼びかけます。

【鳥取県認定グリーン商品】

- ・鳥取県グリーン商品認定制度により、循環資源(廃棄物・間伐材)を利用した商品を認定します。

- ・鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会が行う鳥取県認定グリーン商品の販売促進を目的とした広報誌の発行やホームページによるPR、商品展示会及び商談会の開催を支援します。
- ・鳥取県認定グリーン商品認定取得業者が、県、市町村の工事担当者や建設業界に対して行う商品プレゼンテーションの場を提供します。
- 【リサイクル製品販売促進】
- ・リサイクル製品の販路拡大を目的として、県外展示会・見本市の出店等を支援します。
- 【グリーン購入推進】
- ・グリーン購入とっとりネットと連携しながら、ホームページなどによる普及啓発を通じて、消費者のグリーン購入を推進します。
- ※グリーン購入
- 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

省エネ活動の推進

1 県庁率先行動

<電気使用量の削減>

県庁のエネルギー使用量の更なる削減に努めます。

- ・電気機器の購入・更新にあたっては、省エネ機能を重視するとともに、魔法瓶など電気を使用しない製品の導入についても取り組みます。
- ・施設の最大電気使用目標を設定し、目標値が近づくと注意を喚起し、電気使用量の抑制に取り組みます。
- ・施設の省エネ診断を行い、省エネ効果が期待できる施設の改善に取り組みます。

<ウォームビズ・クールビズ>

ウォームビズ・クールビズに取り組みます。

- ・過度に冷暖房機器に頼らなくてもよい服装（ウォームビズ・クールビズ）を呼びかけ、省エネルギーに配慮した冷暖房の温度設定を行います（冷房28℃以上、暖房18℃以下）。

- ・簡単な雨水タンクによる植栽への散水や自動車の洗車への利用など、雨水利用設備、導入場所、利用方法などについて研究し、呼びかけます。

<環境配慮活動に取り組む団体等への支援>

省資源・省エネルギーなどの環境配慮活動に取り組む団体等を支援します。

- ・環境に関する様々な情報を共有し、共に活動に取り組む「とっとり環境ネットワーク」の活動を支援します。
- ・環境に関するセミナー、イベントなど環境配慮活動を行う団体等を支援します。
- ・すぐれた環境配慮活動を表彰します。
- ※ とっとり環境ネットワーク
- とっとり環境ネットワークは、H17.6月に設立された地球温暖化防止活動など環境にやさしい行動を行う団体、企業、個人のネットワークです。

3 産業界への提案

<産業界の省エネルギー>

企業や農林水産業分野の化石燃料削減活動について研究し、呼びかけます。

- ・産業界の省エネ診断や省エネ効果が期待できる改善について研究し、呼びかけます。
- ・農林業分野における石油製品及び機具等の燃料消費量の削減について研究し、呼びかけます。
- ・漁業分野における石油製品及び漁船等の燃料消費量の削減について研究し、呼びかけます。

自然エネルギーの導入

1 県庁率先行動

<自然エネルギーの率先利用>

木質バイオマス利用や太陽光発電など、可能なところから自然エネルギーの県庁率先導入に取り組みます。

- ・県有施設や県立高校へ木材を利用したペレットストーブやペレットボイラーの導入を推進します。
- ・港湾・漁港の防波堤に設置される安全標識灯を、電池式から太陽光発電方式に順次更新します。

2 家庭・事業所への提案

<自然エネルギー導入の提案>

<緑化推進>

学校や公共施設などの屋上緑化、グラウンドの芝生化を推進します。

<雨水利用>

簡易な雨水タンクによる植栽への散水や自動車の洗車への利用など、公共施設での雨水利用について研究し、取り組みます。

2 家庭・事業所への提案

<家庭で取り組む省エネ活動>

家庭での省エネ活動を「家族団らんの場」として呼びかけます。

- ・1つの部屋に家族みんなで集まれば、テレビや照明、冷暖房も効率的に利用できます。
- ・家族が一緒に食事をすれば、食事の暖め直しが必要なく食器をまとめて洗うことができ経済的です。
- ・誰も使っていないエネルギー、使わなくても差し支えないエネルギーを家族みんなでチェックすれば、光熱費もずいぶん助かります。

<省エネ家電の導入推進>

家庭での消費電力を削減するために、省エネ型家電の導入を呼びかけます。

- ・家庭へは、家電製品を購入する際に電力消費量の少ない省エネ家電の購入を呼びかけます。
- ・事業者へは、省エネ型家電に関する情報を店頭に表示するなど消費者が省エネ家電を購入しやすいサービスの提供を呼びかけます。

<省エネ住宅・事務所に向けての取組み>

環境にやさしい住宅・事務所について研究し、呼びかけます。

- ・仕上げ材等を石油製品から自然素材に転換を図るため、自然素材の魅力をPRします。
- ・住宅・事務所について住宅性能と環境負荷を同時に評価するシステムについて研究し、皆さんにわかりやすい形で提示します。
- ・事業者へは、省エネ診断や廃熱の有効利用など省エネ効果が期待できる改善を提案します。

<雨水利用>

地域の公園、公民館、学校等への雨水利用設備の設置について研究し、呼びかけます。

木質バイオマス利用や太陽光発電などの自然エネルギー導入について、市町村と連携して広く呼びかけます。

- ・化石燃料に比べて大幅に二酸化炭素を削減することができる住宅用太陽光発電やペレットストーブなど自然エネルギーの導入を呼びかけます。

<産学官連携による技術開発等>

産学官連携による木質バイオマス活用や小水力発電など自然エネルギーに関する新技術や新製品の開発に取り組みます。

自転車・公共交通機関の利用やエコドライブの推進

【エコドライブの例】

- ・経済速度を心掛け、急発進・急停車をやめる・車の定期的な整備や点検を行う
- ・タイヤの空気圧を適正に保つ
- ・無駄な荷物を乗せたまま運転しない
- ・駐車時等の不必要なアイドリングをやめる
- ・駐車場は車の流れを止めないように など

1 県庁率先行動

<アイドリングストップ・エコドライブ>

職員はアイドリングストップ宣言者になるとともに、エコドライブにも積極的に取り組みます。

<低公害車の導入>

公用車の低公害車導入を推進します。

- ・公用車の更新に際して、作業車等で低公害車がないものを除き、実用段階にある低公害車の100%導入を実施します。

<公共交通機関の利用促進>

職員の公共交通機関の利用を推進します。

- ・通勤時の公共交通機関の利用や交通連携「パーク&ライド」について取り組みます。

※パーク&ライド

最寄りの駅やバス停に近接した駐車場まで自家用車で行き、公共交通機関に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法です。

<公用車の効率的利用・公用自転車の導入>

公用車の乗り合せ出張など効率的な利用や公用自転車導入による近隣の出張利用について研究し、取り組みます。

<BD Fの利用>

県庁公用バスで、廃食油を原料としたバイオディーゼルの実証試験を行いません。

2 家庭・事業所への提案

<アイドリングストップ・エコドライブ>

家庭や事業所の皆さんにアイドリングストップ、エコドライブの取組を呼びかけます。

- ・家庭の皆さんへは、アイドリングストップ宣言者になることを呼びかけます。
- ・事業所の皆さんへは、アイドリングストップ推進事業所になることを呼びかけます。・アイドリングストップの呼びかけと併せて、エコドライブについても呼びかけます。
- ・低燃費車・低公害車の利用を呼びかけます。

<自転車・公共交通機関の利用促進>

家庭や事業者等にパーク&ライド公共交通機関の利用促進を呼びかけます。

- ・自転車や公共交通機関を使った買い物、通勤などを呼びかけます。
 - ・自転車の利用が促進されるような方策について研究し、呼びかけます。
 - ・ノーマイカーデーや公共交通機関による出張などに取り組む環境にやさしい公共交通機関利用推進企業になることを呼びかけます。
- ※ 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業
公共交通機関の利用を推進する取組を行うことにより、環境保全や地域の自立など地域社会に貢献する企業を「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業」として知事が認定します

環境教育・学習の推進

1 県庁率先行動

<職員研修>

県庁全職員が環境教育・学習に参加します。

<低公害車の導入>

公用車の低公害車導入を推進します。

- ・全職員に対してISO14001の研修を通じて、リサイクル、廃棄物処理、地球温暖化防止などの研修を行ないます。

- ・庁外で開催される廃棄物処理、リサイクル、地球温暖化などをテーマとした研修会への参加を呼びかけます。

2 地域・家庭・学校・事業所等への提案

<環境教育・学習の提案・支援>

地域・家庭・学校・事業所などで環境教育・学習の取組が推進されるよう呼びかけます。

【共通事項】

- ・環境に詳しい専門家を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録し、環境教育の現場に派遣します。
- ・地域において省エネ活動や自然エネルギーの導入などの草の根活動を牽引するリーダーの発掘・育成や、登録アドバイザーを県外研修へ派遣するなど広範囲な知識の習得を支援します。

【地域・家庭・事業所への提案・支援】

- ・衛生環境研究所等の県内施設において環境教育・学習を行なうとともに、実施している環境教育プログラムを広報します。
- ・ホームページでの情報提供と共に、地方機関に環境学習コーナーを設置し、環境教育・学習に役立つ情報の提供や県職員による出前講座を行います。
- ・未来をひらく鳥取学（とっとり県民カレッジ主催）「自然・環境」科目で、環境教育・学習を行います。
- ・こどもエコクラブ交流会開催などを通じて、活動の支援を行います。

【学校への提案・支援】

- ・学校で使用する教材を作成し、配布します。
- ・県登録のアドバイザーなどによるモデル授業を開催して、学校での環境教育を推進します。
- ・小・中学校へ環境教育全体計画の作成を呼びかけます。
- ・鳥取大学、鳥取環境大学の先生を、高校へ派遣します。
- ・県立高等技術専門学校において、カリキュラムの一環で、環境教育を行ないます。
- ・自然体験学習のできる自然科学館や自然の家などの施設を整備し、環境教育の場を提供します。
- ・大学、高専が行う環境学術研究に対して支援を行います。

環境管理システムの取得拡大

1 県庁率先行動

<環境管理システムの取得拡大>

環境管理システム（TEAS、ISO14001）の取得を産業技術センター（米子庁舎）や県立高校、高等技術専門学校などに拡大します。

<低公害車の導入>

公用車の低公害車導入を推進します。

- ・公用車の更新に際して、作業車等で低公害車がないものを除き、実用段階にある低公害車の100%導入を実施します。

2 地域・家庭・学校・事業所等への提案

<環境管理システムの取得拡大>

環境管理システム（TEAS、ISO14001）の取得を産業技術センター（米子庁舎）や県立高校、高等技術専門学校などに拡大します。

<鳥取県版環境管理システムの取得拡大>

鳥取県版環境管理システムの取得を学校・家庭へ広く呼びかけます。

- ・鳥取県環境推進企業協議会と連携して、鳥取県版環境管理システム取得のための実践講座や取得相談を開催します。
 - ・環境教育・学習を推進するため、小中学校へも認証取得を呼びかけます。
- ※ 鳥取県版環境管理システム
地域・家庭・学校・事業所等での地域環境配慮活動への取組を容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度です。
- ◇ 第Ⅰ種 : ISO14001取得を目指す県内の中小企業向けです。
 - ◇ 第Ⅱ種 : 中小企業や高等学校向けです。
 - 第Ⅲ種 : 小規模事業所、小学校・中学校、家庭・地域向けです。

「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」を進めるにあたって

アクションプログラムの推進

- ・アクションプログラムを着実に推進するため、県庁内に取組み項目ごとに担当課を決め、県庁全体で推進に取組みます。
- ・このアクションプログラムは、ホームページなど県の広報媒体により広くお知らせするほか、「とっとり環境ネットワーク」や環境NPOなどと協働して取組みを呼びかけます。
- また、市町村へも連携を呼びかけるとともに、自治会や公民館など地域の団体へも呼びかけていきます。

アクションプログラムの見直し

- ・アクションプログラムは、県民・事業者の皆さんの意見を聞きながら、常に見直ししていきます。

【お問い合わせ先】

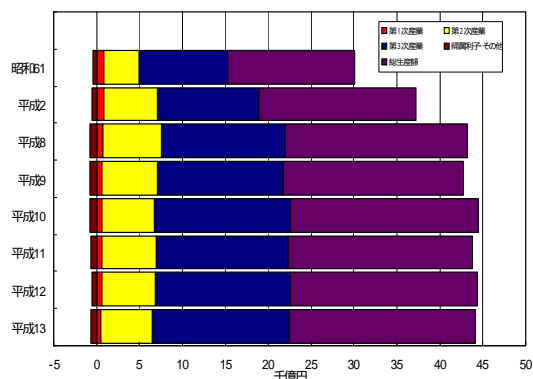
鳥取県生活環境部環境政策課（地球温暖化対策室）

Tel: 0857-26-7879 Fax: 0857-22-4240

資料6 関連資料

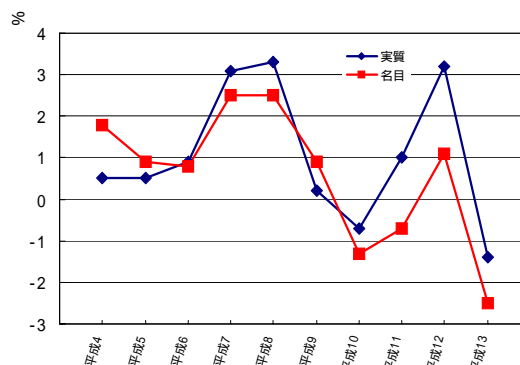
【社会経済・交通の状況等】

県内総生産の産業別の推移



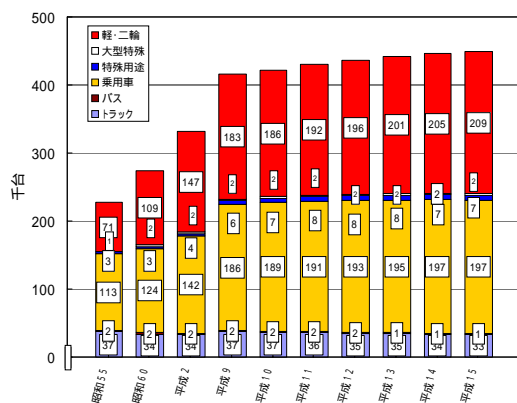
「平成13年度県民経済計算報告書」

鳥取県の県内総生産の成長率の推移



「平成13年度県民経済計算報告書」

鳥取県における自動車保有台数の推移



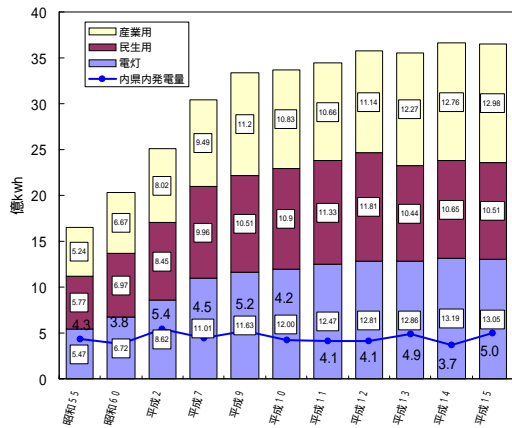
鳥取県自動車数調（鳥取陸運支局）より作成

【資源利用の状況】

[1] 電力消費・石油製品の消費

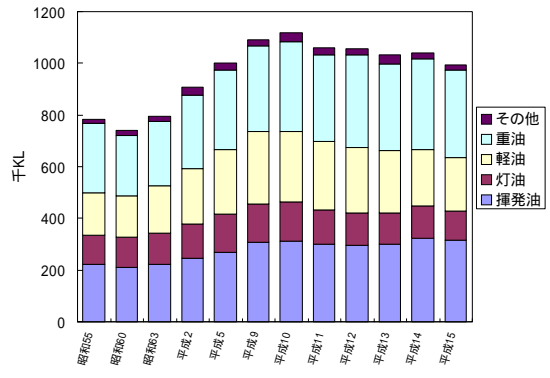
電力消費

(「鳥取県統計月報」より作成)



石油製品の消費

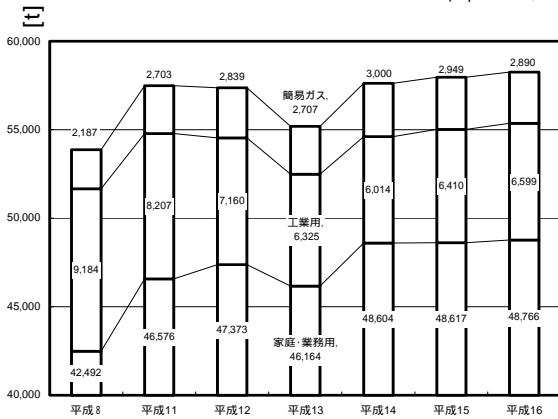
(「資源エネルギー統計年報」経済産業省より作成)



[2] ガスの消費

鳥取県におけるプロパンガス販売量の推移

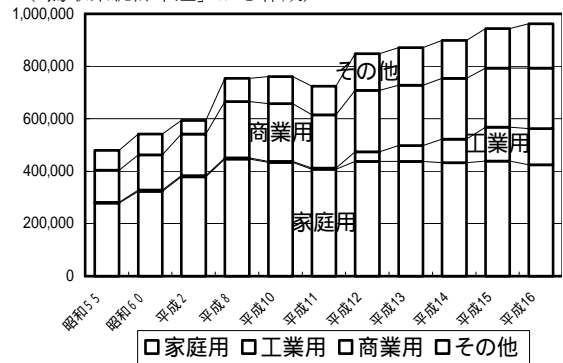
単位：トン



鳥取県における都市ガス販売量の推移

単位：1000Mj

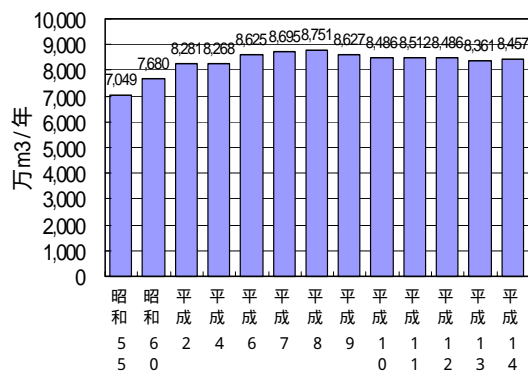
(「鳥取県統計年鑑」から作成)



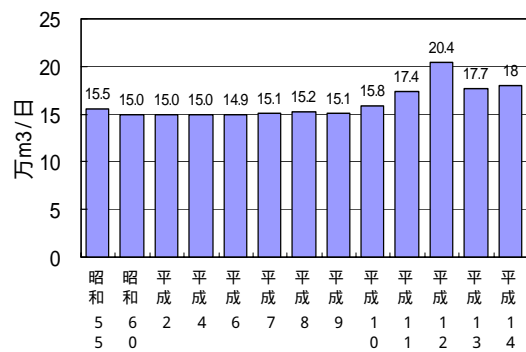
[3] 水の使用

鳥取県内における水需要量の推移

水道用水



工業用水



この環境白書は、次の各課が執筆し、生活環境部環境政策課が取りまとめました。

総務部	税務課、教育・学術振興課、管財課、西部総合事務所
企画部	地域自立戦略課、協働推進室、交通政策課
文化観光局	文化政策課、観光課
生活環境部	環境政策課、衛生環境研究所、循環型社会推進課、 食の安全推進課、景観まちづくり課、公園自然課、住宅政策課
商工労働部	産業開発課
農林水産部	農政課、経営支援課、生産振興課、畜産課、耕地課、 林政課、森林保全課
県土整備部	道路企画課、道路建設課、河川課、治山砂防課、空港港湾課
企業局	工務課
教育委員会	小中学校課、小中学校課、高等学校課、家庭・地域教育課、 教育環境課、文化課

環境関連ホームページのご紹介

鳥取県では、インターネット上に次のような web サイトを設けて、環境問題、環境行政に関する様々な情報を提供しています。どうぞご覧下さい。

<とっとりエコなび>

<http://www.pref.tottori.jp/seikatu/kankyo/>

また、とっとりエコなびの中から、次の内容について知ることができます。ご利用ください。

- ・環境についての統計資料 (大気や化学物質の状況 等)
- ・許可・申請 (水質汚濁防止法に基づく届出 等)
- ・条例・規制・基準 (鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例 等)
- ・鳥取県環境白書 (平成 15 年版以降の白書があります)
- ・鳥取県環境基本計画
- ・鳥取県環境立県アクションプログラム、及び同概要版
- ・各種計画 (中海水質保全計画 等)
- ・環境教育資料 (環境教育アドバイザーの紹介 等)
- ・イベントカレンダー

平成 17 年度版 鳥取県環境白書

平成 18 年 3 月発行

編集・発行 鳥取県生活環境部環境政策課
〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 2 2 0 番地
電話 (0857) 26-7111 (代表)
内線 (7205)
E-mail kankyouseisaku@pref.tottori.jp